

## 海外における火葬と散骨の規制法について

|        | 火葬率            | 主な宗教                                | 火葬方法                        | 散骨方法        | 法律  | その他  |
|--------|----------------|-------------------------------------|-----------------------------|-------------|---|--|
| フランス   | 36.8% (2017年)  | ・カトリック<br>(復活思想)                    | 本人の同意が家<br>族意思              | 火葬後<br>粉骨化  | 散骨会、出年没年、散骨の日時場所を出生地<br>に届ける。                               | 人口200人の自治体は散骨場所を用意。火葬場内の庭（泛生）墓地内に散骨<br>あり。自宅に焼骨収載できない。分骨も不可。（パリ市セーヌ川は禁止）   |
| イギリス   | 77.05% (2017年) | ・プロテstant<br>(復活思想)                 | 本人の同意が家<br>族意思              | 火葬後<br>粉骨化  | 墓地内散骨。  | 汚染防止法あり<br>(1974年制定)<br>地方自治体の水管当局に届出義務あり。墓地、火葬場散骨メモリアルガーデンエリアに埋葬、有期徒刑10年後散骨。散骨の2週間に届出義務あり。<br>他人遺骨が家族意思                         |
| ドイツ    | 62.02% (2017年) | ・カトリック<br>・プロテstant<br>(復活思想)       | 本人の同意が家<br>族意思              | 火葬後<br>粉骨化  | -   | 埋葬義務あり。分骨、自家以蔵は禁止。州法に、散骨の規定ありは約半分で<br>ある。記載なしは、散骨禁止である。<br>海葬の場合骨壺密封して公海上に沈める。海葬は、散骨ではない。  |
| スウェーデン | 81.3 % (2017年) | ・ルーテル園教会<br>・少數イスラム教(移民)<br>・創立     | スウェーデン火<br>葬協会(1882年<br>創立) | 火葬後<br>粉骨化  | 散骨、届出（許可墓地内）<br>◎給与から、埋葬税を充引き。年収の1%程度。<br>死後、火葬や墓地を用意されている。 | 州法で墓地法を定める<br>(ただし実態2.5万人/年)<br>海や湖、河川の散骨少ない。20年更新可能な墓地あり。<br>墓碑を建立しない無名墓(ミニネルステン)や散骨墓地がある。                                      |
| アメリカ   | 51.55% (2017年) | ・プロテstant<br>(復活思想)                 | 本人の同意が家<br>族意思              | 火葬後<br>粉骨化  | カリフォルニア 3海里<br>海洋、湖水墓地内8分の1                                 | EPAの混合3海里(5.5km)以上離地から離れる。30日以内に報告義務(許可届、<br>事後報告)。散骨(1/8インチ以下)にする。<br>州法(カルフォルニア他)<br>4時間以内に分解する骨壺素材使用。◎散骨業者営業の届出義務あり。          |
| 韓国     | 84.6% (2017年)  | ・仏教<br>・キリスト教<br>・カトリック<br>・プロテストント | -                           | 火葬後<br>取骨粉骨 | 70%收骨する習慣がある。   | あり(2000年葬法制定)<br>改正自然葬<br>自然葬としての樹木葬・霊粉化すること。届け出側(墓地記録を残す。)墓地内30cm以下に埋める。  |
| 中国     | 49% (2010年)    | ・仏教<br>・道教他                         | -                           | 火葬後<br>粉骨   | 海上葬 環境配慮<br>大通5, 6千   | あり「殡葬管理」<br>元。自然葬推進(国の方針)しかし、現実には墓葬発展で空前の墓地ブーム。<br>台北市法規制、棺葬 届け出制<br>墓地内   |
| 台湾     | 96.88% (2017年) | ・道教<br>・キリスト教                       | -                           | 火葬後<br>取骨粉骨 | -   | 海葬、樹木葬「節地生態安葬」。海葬率、汎用は補助金5000元(75,000<br>円)。自然葬推進(国の方針)しかし、現実には墓葬発展で空前の墓地ブーム。<br>自然葬 海葬(6000公尺)離す。申請者証明<br>死者の證明書<br>届け出制<br>墓地内 |
| シンガポール | 80.5% (2017年)  | ・仏教<br>・キリスト教<br>・ヒンドゥ、イスラム教        | -                           | 火葬後<br>粉骨   | 海葬 (墓地不足で国外搬出(NEA)墓地15年<br>貯付) イスラムは火葬禁忌・ヒンドゥ他              | 南セマ力ウ島沖南約2.8キロの限定期間で散骨。タナメラで海葬実施。海事<br>港湾局(MPA)毎日午前7時から午後7時まで行う。   |
| 日本     | 99.9%          | ・仏教他                                | -                           | 火葬後<br>取骨   | 明文化なし   | 豪華法記載なし<br>ルール無し。自治体単位条例あり。改葬逸骨の散骨が問題。   |

(注)この比較表は、長江龍子聖徳大学教授が作成されたもので、本文における記述とは必ずしも一致しないものである。

第 6

## 海洋散骨現地調査まとめ

日時：2020年12月23日 10時40分～12時50分

場所：観音崎沖（出航地：横浜ベイサイドマリーナ）約1.0km以上

観音崎灯台と東京湾観音を結んだ線の周辺海域



乗船した船

### 船の仕様

製造会社：米国マーキー社製クルーザータイプ

船の大きさ：18トン

エンジン出力：960 kW

最高速度：約63km/h

不定期航路免許証の名称： 横浜観音崎周遊航路（許可の期限はなし）

出航地：みなとみらいのふかりさん橋（全行程35.52km、所要時間約120分）

旅客可能人数：平水区域以外に少し出るので旅客12人、船員3人 合計15人

通常の海洋散骨の場合、乗船客10人までにしているとのこと。

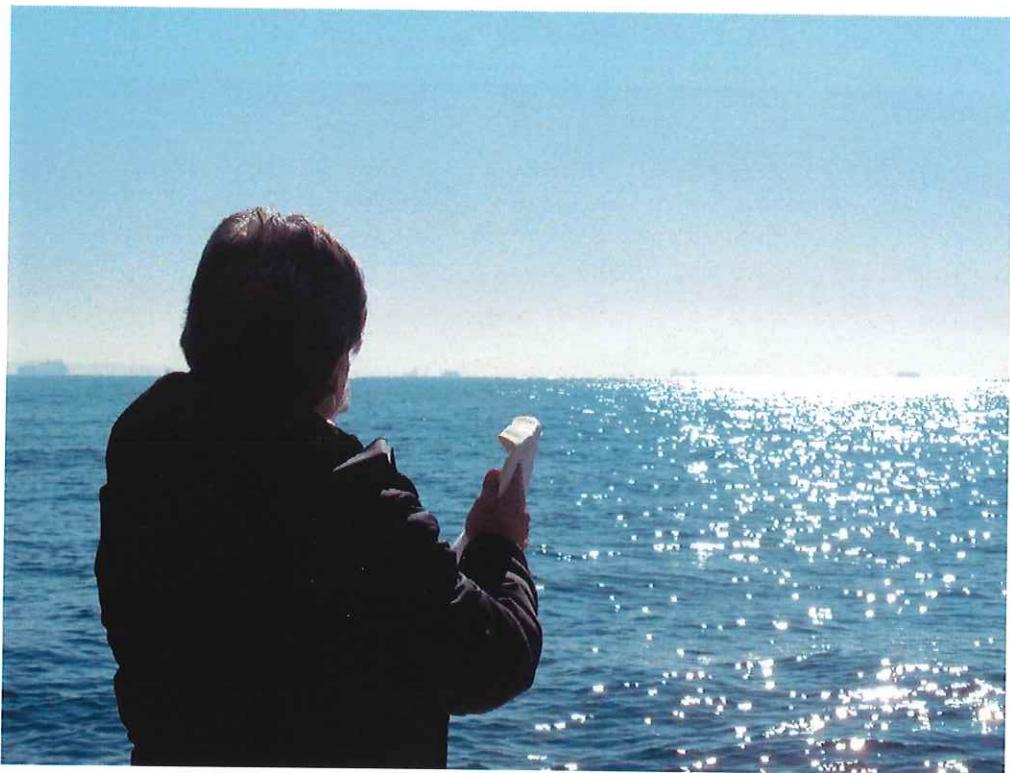
観音崎沖到着：11時40分頃



観音崎灯台沖合



水溶性の袋に入れたご遺骨と花びら



海洋散骨する様子



花びらをまくところ



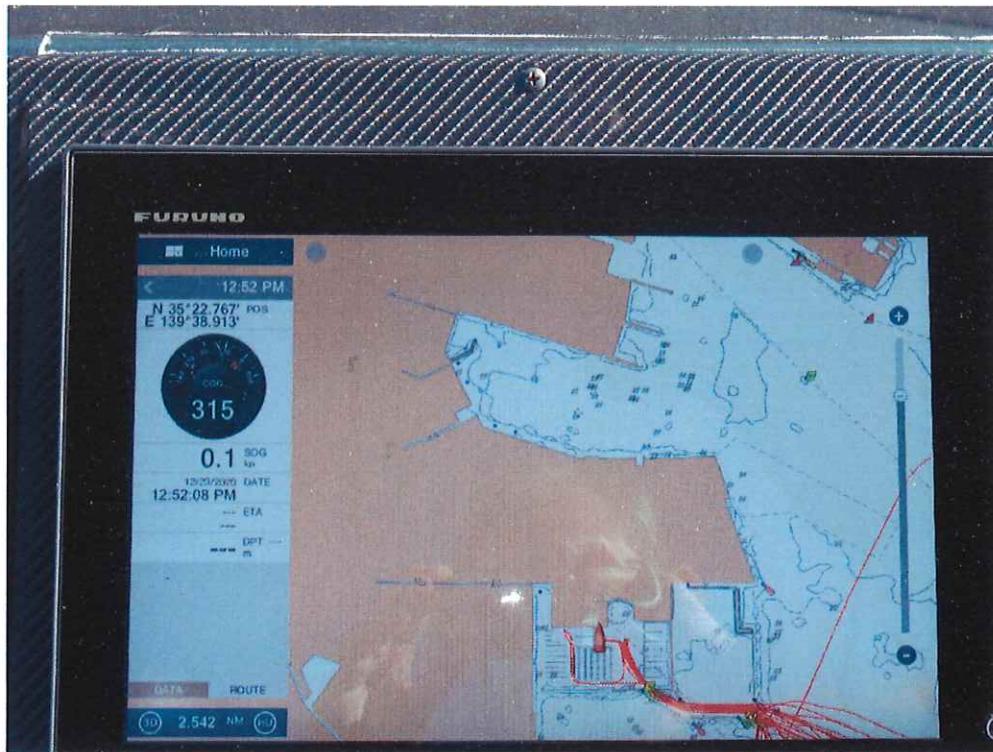
お見送りのため海洋散骨を行い花びらをまいた後に、八点鐘を鳴らす。



海洋散骨を行った後、お別れのため散骨した場所周辺を1~3回まわる。

後日、お参りに来たい場合は観音崎灯台から東京湾観音（富津市）を望んだあたりに行けば、海洋散骨を行った場所が見ながらお参りができるとのことである。

通常の場合は、出航地がみなとみらいのپかりさん橋であるが今回は横浜ベイサイドマリーナ（鳥浜）であったので、所要時間は少し短くなった。



船の緯度経度の表示

この GPS の表示を基に海洋散骨した地点（緯度と経度）と写真を送付して確認をしてもらっているとのことでした。

## 第7 散骨事業者アンケート調査のまとめ

### 1 趣旨

海洋散骨事業者 2 団体と陸上散骨 1 企業にアンケート調査を行い、その内容をまとめた。

### 2 概況

一般社団法人日本海洋散骨協会 平成 26 年 12 月 1 日設立

会員数 40 社

一般社団法人海洋散骨船協会 2016 年 6 月 30 日設立

会員数 11 社(2020 年 12 月現在、うち散骨を行っているのは 10 社)

戸田葬祭サービス株式会社 2004 年 3 月 5 日設立 事業開始 2008 年

8 月 12 日

### 3 主たる活動場所

- ・海洋散骨協会 会員の主たる活動場所

小樽沖、釧路沖、函館沖、塩釜沖、小名浜沖、大洗沖、東京湾、相模湾、羽田沖、横浜沖、千葉内房、葉山沖、新潟空港沖、富山沖、駿河湾、志摩半島沖、英虞湾、五ヶ所湾、三河湾、伊勢湾、若狭湾、天橋立・宮津・大阪湾・瀬戸内海、大阪湾、若狭湾、播磨灘、和歌山湾、岡山沖、四国沖、瀬戸内海、舞鶴沖、土佐湾、能古島沖、鹿児島湾沖、沖縄、宮古島

- ・海洋散骨船協会 会員の主たる活動場所

東京湾、相模湾、福島県

・戸田葬祭サービス 陸上散骨 島根県隠岐郡、海士町カズラ島(990m2)

### 4 散骨実施数

- ・海洋散骨協会

2019 年度報告総件数 1,214 件、

2018 年度報告総件数 1,019 件

- ・海洋散骨船協会

2019 年度総件数 893 件

例年春から夏にピークを迎え、秋以降は、件数が減少する。2020 年はコロナの影響で 5 月以降の件数が伸び悩み、各社低迷。11 月の件数が例年になく伸びている。

|       | 4月 | 5月 | 6月  | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 |
|-------|----|----|-----|----|----|----|-----|-----|
| 2019年 | 68 | 93 | 100 | 88 | 85 | 70 | 140 | 85  |
| 2020年 | 60 | 30 | 57  | 43 | 27 | 57 | 127 | 107 |

|       | 1月 | 2月 | 3月 | 合計  |
|-------|----|----|----|-----|
| 2019年 | 18 | 38 | 43 | 893 |
| 2020年 |    |    |    | 508 |

- ・戸田葬祭サービス ここ5年間で、散骨数は78体。
- 事業開始時からの実施件数(2008年10月～2020年9月) 170件

\* 「散骨船協会」の会員が「散骨協会」の会員の委託を受けて、船を運航するケースもあり、両者の数字にはだぶりがあると考えられる。

#### 5 問4 複数主体の実施の場合の主体はだれか。

募集・実施、搬送、粉骨、お別れの儀式等の一連の事業が複数の主体で実施される場合の主たる事業者は、募集団体と考えてよいかを問うた。

- ・海洋散骨協会 協会の定めるガイドラインに則り行うが、主たる事業者は、募集事業者と考えてよい。
- ・海洋散骨船協会 会員会社の任意に任せているが、一般的には募集会社が全体事業のとりまとめをしていると思われる。

#### ・戸田葬祭サービス

粉骨は、東京の自社の施設又は現地の火葬場にある町営の粉骨施設のいずれかを使っている。

現地までの移動は、それぞれが行い、海士町の船着き場からカズラ島までは、無料の船で搬送。

散骨後、海士町の慰靈所で地元僧侶による供養法要がある。カズラ島は、国定公園であり、施設の設定はできないので、施設はない。

#### 6 契約等

##### ○ 標準契約約款を定めているか

- ・海洋散骨協会

協会としては、標準契約約款を定めていない。

- ・海洋散骨船協会

協会としては定めていないが、海洋散骨ディレクター講習において散骨受注時の確認事項や注意事項を説明し、同意書、委託書を取り交わすことを勧めている(テキスト第6章2-2, 2-3, 2-4)。

##### ○ 事業内容の説明をどう行っているか

- ・海洋散骨協会 散骨申請があったとき、申請者・喪主及び本人に対し、書面で、社員が説明を行う。

\* 同協会では、アドバイザー検定の取得を入会の条件としている。

- ・海洋散骨船協会 海洋散骨ディレクター講習で、事前の説明、確認事項や当日の服装等について説明し、指導している。

\*遺骨のお預かり、粉骨、日程と人数、散骨海域、集合場所や服装、散骨証明書の発行、セレモニーの手順等について説明。

#### ○ 契約時の留意点

海洋散骨船協会では、次の注意点を「海洋散骨ディレクター講習のテキストで明らかに」している。

##### ① 葬許可証を確認

犯罪行為に巻き込まれないため。正しい手続きにより火葬された遺骨であることが明らかにする。埋葬許可証がない場合は、受託すべきではない。

##### ② 遺骨の管理者を確認

海洋散骨は必ずしもすべての人が賛成しているわけではない。お墓に安置し、定期的にお墓参りをするという考え方も根強い。特に親戚の人が関わる墓じまいでは、意見が統一されていないことがありうる。申込人が遺骨の管理に対して正当な権限者であることを事前に確認し、確認したことを書類に残しておくことが必要である。

##### ③ 同意書や受託書の作成を行うこと。お互に署名、捺印をして、保管すること。

#### ○ 意思確認の範囲

- ・海洋散骨協会 協会としては、特に決めていない。

- ・海洋散骨船協会 申込人が正当な祭祀の継承者であることを確認するよう指導。正当な祭祀の継承者であれば、その方と書類を交換する。

意思確認の方法としては、それぞれの家庭にご事情があるので、家族全員の承諾書は推奨していない。

- ・戸田葬祭サービス 申請者本人及び2親等内の親族の意思を確認。

#### ○ 意思確認の形式

日本海洋散骨協会 各事業者に任せている。

日本海洋散骨船協会 家族全員の承諾書は推奨していない(施主又は喪主の承諾書と推定される)。

戸田葬祭サービス 契約書の取り交わし。

#### 7 散骨の運営上、どういったことが問題となっているか。

- ・海洋散骨協会 地元業者(漁師)等との問題や料金の安い業者の参入(代行散骨)

##### ・海洋散骨船協会

海のルールやマナーを知らないプレジャー・ボートの散骨が増加し、当協会の会員からみれば、節度を持たない散骨が行われ、散骨事業の健全な発展を妨げることを危惧。

### ① 節度の問題

砂浜や堤防の上からの散骨する等ルール無視の散骨のうわさがある。余りに節度のない散骨であれば、葬送の目的とは言えず、死体遺棄、不法投棄になる。海岸や海水浴場付近、養殖場や定置網付近及び淡水域の散骨は、当協会では禁止。

### ② 海域

熱海市や伊東市を除き、海域に関する規制はない。両市とも、ガイドラインの形で法的規制ではない。海上からの散骨も、余りに海岸から近く、陸上から散骨をしている姿が容易に確認できる状況では、沿岸の住民に不快な感情を誘うことにも。岸や他船からある程度距離を取ることも必要。熱海市や伊東市が提唱する10キロ以上となると散骨そのものが大きな負担。乗客にとっても負担。チャーター料金も高騰する。1,000メートル離れば、動作は判別できない。当協会では、1キロ以上を取るよう指導。

### ③ 船舶の問題

散骨船は、海上運送法の内航海運業に該当せず。貨物船の資格や届けの必要なし。顧客を乗せず、遺骨だけを預かる散骨(「代行散骨」)は全く資格を要せず、友人や知人に頼んで散骨する、又、漁船を使う等が見受けられる。又、遺族を乗せて散骨する場合、旅客船の資格が必要だが、漁船や遊漁船に依頼することも見受けられる。これは違法ですが、違法意識が乏しいのが現状。こうした場合、保険に入加入せず、もし事故が発生すれば、大きな社会問題に。

散骨に関する法整備、船舶や事業者への教育が必要。

- ・戸田葬祭サービス 現時点ではなし。

## 8 粉骨の基準を定めているか

- ・海洋散骨協会

定めて実施している。 1～2ミリ以内

- ・海洋散骨船協会

海洋散骨ディレクターテキストでは、人骨とわからない程度に粉碎することを指導。一般的には2ミリ以下と説明。

- ・戸田葬祭サービス

1ミリ以内。弊社での粉骨のみの取り扱い。

## 9 散骨の場所を特定しているか。顧客に示しているか。

- ・海洋散骨協会

海上で1海里離れて場所で実施

- ・海上散骨船協会

海洋散骨契約時に、明示するよう、海洋散骨ディレクター講習テキストで指導。

\* 海域を説明、予定海域までの所要時間、天候による水域や日程変更等を説明。

- ・戸田葬祭サービス

契約書および案内書等で個客へ確認。

#### 1.0 海洋散骨の場合の顧客の安全性の確保について

- ・海洋散骨協会 旅客不定期航路事業の申請を行うよう指導。借りた船の場合でも、旅客不定期事業の申請許可を取得している船舶を使用するよう推奨。

- ・海洋散骨船協会

会員は、旅客船資格を持った事業者のみ。運輸局の指導に従い、海上輸送の安全に努めることを誓約。

#### 1.1 海上散骨の場合の安全性の確保

- ① 旅客船使用・保険契約 ②船舶運航者に研修を受けさせる ③ライフジャケットの使用の義務付け ④顧客に契約時に指導 ⑤その他  
(以上の5指の選択)

- ・海洋散骨協会

①から⑤に対し、「旅客不定期航路事業」の申請を行うよう指導。借りた船についても、上記申請許可を取得している船舶を使用するよう推奨。

- ・海洋散骨選挙会

① ③及び④ 当協会の会員は、旅客船資格を持った事業者のみの境界で、運輸局の指導に従い、海上輸送の安全に努めることを誓約。

#### 1.2 海岸からの距離

- ・海洋散骨協会 おおむね1海里（1852m）

- ・海洋散骨船協会 最低1キロの距離を確保するよう指導。

#### 1.3 陸上散骨場合の近隣の住宅地などからの距離。

- ・戸田葬祭サービス カズラ島は、港から2キロ以上離れた海上にある。

#### 1.4 近隣住民、漁業関係者、観光関係者、地方自治体等との調整。

- ・海洋散骨協会 会員に任せている。問題が起った場合、協会として対応した場合もある。

- ・海洋散骨船協会 協会が主体となって対応することはないが、海洋散骨ディレクター講習では、以下の内容を指導。

周囲の人に迷惑をかけないこと、不快な思いをさせないこと、安全の上に成り立った故人やご遺族の方々に満足していただける散骨こそ理想。その

ため、正しい知識と判断力を有し、海洋散骨をつかさどる海洋散骨ディレクターを育成することで、海洋散骨事業体制の確立を図っている。

- ・戸田葬祭サービス 所在地の地方自治体と協議し、協賛をいただいている。

#### 1 5 事業実施に当たり、特に留意されていることは何か

- ・海洋散骨協会 船舶を利用する上での問題、保険や旅客不定期航路事業の取得等、及び地元業者（漁師、マリーン）等との問題を回避する。
- ・海洋散骨船協会 安全であること、お客様が満足して故人とお別れができること、環境に配慮すること等を重要な項目としている。
- ・戸田葬祭サービス 特になし。

#### 1 6 有害物質の無害化処理

- ・海洋散骨協会 各社自ら無害化処理を行っている。
- ・海洋散骨船協会 当協会では、六価クロムの無害化処理を推奨しており、海洋散骨ディレクター講習でも無害化を指導。
- ・戸田葬祭サービス 燃骨の粉骨を散骨しているので、特段の対応を行っていない。

#### 1 7 散骨の場所を契約事項として、顧客に示し、了解を取っているか

- ・海洋散骨協会 特段示していない。
- ・海洋散骨船協会 事前の説明時に散骨海域を明らかにするよう指導。また、海洋散骨ディレクター講習で解説。
- ・戸田葬祭サービス 契約書の通り。

#### 1 8 散骨時のサービス内容

- ・海洋散骨協会 事業者によって対応が異なり、協会としては規定はない。
- ・海洋散骨船協会 セレモニーの内容は指導していない。ご遺族の要望をくみ取った演出を心がけるよう指導。
- ・戸田葬祭サービス 散骨証明書の発行、委託散骨者用の写真撮影。

#### 1 9 散骨証明書の交付

- ・海洋散骨協会 事業者によって対応は異なる。
- ・海洋散骨船協会 自社で募集した散骨の場合、写真を撮影して、散骨証明に記載。読経やお祈りは、リクエストによる。 海洋散骨ディレクター講習では、散骨証明書の発行を指導。これには、散骨の場所が分かる写真と散骨場所の緯度、経度を記載。環境への配慮のため、花束の献花を禁止。ひとつかみ程度の花弁を推奨。献酒についても少量を推奨。
- ・戸田葬祭サービス 交付している。

#### 2 0 請求書には、明細書を付けているか

- ・海洋散骨協会 事業者によって異なる。
- ・海洋散骨船協会 事業者によって異なる。

- ・戸田葬祭サービス 契約と同時に支払いとしている。

#### 2.1 契約の確認行為は

- ・海洋散骨協会 文書作成等の行為は行っていない。
- ・海洋散骨船協会 海洋散骨ディレクター講習では、同意書兼委託書及び受託書の作成を指導。サンプルを提示。
- ・戸田葬祭サービス 契約書の取り交わし。

#### 2.2 解除、撤回について

- ・海洋散骨協会 事業者によって異なる。
- ・海洋散骨船協会 協会としては分からぬ。
- ・戸田葬祭サービス たまにある。

#### 2.3 撤回の場合の対応

- ・海洋散骨協会 協会として基準は設けていない。
- ・海洋散骨船協会 協会としては分からぬ。
- ・戸田葬祭サービス いつなんどきでも解約を可能としているが、契約金の返還には期間を設けている。

#### 2.4 解除の基準

- ・海洋散骨協会 協会としては定めなし。
- ・海洋散骨船協会 会員が個別に判断。
- ・戸田葬祭サービス 親族から反対意見がなされた場合。契約後 7 日以内。

## 第8 散骨事業者ヒアリングの概要

### 一社) 全国海洋散骨船協会のヒアリングの概要

1 日時 令和2年12月18日 午前11時00分から12時10分まで

2 出席者

|              |       |       |
|--------------|-------|-------|
| 一社)全国海洋散骨船協会 | 理事長   | 志賀 司  |
|              | 常任理事  | 若宮 納  |
|              | 事務局長  | 和田睦美  |
|              | 事務局   | 大塚広規  |
| 研究会          | 代表研究者 | 喜多村悦史 |
|              | 研究分担者 | 横田 瞳  |
|              | 研究分担者 | 横田 勇  |
|              | 研究分担者 | 小松初男  |
|              | 研究協力者 | 福井晶喜  |
|              | 事務局   | 奥村明雄  |
|              |       | 兼松博史  |

場所 航空会館 503会議室

3 結果の概要

- 当協会は2016年に発足した。当協会は、海洋散骨の事業を行っており、船舶を所有する事業者で構成される協会である。理事長は冠婚葬祭の会社を経営していて、2011年から海洋散骨を実施している。
- 当初は海洋散骨を希望される方は少なかった。近年はマスコミでも取り上げることが増え、社会的にも認知され、新規に散骨事業に進出する業者も多くなっている。その結果、いろいろなところで、問題事例が見受けられるようになってきた。例えば、漁船の近くで散骨する、人の見えるところで散骨する、ひどい例でいうと海洋投棄になるような、いろんなものを海に一緒に投げてしまうような、マナーを守らない散骨も行われている状況もある。
- 私どもは、営業船の免許を持っており、船は大変危険であることを知っている。海では、船が止まってしまうと、下手をすると座礁したり、いろんな問題が起きる。営業船は、船に乗り降りするところからお客様が海に落ちないように気を使っている。海に落ちると死んでしまうので、細かいところから徹底的に検査を受けて、免許をもらっている。お客様をきちんと安全にお守りするのが私共の高い義務だと思っている。
- 事故がおこったら大変なことになるとの懸念があるので、海運当局など厚生労働省とは違う管轄になるけれども、連携が必要だ。
- まず初めに散骨の定義がないと何もできないので、是非とも散骨の定義を何らかの形できちんと定義していただきたい。
- 2016年から散骨事業者の健全な発展を目指し、賛同いただいた5社とともに協会を発

足した。現在、協会のいろいろな調査や研究の結果を広く認知していただき、海洋散骨ディレクターの認定制度もスタートした。

- ・当協会は、海上での違法な散骨をなくすこと、海で生活する方々に迷惑かけない事業をすること、安全で快適な散骨を提供すること、正しい知識と良識を持った散骨船を育成すること、散骨した遺族に満足していただける商品を開発すること、環境に負荷をかけない散骨を普及させること、これらを実現するために散骨業界の健全な発展を目指し、お客様に安心してご利用いただける、安全で快適な散骨船を育成することが当協会の目的である。当協会では陸上散骨は考えていない。
- ・今回のガイドラインの作成に当たって協会として望むことは、現在、散骨に関する法律がなく、祭祀として節度を持って行う限り遺体遺棄にはならないとの見解から、様々な事業者が散骨を行っている。しかし何をもって節度というか理解しないまま事業に参入する事業者も多く、こうした状況は法による規制がないと治まらないと当協会では、考えている。墓地、埋葬等に関する法律では、第1条で「墓地、納骨堂または火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。」と明記されているが、当協会では散骨もぜひひともこの条件の中に入れていただきたいと考えている。当協会では、散骨の定義を作ることの活動をしてきた。
- ・今回のガイドラインでこれらの目的が達成できるとは思っていない。このガイドラインはあくまで法制化の第一歩であると考え、ガイドライン作成に全力を尽くしてお手伝いしたいと考えている。法律に速やかに散骨が定義されることを切に望んでいる次第である。
- ・我々のメンバーの中で、他からの下請けとして仕事を受ける部分が相当ある。別の協会がカウントしている数と当協会がカウントしている数にたぶん重なっている可能性がある。散骨の数は圧倒的に関東が多い。公式な統計がないので、感覚でしか分からない。
- ・散骨の場所は、港則法があるので、そういう所は抵触しない場所で、陸地から1キロメートルはとりましょうと決めている。理事長は葬祭業のお客様の散骨のニーズが出てきたので、そのニーズに応えるべく、散骨事業を始めた。
- ・当協会で行っている散骨はほとんどが全骨であり、遺骨がなくなるのですべて終わったということになる。骨壺については希望があれば産業廃棄物として処分している。水に溶ける袋に入れて、花びらをひとつみぐらいで海にまいている。
- ・海洋散骨協会の海洋散骨アドバイザーとは違う資格として、海洋散骨ディレクターを認定している。海上法や、船舶輸送法及び墓埋法など実務に即した内容になっている。テキストは保険でしたら保険会社の方、海事局にいらした方、海事代理士の方等いろんな方から話を聞いて作っている。
- 6価クロムの無害化は、還元剤の実験をして本当に効果があると考えている。粉骨する際は、前後で検査を行っている。

- ・協会のほとんどの会社は葬祭を事業としていない。他から自分たちで散骨に募集したり、他がお客様を集めた下請けをしたりしている。
- ・最近多くなってきたのが、墓じまいをして、そのお骨をまとめて散骨してくださいというのが来ている。お寺が多いが、要は東京にお住まいになって、田舎にお墓があって、もう誰も面倒を見られないので墓じまいをしたいという方たちが多い。  
墓じまいのときは、お寺の場合、きちんと埋葬許可証が残っていますが、敷地の中にお墓がある場合は、管理者がいない場合もあって、石屋さんに「お墓から出しました。」という証明書を出していただいている。改葬許可証がないと、お骨は出しませんというところもありますが、大概、散骨しますという話をすると、お骨を出してくれる。  
散骨については、墓埋法の規定にあてはまらないが、関東では、埼玉や東京では散骨しますというとお骨を出してくれる。  
墓じまいは、どなたか亡くなったときというきっかけが多い。墓じまいの場合、遺族と全く会わない場合が多い、ゆうパックで送ってきて、「お願いします。」と、お金を払っておしまいというケースがある。
- ・受託時の注意点として、トラブルになる可能性があることである。祭祀承継人からの依頼があってから遺骨を「返せ」というトラブルは聞いたことがない。お客様の契約のサンプルとして「私が遺族の代表であって遺族には異議がない。」「何か問題が起ったときには私が全ての責任を取ります。」という承諾書をいただいている。
- ・私どもの協会では、淡水域での散骨はやめましょうと言っている。そこが水源になって飲用水になる可能性があるので、日本人の宗教的感覚からすると、人骨をまいたところの水を飲むこと自体に抵抗がある方が多いので、協会として淡水域への散骨はやめましょうと言っている。
- ・粉骨は粉骨機を使って行っている。粉骨機は使用した後、はけを使ってきれいに1回なくしている。実は当協会の会員で粉骨をしているところは3社しかない。粉骨の大きさは2ミリメートル以下にしましょうと話している。
- ・近頃は世の中が変わってしまって、亡くなった方で病院から運ばれてくるのはいいが、誰も引き取りに来なかったり、「明日来ます」と言ってそのまま消えてしまったりする。なんだかわけのわからない人が、散骨を始めていい加減なことで散骨を始めたのを、リードしていかなければならないというのが当協会のスタートである。
- ・はじめできちんと散骨しているところが、迷惑を受ける。法規制されて散骨は禁止との法律ができたしまったりするのが、一番我々が困る状態である。  
漁業者とか観光業者の邪魔にならないところでやりましょうというのが私たちのルールである。一番怖いのが免許取りたての人が、全然知らずに網のところで撒いてしまったりすることである。熱海市や伊東市のように指針等で風評被害を恐れて10キロ以上沖合でやってくれだとか、熱海や伊東の港を発着地にしないでくれ等の規制がかけられ、原因は、心ない人がやはりいたのだろうと思っている。

- ・協会として感じているのは、高倉健さん主演の『あなたへ』という映画があり、ここで散骨するシーンがあって、私どもの感覚ではそこから急に伸びたとの実感がある。
- ・散骨自体が墓埋法の中には入っていない、墓埋法の中に入れることによって、現在は見解として出ているだけの、要は「節度を守らなければいけない。」「公共の福祉に反しない。」ことが散骨に当てはまる。そこがスタートではないかと考える。  
昔はニーズがなかったので、その程度でよかつたのですが、今は数があるのできちんと定義しなければならない。
- ・アメリカなどで、コンクリートをつけて海底入れるというのは、海底状況が変わってしまうので、行っていない。
- ・最初は、粉骨したものをまいていた。ところが風向きにより、かなり臭いがきついこともあり、あとは見栄えが良くないので、現在は水溶性の袋に入れてワーッと広がるので目視もできる。海の中でフワッと広がる。今はこれを推奨している。
- ・散骨した場合は、ポジション（緯度と経度）と写真を撮って送っている。
- ・不定期航路の免許は国土交通省：旅客船業法である。物の運搬にならないのでそちらは引っかかるない。そこが一番問題である。お客様から荷物を預かってお金を取って運行しているかわらず、誰でも出来てしまう。免許取りたての人がレンタルボートで始めてしまう。それを規制できない。ここは非常に問題だと思う。
- ・お客様を乗せる旅客船の場合は、航路は決まっているし、保険が全然違ってくる。だから普通のプレジャーボートとしてお客を乗せた際に何か事故があった場合、賠償問題が違ってくる。遺族の方が乗りたいという方が多ければ、旅客船でないと営業できないし、また、旅客船の登録がないと保険が出ない。

以上

## 一社)日本海洋散骨協会（海上散骨）ヒアリングの結果概要

|   |       |       |
|---|-------|-------|
| 1 日時 令和 2 年 12 月 16 日 午後 3 時 40 分から 5 時まで |       |       |
| 2 出席者 一社)日本海洋散骨協会                         | 代表理事  | 柳田 剛  |
| 研究会                                       | 事務局長  | 小林 悟  |
|   | 代表研究者 | 喜多村悦史 |
|   | 研究分担者 | 横田 瞳  |
|   | 研究分担者 | 横田 勇  |
|   | 研究分担者 | 小松初男  |
|   | 研究協力者 | 福井晶喜  |
|   | 事務局   | 奥村明雄  |
|   |       | 兼松博史  |

場所 航空会館 503会議室

## 3 結果の概要

- ・ 日本海洋散骨協会は海洋散骨を行うということで設立された。当協会で船を所有している会員 40 社中、30% である。会員には葬祭業社、釣り船や観光船をしている事業者、手元供養を専門に扱っている事業者などがいる。海上運送法第 20 条の不定期航路（起点と終点が一致する寄港地のない一定の航路において不特定の人の運送を行う事業認可）という認可を持っており、船舶免許に付随して、特定操縦免許のいる業者が当協会に加入するという方になっている。
- ・ 全国海洋散骨船協会との違いは、散骨船協会は船を持っている方である。当協会は散骨に関わる方が多い。重複して会員になっている業者もいる。
- ・ 当協会としてガイドラインを作成している。また、当協会では陸上散骨には係わっていない。湖や河川も対象外としている。農産物等風評被害を担保できない他、湖や河川は飲用水や農業用水の水源となっていることがあるので対象としていない。（農産物など風評被害と湖沼、河川の関係は明快には解明されていない。）
- ・ 海洋散骨は、陸からの距離を 1 海里離れなさいと指導している。また、住宅地があるところは避けて、釣り船などがいる場合は、釣り船の人を特定できない距離まで離れなさいと指導している。海域によっては地元漁業者等との協定・ルール作りは各支部（北海道、東北、東京、当会、関西、中国、四国、九州、及び沖縄）で行っている場合がある。
- ・ 利用者との契約を結ぶ際には、遺骨のお預り書、散骨の申込書、及び埋葬許可書などの確認または送付を行っている。協会は契約書のひな型は作っておらず、各社で作成している。
- ・ 協会で認定している海洋散骨アドバイザーのテキストがあるが、この資格の講習会は年 6 回行っている。散骨に対する法律の規制や熱海市や伊東市などの各自治体が出している条例、指針の話をしている。

今は、チャーター（遺族の同乗）だけではなく、委託散骨（代行散骨：お客様の立ち会わない）の海洋散骨が多いし、葬儀社や散骨のみの下請けをやっている会社も多い。消費者とのトラブルを防ぐいろんな法律、例えば消費者契約法、契約の話などの法律についての話も今後講習会に入れようと考えている。

天候により散骨の実施の際の船舶を出すかどうかの判断はその船舶の航行責任者が行っている。

海洋散骨の方法については、量が多い場合は袋に入れたまま投入することもあるが、通常は水溶性の袋の片側をちぎって開けて、さらさら直接海洋にと撒いた後、空になった袋を海面に落とすというスタイルである。どちらもガイドラインに記載している。

- ・ 散骨現場の写真を撮って後で渡しており、座標（緯度経度）もお伝えしてある、尚、関西では遺骨の全部をまく方は、一割いない状況である。
- ・ 当協会の収入は6億クロムの還元剤、講習会費、会費収入である。
- ・ 協会に加盟していない業者は大手で3社ある。全国の大手業者の当協会への加盟率は3割と推定している。
- ・ 散骨の証明を出していないところも結構あるが把握できていない。
- ・ 九州の方では、友達の船を使用して自分たちで撒いたという方もかなりいる。把握が難しいと考えている。当協会に加盟している業者は10%程度と考えている。6億クロムの還元とか不定期航路を懸念して当協会に加盟しない業者もいる。
- ・ アウトサイダー（代行散骨をメイン）の場合、散骨の実施証明書が発行されない。また、ある程度数が集まらないと効率が悪いなどの理由で数か月施行されないとなどの話を耳にする。

自社の船舶では無く傭船（船舶を借りる）の場合はある程度遺骨が集まらないと赤字になってしまうので、委託散骨の遺骨の数が集まるまで施行を行わない業者はいる。

そこで散骨がいつ施行されるのか？などのお客様の不安材料などの問題はあるかもしれません。

以上

## 戸田葬祭サービス株式会社（陸上散骨）ヒアリングの結果概要

1 日時 令和2年12月16日 午後2時から3時30分

|                    |          |       |
|--------------------|----------|-------|
| 2 出席者 戸田葬祭サービス株式会社 | 社長       | 菅原尚秀  |
|                    | カズラ事業部部長 | 渡邊敏則  |
| 研究会                | 代表研究者    | 喜多村悦史 |
|                    | 研究分担者    | 横田 瞳  |
|                    | 研究分担者    | 横田 勇  |
|                    | 研究分担者    | 小松初男  |
|                    | 研究協力者    | 福井晶喜  |
|                    | 事務局      | 奥村明雄  |
|                    |          | 兼松博史  |

場所 航空会館 503会議室

## 3 結果の概要

- 戸田葬祭サービス㈱は、東京都板橋区にある戸田葬祭場株式会社の100%の子会社であり、同じ敷地内に会社がある。戸田葬祭場へ火葬に来られた方だけではなく、関連雑誌等で知った方達で身内がない方とか、子供に面倒を見てもらわなくて済むような形で行いたいという方が、散骨を行っている。
- 今後、ガイドライン等法的な処置が決まれば、それに従って行っていきたい。
- 散骨の相談は葬儀社からは少なくて、9割が個人の方からである。火葬の場合もあるが、生前契約をしたいとの申込も結構ある。
- 私どもが散骨している場所は、隠岐島の海士町のガズラ島という島である。戸田葬祭場の取締役をしていた方が隠岐島出身で郷土会というのが東京にあり、「自分亡くなつた後に遺骨の一部でもいいから生まれ故郷に帰りたい。」との話があった。この頃北海道の方で散骨がちょうど始まった時期であった。  
そこから、地元と交渉が始まって、6～7年かけてガズラ島を購入して散骨を始めた。墓地の許可は取っていない。島の広さは、990平方メートルである。今までに170体行っている。年2回、5月と9月に行っている。
- 現在では、散骨する方は関東の方が多いが、全国から申し込みがある。ガズラ島での散骨は全骨が多い。また、委託散骨と実際に来て散骨する方は、半々である。
- 散骨をされる方は海士町で、現地集合、現地解散で行っている。海士町の港からガズラ島までの船は渡船業をしている船(約10人乗船可)を雇い、船賃は、無償としている。場合によっては2隻出している。散骨する約1か月前に会社に送ってもらうか、隠岐島へ遺骨を遺族が持っていく場合は、海士町の火葬場に粉骨機を会社が寄付してるので、それを使って、1ミリ以下に粉骨している。あまり早く粉骨すると湿気を含んで団子状になってしまないので、散骨をする時期に合わせて粉骨する。散骨は島の頂上部分で場所を決めて撒いてもらって、その上に清めの水をかけるようにしている。

海士町のカズラ島（散骨場）を見渡せる約1キロ離れた所に慰靈所を設けており、墓誌の記名されたものを、用意している。散骨の最終日（二日目）に地元のお寺さんで、お願いして、合同法要を行っている。慰靈所は365日誰でも行けるように整備している。

- ・生前契約した場合は、契約した時点で費用が発生する。自己申告である代表親族にも記名していただいている。今まで始めたケースはない。
- ・また、別途粉骨だけも、別事業として行っている。

以上

## 第9

## 火葬場アンケート調査結果報告

## 1 調査の概要

本調査は、本年度厚生労働科学特別研究「墓地埋葬をめぐる現状と課題の調査研究」の一環として、全国の火葬場を対象として、別紙調査票に基づき、火葬場の設置管理に関しアンケート調査を行った。同調査は、令和2年10月15日に配布し、11月15日までに回収を行い、火葬場の設置、管理に関するマニュアルの改訂を行う指針を策定することを目的として、その実態を把握するため、実施したものである。

## 2 調査票回収状況

対象施設数1,432施設に対し、回収票数556施設で、回収率は33.8%である。

## 3 報告の主な内容

## (1) 火葬場の実施主体

火葬場の設置主体は、市町村が77.9%、一部事務組合等が20.7%、企業が1.4%であり、ほとんどの施設は地方自治体が設置している。

## (2) 火葬場の運営形態

火葬場の運営管理形態は、直営が18.5%、一部委託が32.6%、全面委託が18.9%、指定管理が27.0%であった。

指定管理者制度の導入状況は、「導入している」が27.5%、「導入していない」が66.5%であった。導入してよかったですと思われる点は、市民サービスの向上が70.6%、トラブルの減少、トラブル対応の迅速化が39.2%、経費節減が58.8%であった。導入後の問題は、「特になし」が81.0%であった。導入していない施設の今後の導入については、「導入を考えている」が12.4%、「導入を考えていない」が84.3%であった。「導入を考えている」場合の導入により期待することは、「市民サービスの向上」が76.1%、「経費削減」が89.1%であった。

「導入を考えていない」場合の理由は、「市民サービス状況を把握できないが」が22.8%、「職員の専門性、火葬への理解度の向上が困難」が19.6%、「運営上のトラブルが把握しにくい」が25.3%であった。

## (3) 火葬場の炉の設置基數

火葬場の炉の設置基數は、平均で4.5基、最大で46基、最小で1基であった。

内訳では、1基が12.6%、2基が26.4%、3基が20.0%、4~5基が18.7%、6~10基が14.2%、11~20基が6.8%、21基以上が1.3%となっている。

前回（平成24年）調査では、平均3.7基、最大46基。最小1基であり、内訳では、1基が15.1%、2基が30.2%、3基が20.0%、4~5基が18.7%、6~10基が11.9%、11~20基が3.5%、21基以上が0.6%であり、前回に比べて今回は、平均基數が増加し、1~2基の小規模施設が減少し、6基以上の施設が増加しており、近年の火葬場の大規模化の傾向を反映している。

## (4) 火葬場の建設年

火葬場の建設年については、これまで建築基準法の耐震基準が改正された1981年（昭和56年）年から設計及び工事期間を考慮し、1983年（昭和58年）を基準に評価をしてきたが、今回のアンケート調査では、建設年が1983年（昭和58年）以前が28.4%、1984年（昭和59

年) 以降が 71.6% となっている。前回平成 24 年の調査(今回調査の 8 年前)では、1983 年(昭和 58 年)以前が 37.0%、1984 年(昭和 59 年)以降が 63.0% となっていたので、火葬場の建て替えが進んできたことがわかるが、なお、基準年次以前の施設が 3 割近い数字となっていることは変わらない。

#### (5) 火葬場の機能、周辺環境等

火葬場の機能は、火葬と待合が 66.2%、火葬と待合と葬儀が 27.5%、火葬だけが 5.4% となっており、待合機能を具備した火葬場が 93.7% に達している。

周辺環境は、山林が 69.8%、墓地が 30.6%、農地が 27.0%、住居が 21.8% である。前回調査では、山林が 74.5%、墓地が 30.8%、農地が 29.1%、住居が 19.8% であり、住宅が増え、山林、農地が減っている。

火葬場の至近住居までの距離は、500m 以上が 28.2%、100~200m 未満が 17.8%、300~500m 未満が 16.0% である。前回調査では、500m 以上が 27.3%、100~200m 未満が 18.6%、200~300m 未満が 17.0% であり、住居から遠くにある傾向には変化はないが、100~300m 未満が徐々に増えてきている。

周辺住民からの苦情は、「あり」が 9.4%、「無し」が 88.8% であり、苦情内容は、ばい煙が 75.0%、悪臭が 42.3% となっている。設備面では、再燃焼炉を含めた排ガス処理設備の強化が必要であり、運営面では、柩への副葬品の混入防止対策の強化が望まれる。

#### (6) 火葬場の建て替え等

火葬場の建て替えや部分改修について尋ねたところ、「必要あり」が 48.4%、「必要なし」が 48.6% と分かれている。「必要あり」の内訳は、部分改修が 65.8%、建て替えが 33.1% であった。

建て替え又は部分改修の理由は、施設老朽化が 99.4% とほとんどであった。

#### (7) 火葬場の能力

火葬場の能力については、「不足している」が 12.6%、「不足していない」が 83.8% であった。不足しているという理由は、施設の老朽化が 52.9%、死亡者増加(火葬件数の増加)が 50.0% であった。

不足への対応については、新施設の検討が 41.4%、増設検討が 20.0% であった。

#### (8) 火葬場の設備内容

##### ア 主燃焼炉

使用燃料は、灯油が 81.4%、都市ガスが 13.8%、重油が 1.8% であった。前回調査では、灯油が 85.2%、都市ガスが 7.0%、重油が 3.6% であり、灯油、重油が減少し、都市ガスが増加している。

火葬中のデレッキ操作は、「行っている」が 70.9%、「行っていない」が 25.7% となっている。行っている理由は、遺体の燃焼促進が 81.2%、副葬品の除去が 58.1% であった。

##### イ 再燃焼炉

再燃焼炉の有無については、「有り」が 94.2%、「無し」が 4.0% であった。前回調査では、「有り」が 80.7%、「無し」が 4.8% であり、再燃焼炉付火葬炉が増加している。また、排ガスのダイオキシン類削減対策が強化されれば、再燃焼炉無しの火葬炉は無くなることとなる。

##### ウ 排ガス処理装置

## 資料 9-1

火葬炉と排ガス処理装置の関係を尋ねたところ、「各炉が単独で火葬できる」が 57.8%、「各炉が単独に火葬できない」が 26.6%であった。複数炉を設けた火葬場では、災害時等の対応を考慮して、「各炉が単独で火葬できる」システムが必要である。

排ガスの排気方式は、強制排気方式が 79.9%、自然排気方式が 13.5%であった。前回調査では、強制排気方式が 71.8%、自然排気方式が 17.5%であり、強制排気方式の普及が見られる。

排ガスの冷却装置は、「有り」が 64.2%、「無し」が 30.9%であった。前回調査では、「有り」が 54.8%、「無し」が 39.7%であり、冷却装置の普及が見られる。

冷却方式は、空気混合希釈方式が 77.9%、空冷式熱交換器方式が 17.4%であった。

集じん装置は、「有り」が 65.1%、「無し」が 30.9%であった。前回調査では、「有り」が 54.2%、「無し」が 41.4%であり、集じん装置の普及が見られる。集じん装置の種類は、バグフィルタが 43.1%、電気集じん器が 11.9%、その他が 42.0%であった。排ガスのダイオキシン類削減対策が強化されれば、電気集じん器やその他の集じん装置が減り、バグフィルタが増加することとなる。

### エ 排ガス測定

排ガス測定の実施については、ダイオキシン類が 27.2%、ばいじん等が 20.1%であった。一方、全く行っていないが 43.2%、施設完成時の引渡性能試験のみが 16.0%であり、ほとんど測定していない施設及び施設完成時の 1 回だけの施設がほぼ 6 割となっている。

### (9) 公害対策・労働安全対応

「排気筒が低い場合、排ガスの拡散効果が期待できない」といわれていることに対して、「排ガス処理装置があり、問題ない」が 27.2%、「基準がないので問題としていない」が 9.0%であり、「分からぬ」が 42.8%であった。火葬場が大気汚染物質の排出源であるという認識が徹底していないことを示すものである。

「残骨灰の処理基準がないが、どのように対応しているか」については、「有害物質が含まれているので溶融処理など適正に処理すべき」が 18.9%であるが、「気にしていない」が 15.8%、「基準がないので問題にしていない」が 17.3%、「分からぬ」が 27.9%であり、厚生労働省課長通知（健衛発 0729 第 1 号、平成 22 年 7 月 29 日）における残骨灰に対して「当該灰に含まれる有害化学物質を定期的に測定し、有害物質が多く含まれる場合は、溶解処理や不溶化処理等の報告書に示されている対策も参考として、生活環境保全上支障がないよう適切に処理する必要があること。」の理解が十分徹底していないのではないかと思われる。

火葬従事者の作業場所の環境測定は、「したことがある」が 12.3%、「したことがない」が 63.3%であり、「したことがある」場合の環境測定の項目は、粉じんが 63.2%、臭気が 41.2%、騒音が 45.6%、アスベストが 25.0%であった。火葬従事者の作業環境の改善を図るうえで、さらなる徹底が望まれる。

### (10) 残骨灰、集じん灰などの処理

#### ア 残骨灰と集じん灰の分別

分別しているが 40.5%、分別していないが 55.0%となっている。「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」（平成 12 年 3 月）に示す「集じん灰については、残骨灰と分別し適正に処理すること」が遵守されない火葬場が多いことを示している。

#### イ 残骨灰の処理処分

専門業者に委託しているが 85.6%、自らで処理処分しているが 2.2%、その他が 9.9%となっている。専門業者への委託の場合、処理処分状況の確認は、工場や処分地まで確認しているが 73.3%、書面で確認が 30.7%となっている。

専門業者の選考方法は、随意契約が 49.0%、競争入札が 20.5%となっている。委託費用は、有償（処理費用を支払っている）が 53.8%、無償（処理費用を支払っていない）が 46.2%となっている。

含有する有価物については、「委託費に含まれると考え返納させていない」が 52.7%、「含まれる有価物相当額がわからないので返納させられない」が 21.3%、「有価物相当額を返納させている」が 4.9%となっている。

#### ウ 残骨灰、集じん灰の分析

自らの責任で「定期的にダイオキシン類を測定している」が 9.2%、同様に「定期的に六価クロムを測定している」が 4.5%であったが、「委託業者に分析させ報告を受けている」が 27.3%、「まったく行っていない」が 50.9%であり、有害物質を含む残骨灰、集じん灰の管理への理解が十分でないことが伺われる。

### (11) 大規模災害時の対応

#### ア 各種資材に関する協定

市町村が締結する各種資材に関する協定については、葬儀資材が 21.0%、火葬燃料が 21.6%、柩が 19.4%となっているが、「協定を締結していない」が 24.6%となっている。

#### イ 大規模災害時の人的協力体制

災害時の人的協力体制については、「火葬場 OB の応援」が 7.4%と低いが、「火葬炉メーカーの支援」が 46.8%、同じ都道府県内の「他の火葬場からの支援」が 34.0%となっている。

#### ウ 大規模災害時の火葬炉の運転

災害時対応指針（事業継続計画等）の策定については、「策定している」が 30.6%、「策定していない」が 60.1%となっている。

災害時に備えた定期的な訓練の実施は、「実施している」が 29.7%、「実施していない」が 62.4%となっている。

### (12) 最近の諸問題への対応

#### ア ペースメーカ装着遺体の火葬

ペースメーカ装着遺体への火葬については、「葬祭業者に届出をお願いしている」が 60.8%、「遺族に届出をお願いしている」が 35.8%であるが、「事前にペースメーカの取り外しをお願いしている」が 32.0%であった。

火葬作業に当たっては、「ペースメーカ装着の届出の有無にかかわらず、一定時間が経過するまでは、点検口を開かないようにしている」が 27.0%、「ペースメーカ装着の届出の有無にかかわらず、一定時間が経過するまでデレッキ操作をしないようにしている」が 15.6%であった。

ペースメーカ装着のデータベース化、ペースメーカの小型化等の取り組み強化を引き続き関係業界に要請する必要があると思われる。

#### イ 感染症への対応

感染症への対応については、「葬儀業者との連携」が 66.0%、「保健所との連携」が

40.8%、「職員の教育」が39.0%であった。

#### ウ 副葬品の制限

副葬品の制限については、「行っている」が85.3%、「行っていない」が12.9%であった。行っている場合の方法は、「葬儀業者への協力要請」が85.2%、「チラシなどによる遺族への協力要請」が59.9%、「柩内のチェック」が12.4%であった。

#### エ 放射線治療器具の装着遺体の火葬

「注意が必要であるなどと聞いたことがありますか」との問い合わせに対して、「聞いたことがある」が13.8%、「聞いたことがない」が80.6%であった。

#### オ 新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症で亡くなられたご遺体の火葬については、「行われた」が21.8%、「行われていない」が76.1%であった。

行われた場合の火葬件数は、1~3件が49.6%、4~6件が19.0%、7~9件が3.3%、10件以上が28.1%であった。

火葬に当たっての対策としては、「参列者の制限をお願いする」が87.6%、「具合の悪い方の参列の遠慮をお願いする」が77.7%、「マスク着用、消毒用アルコールで手指の消毒をお願いする」が92.6%、「体温の測定をお願いする」が14.0%、「ご遺体を納体袋に収納し管理の徹底を図る」が95.0%、「ルートを別にし、交錯しないようにした」が60.3%であった。

職員への対応については、体調の悪い職員には休ませたが43.2%、毎日体温の測定を指導したが51.1%、マスク着用、消毒用アルコールで手指の消毒を指導したが88.3%、体調に気をつけるよう指導したが73.2%であった。職員や利用者に新型コロナウイルスの感染者があったかどうかについては、「あった」が0.5%であった。

#### (13) 火葬場のイメージ向上のための方策

火葬場のイメージ向上のため、「アンケート、意見箱などの設置」が30.8%、「ホームページでの利用方法の適切な開示」が29.9%、「葬祭業者との定期的なミーティング、情報交換の実施」が18.9%であったが、「実施していない」が46.6%であった。

火葬従事者の職場環境の改善、地位の向上を図ることを目的として取り組む活動や実践事例等は、「職場環境向上に向けての現地調査や業者への指導等」が14.2%、「委託事業者から適切な賃金が支払われている等の実態調査」が4.5%であるが、「実施していない」が69.8%であった。

#### (14) 特定非営利活動法人日本環境斎苑協会に関する事項

特定非営利活動法人日本環境斎苑協会については、「知っているし、各種活動に参加している」が13.0%であったが、「知っているが特に対応していない」が64.0%であった。

同協会が実施している職員表彰制度については、「よく知っており対象職員がいれば推薦したい」が24.1%、「今まで知らなかったが詳細を知り対象職員を推薦したい」が5.0%であったが、「あまり必要を感じない」が59.0%であった。

同協会が実施している研修会等について、厚生労働省後援「火葬場管理者研修会」では、「受けたことがある」が7.9%、「受けてみたいと思っている」が3.8%であり、「聞いたことがある」が41.9%、「全く知らない」が40.3%であった。

また、同協会が行っている資格認定証交付「火葬技術管理士通信教育（1級、2級）」で

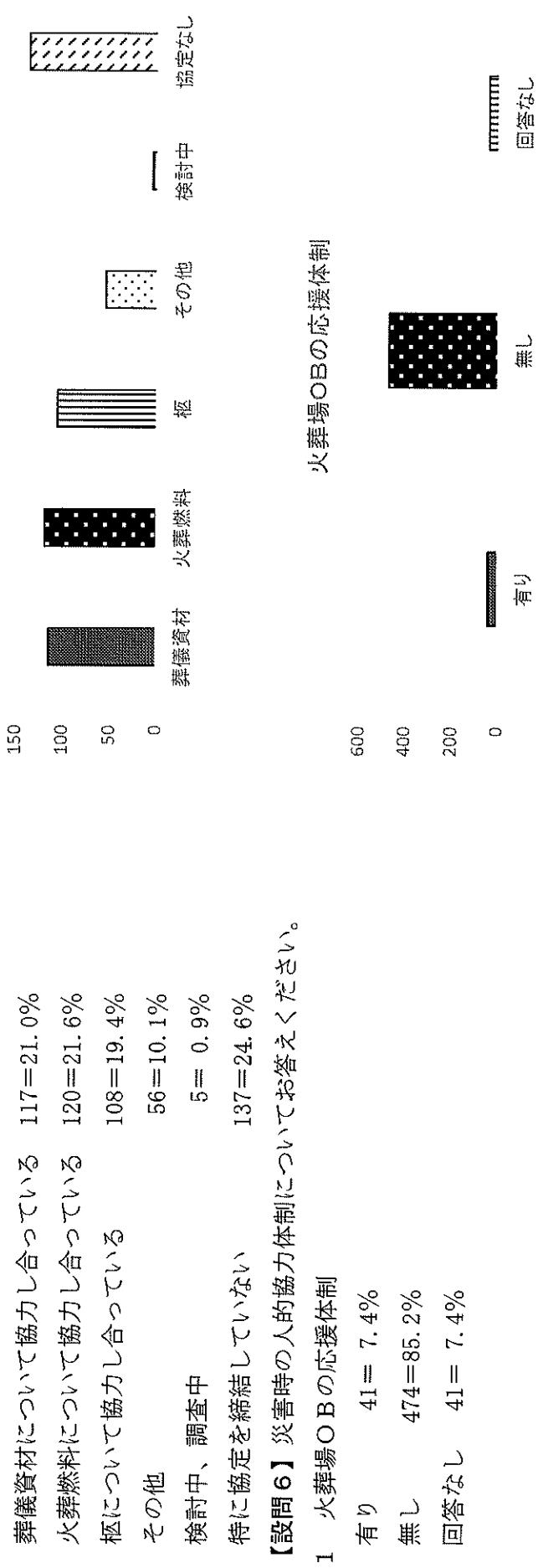
#### 資料 9-1

は、「受けたことがある」が 9.5%、「受けてみたいと思っている」が 1.6%であり、「聞いたことがある」が 47.1%、「全く知らない」が 36.5%であった。

表彰制度、研修会、資格制度等については、引き続き広報活動のきょうかがもとめられる。

- アンケート回収状況 令和2年10月15日配布、令和2年11月15日回収、令和2年10月1日現在の状況を記入  
回収票数：554 施設、対象施設数：1,432 施設、アンケート回収率： $556/1,432 \times 100 = 38.8\%$

**【設問5】災害時を想定した各種資材の協定はどのように（複数回答可）**

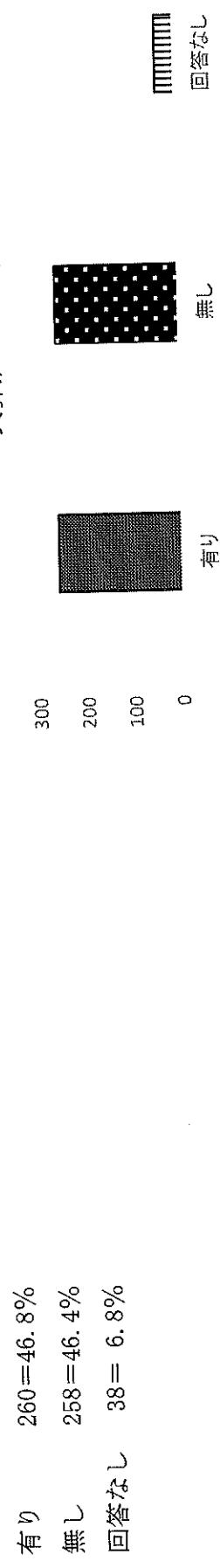


**【設問6】災害時の人的協力体制についてお答えください。**

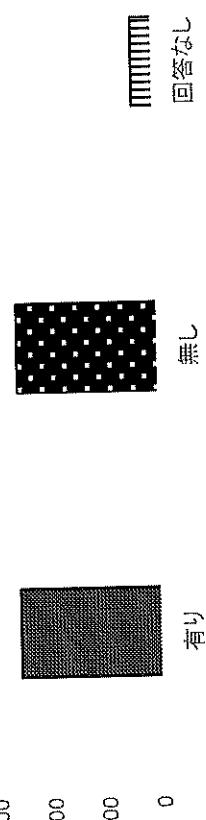
1 火葬場OBの応援体制

|      |     |       |
|------|-----|-------|
| 有り   | 41  | 7.4%  |
| 無し   | 474 | 85.2% |
| 回答なし | 41  | 7.4%  |

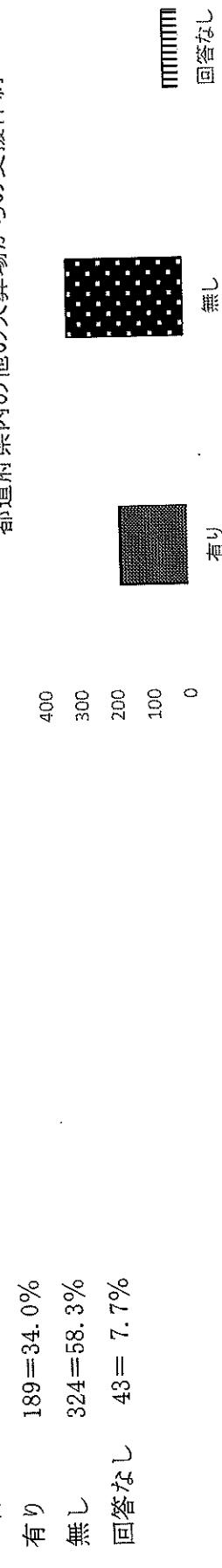
## 2 火葬炉メーカーの支援体制



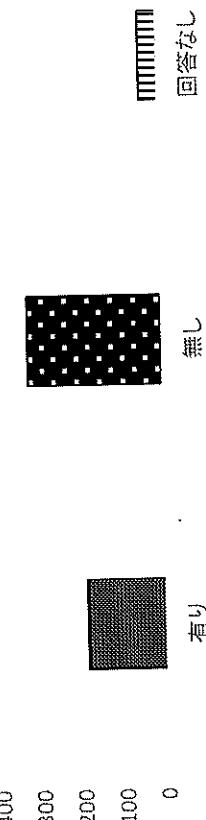
## 火葬炉メーカーの支援体制



## 3 都道府県内の他の火葬場からの支援体制



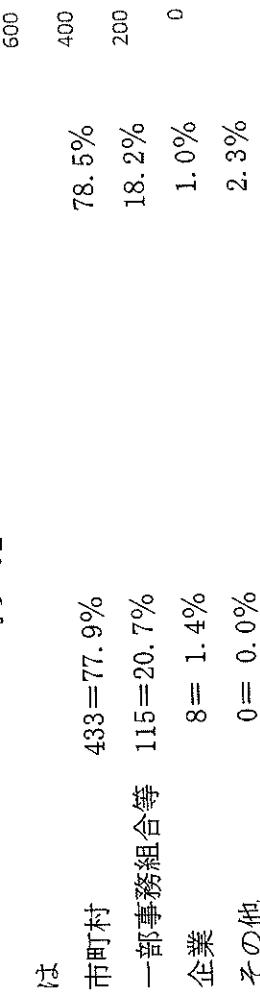
## 都道府県内の他の火葬場からの支援体制



回答なし  
回答なし

## 火葬場の設置主体は?

【設問8】火葬場の設置主体  
『参考』データベース「施設リスト」で



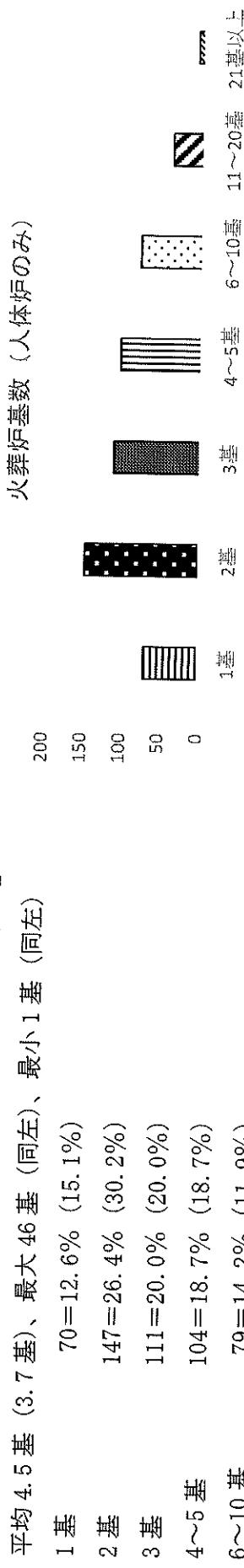
## 火葬場の設置主体は?



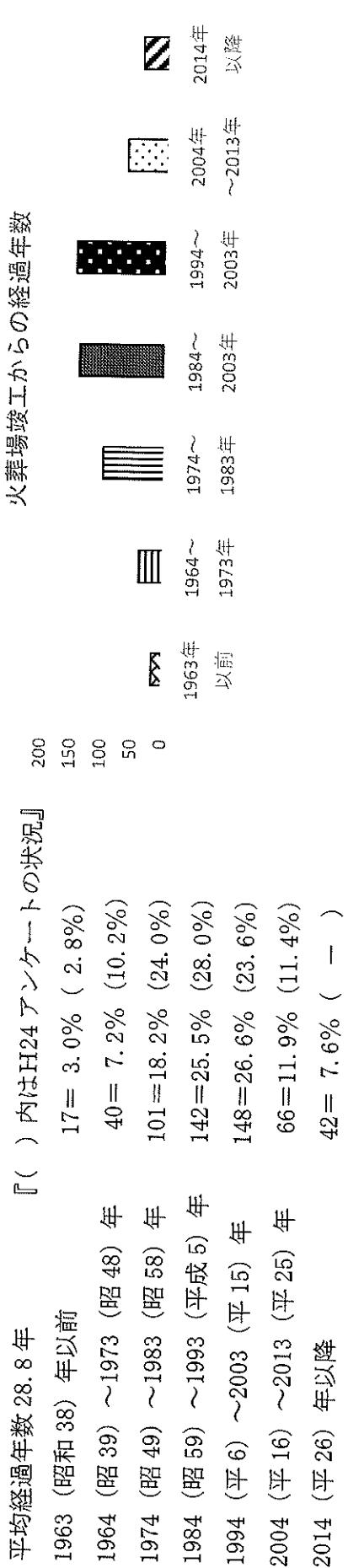
回答なし  
回答なし

回答なし  
回答なし

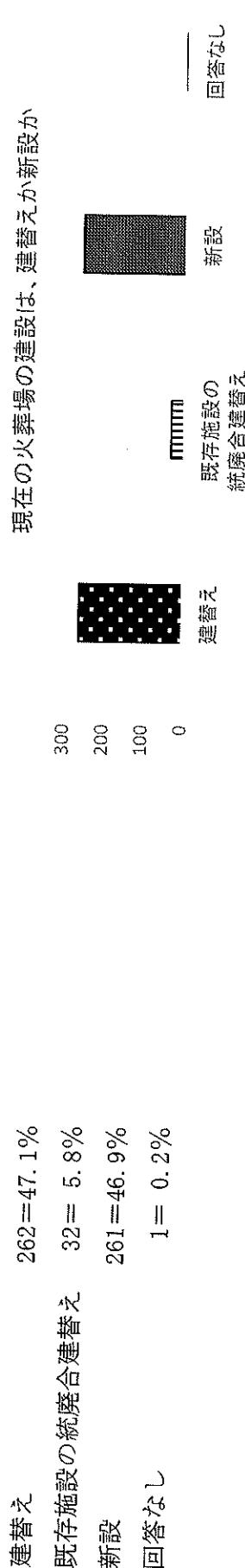
**【設問 11】火葬場設置基数『( ) 内はH24アンケートの状況』**



**【設問 12】現在の火葬場の建設竣工年**



**【設問 13】現在の火葬場は建替えか新設か**



## 【設問 14】建替えの場合の建設場所

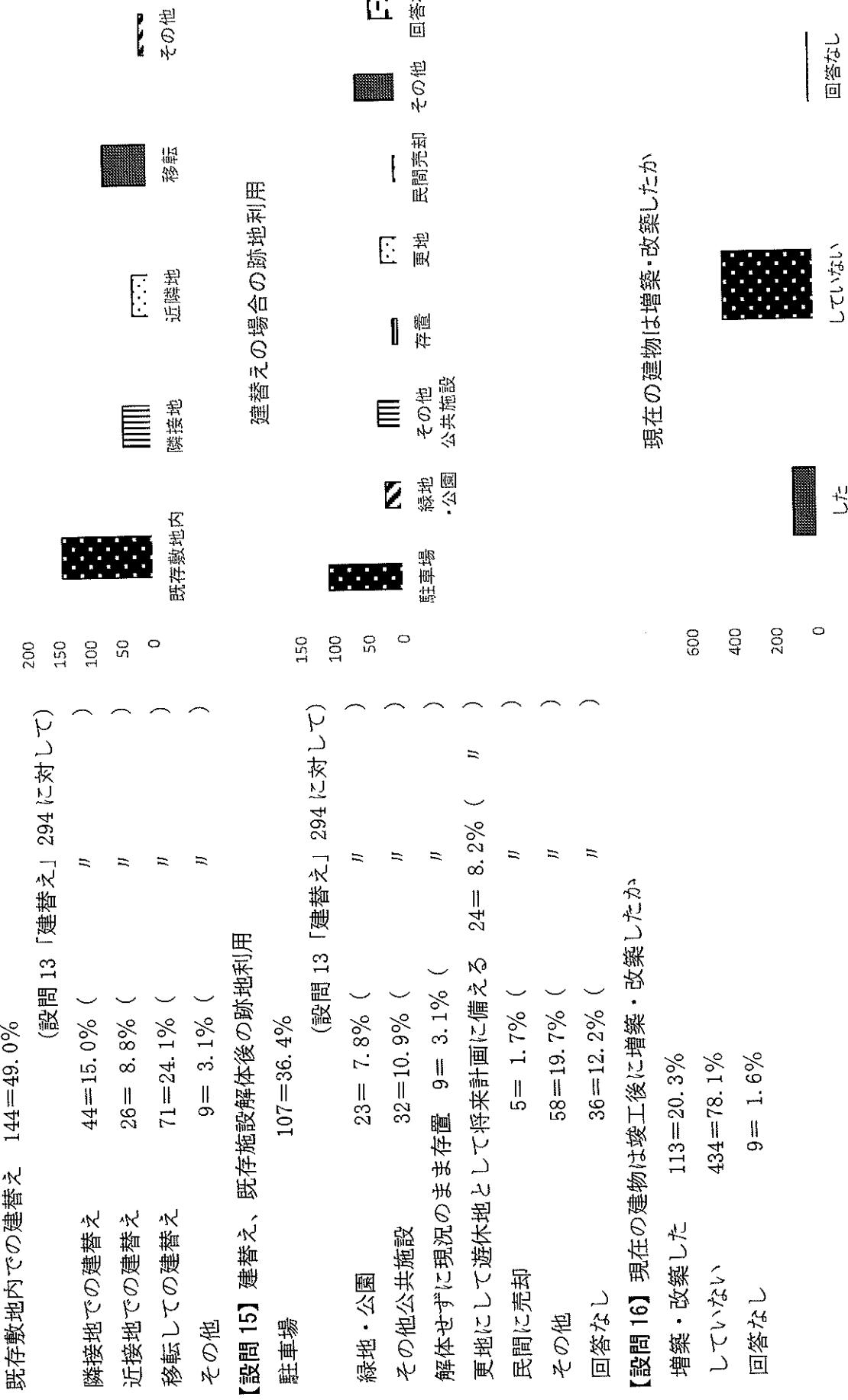
既存敷地内での建替え 144=49.0%

|          | (設問 13 「建替え」294 に対して) |
|----------|-----------------------|
| 隣接地での建替え | 44=15.0% ( )          |
| 近接地での建替え | 26= 8.8% ( )          |
| 移転しての建替え | 71=24.1% ( )          |
| その他      | 9= 3.1% ( )           |

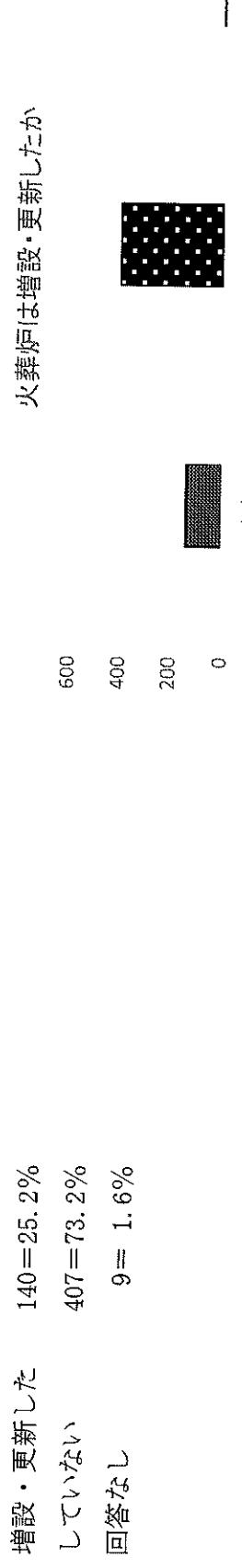
## 【設問 15】建替え、既存施設解体後の跡地利用

|                     | (設問 13 「建替え」294 に対して) |
|---------------------|-----------------------|
| 駐車場                 | 107=36.4%             |
| 緑地・公園               | 23= 7.8% ( )          |
| その他公共施設             | 32=10.9% ( )          |
| 解体せずに現況のまま存置        | 9= 3.1% ( )           |
| 更地にして遊休地として将来計画に備える | 24= 8.2% ( )          |
| 民間に売却               | 5= 1.7% ( )           |
| その他                 | 58=19.7% ( )          |
| 回答なし                | 36=12.2% ( )          |

## 【設問 16】現在の建物は竣工後に増築・改築したか

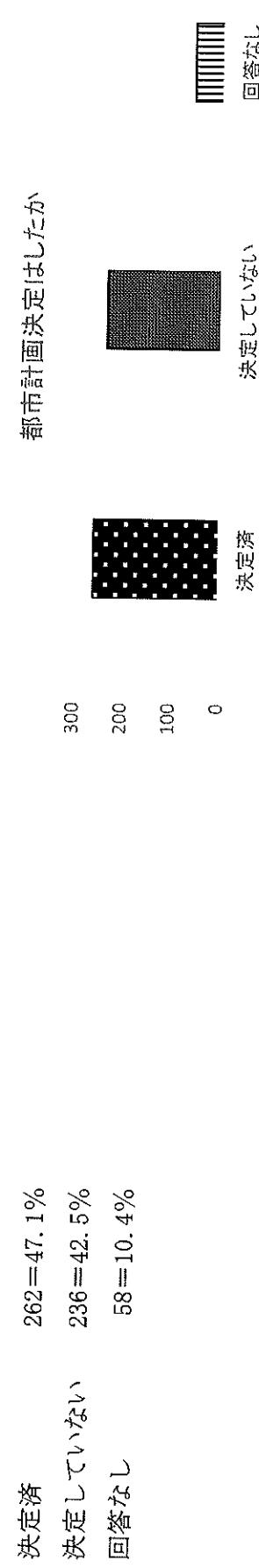


## 【設問 18】現在の火葬炉は竣工後に増設・更新したか、

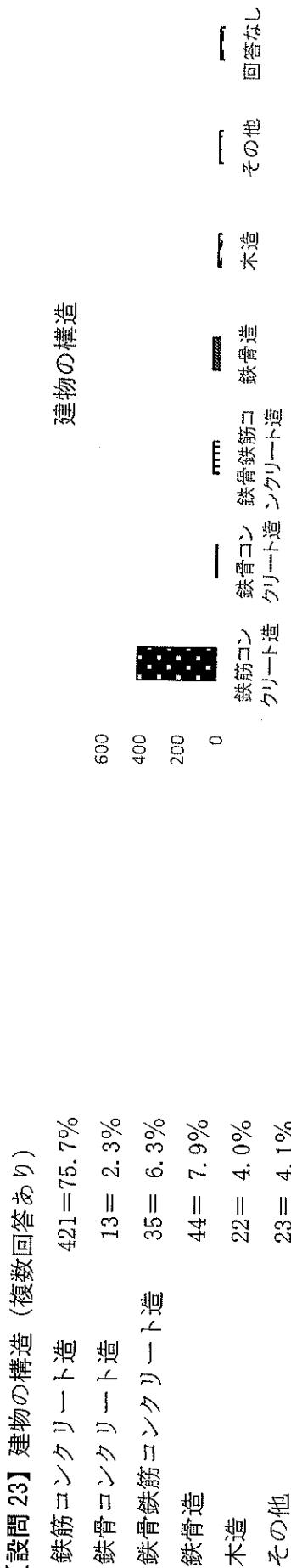


火葬炉は増設・更新したか

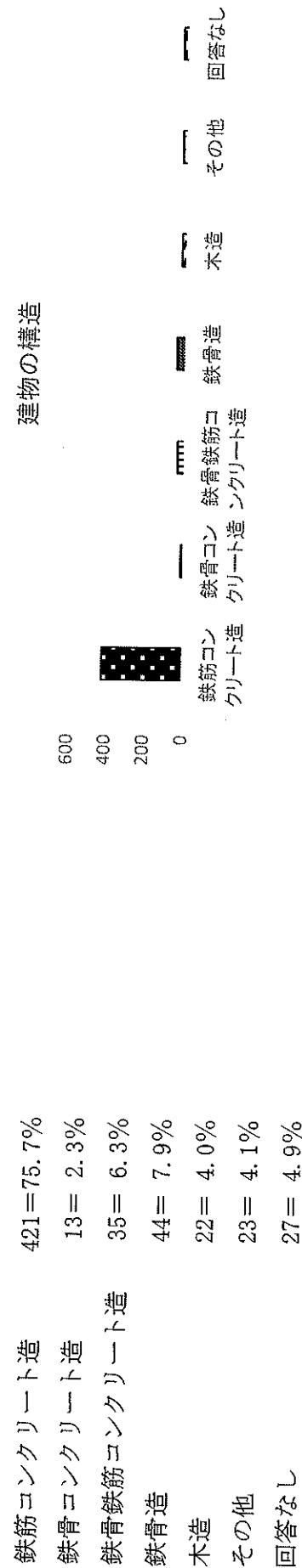
## 【設問 21】都市計画決定はしたか、



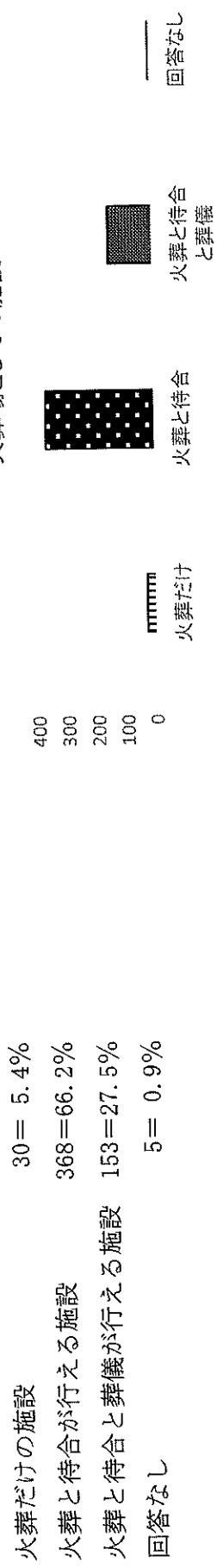
都市計画決定はしたか



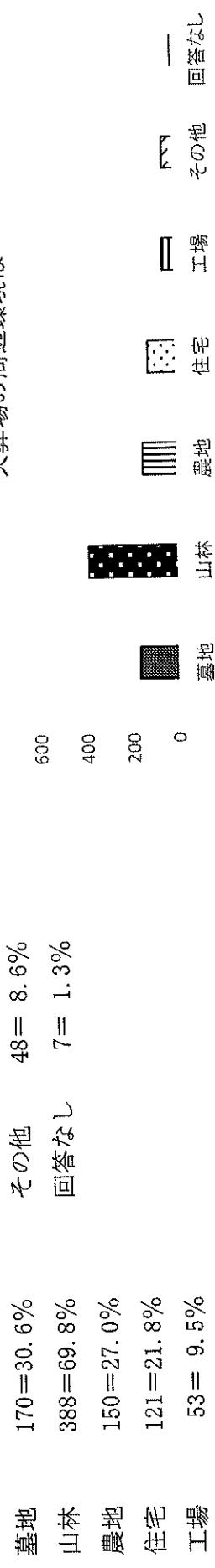
## 【設問 23】建物の構造（複数回答あり）



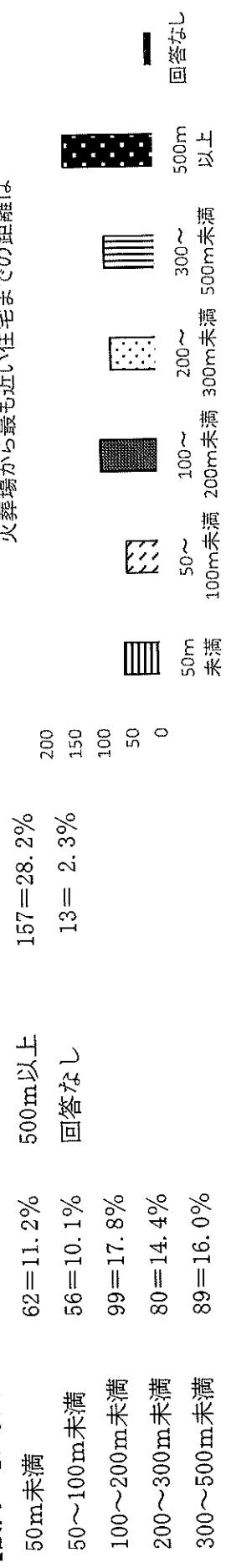
## 【設問 24】火葬場としての施設



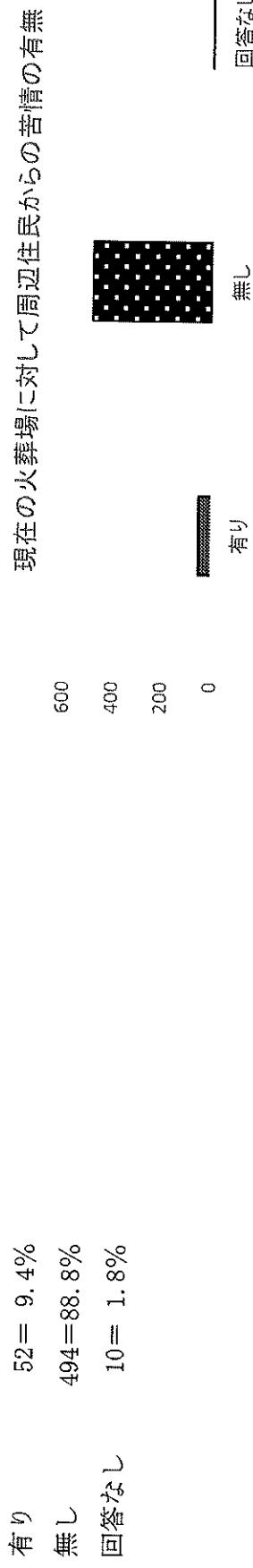
## 【設問 27】火葬場の周辺環境は次のどれでしょうか。(複数回答可)



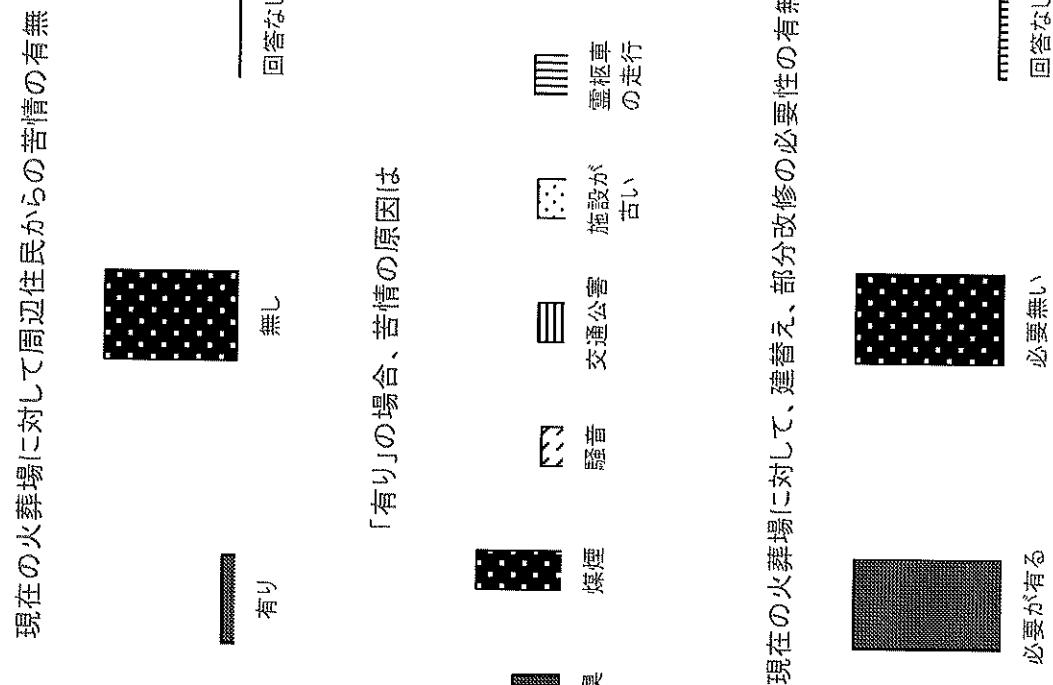
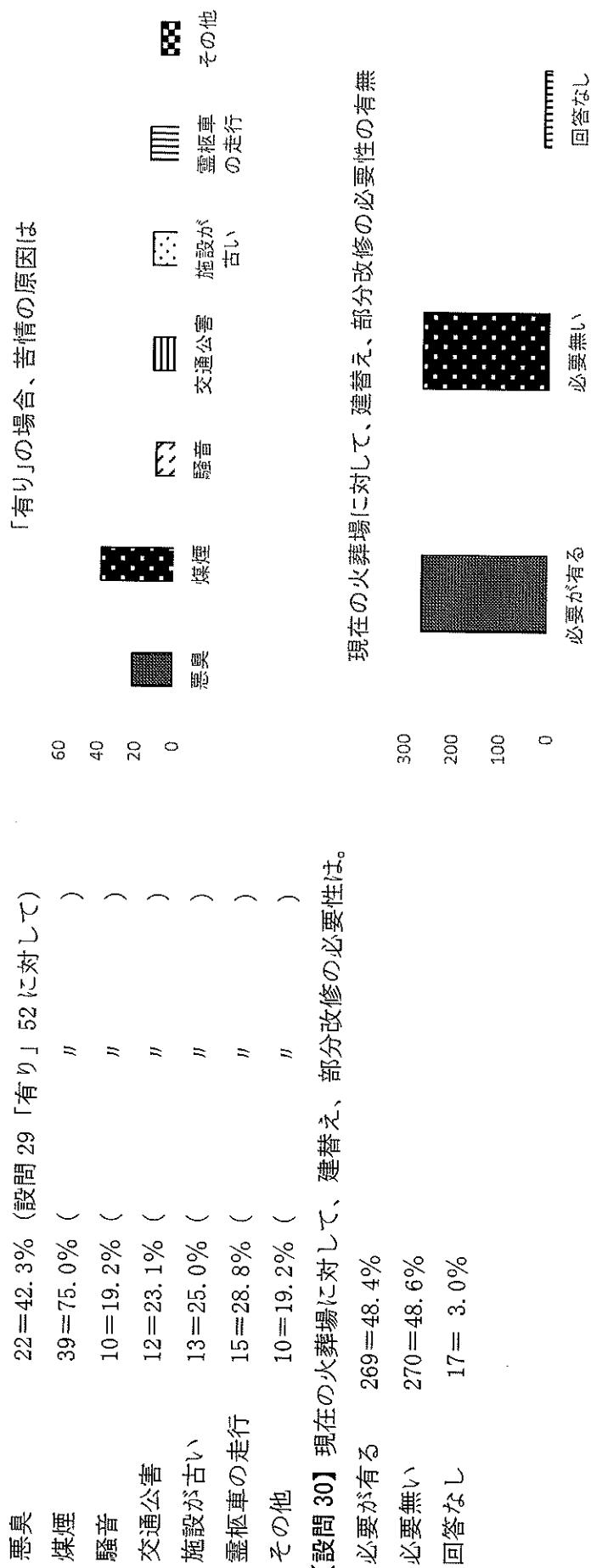
## 【設問 28】火葬場から最も近い住宅までの距離は次のどれでしょうか。



**【設問 29】**現在の火葬場に対して周辺住民からの苦情はありますか。

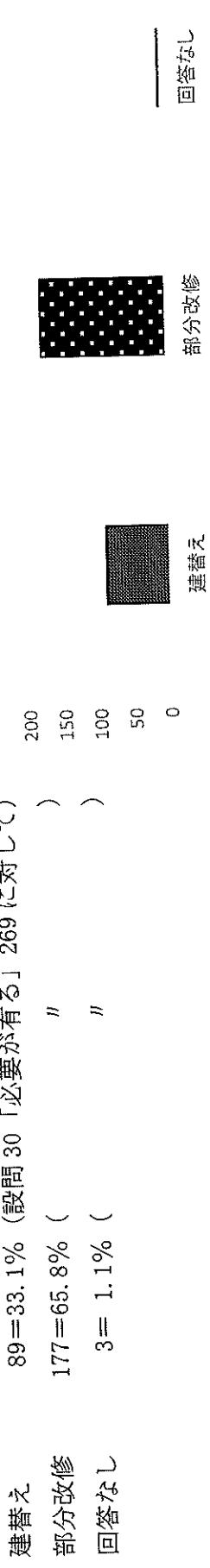


1 「有り」の場合、苦情の原因は何だと思いますか。(複数回答可)

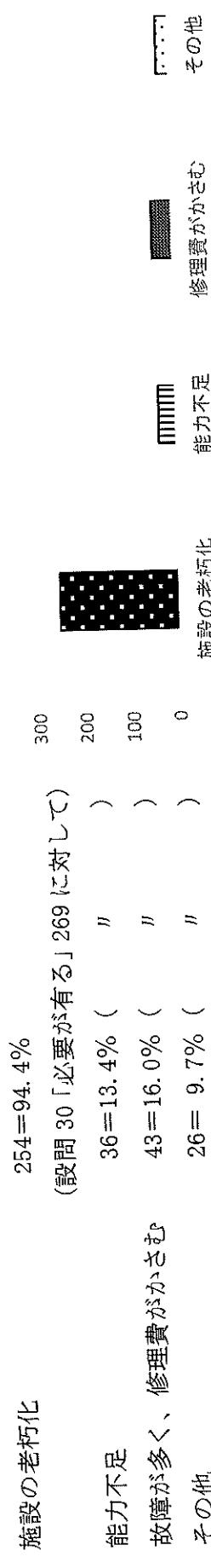


資料 9-1

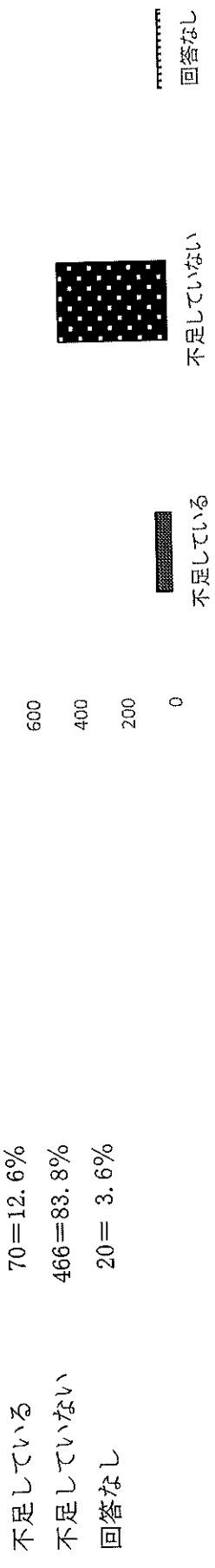
1 「必要が有る」というのは、建替えですか、部分改修ですか。



2 「建替え」または「部分改修」の理由は何ですか。（複数回答可）



【設問31】自治体の火葬場として不足はありますか。

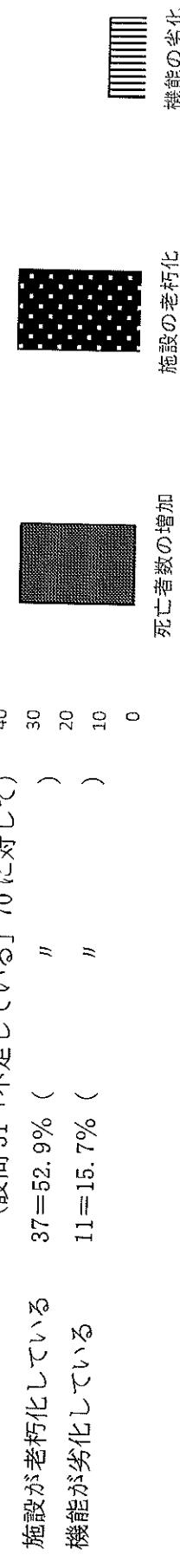


「不足している」のはどのような理由ですか。（複数回答可）

### 死亡者数の増加

35 = 50 0%

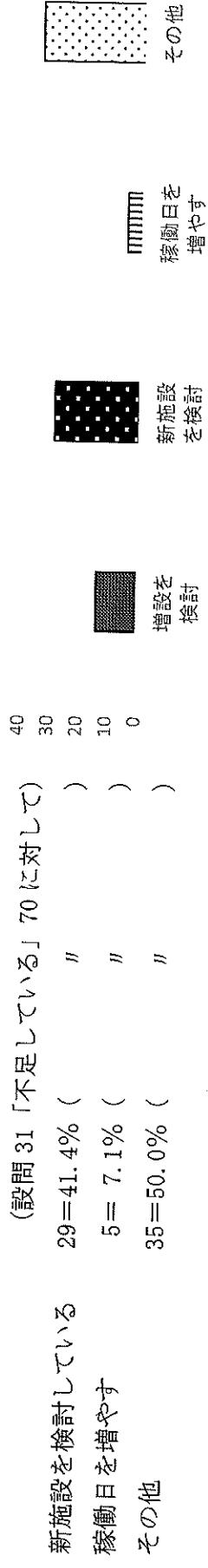
卷之三



2 「不足」の場合の対応はどのようにしますか。(複数回答可)

増設を検討している

「不足」の場合の対応はどうにしますか。

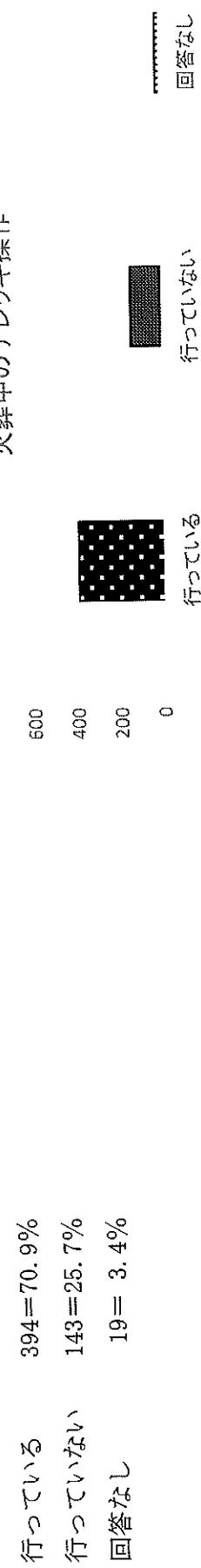


### 【設問 34】主燃焼炉について

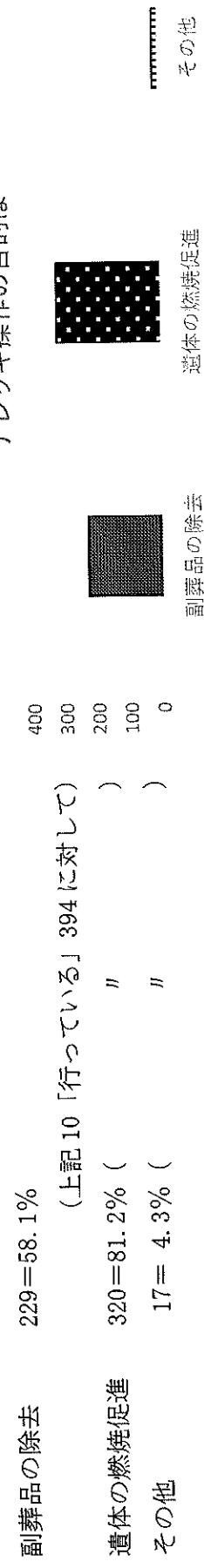
主燃焼炉の使用燃料は何ですか

| Fuel Type | Percentage (%) |
|-----------|----------------|
| 灯油        | 452 = 81.4%    |
| 重油        | 10 = 1.8%      |
| 都市ガス      | 77 = 13.8%     |
| プロパンガス    | 4 = 0.7%       |
| その他       | 3 = 0.5%       |
| 回答なし      | 10 = 1.8%      |

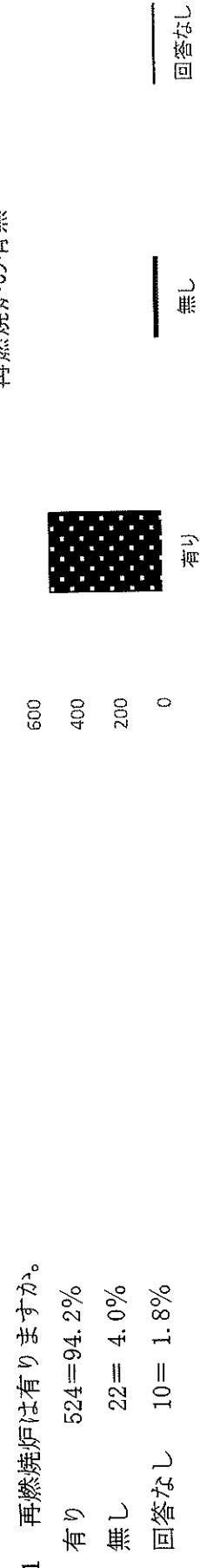
## 10 火葬中にデレッキ操作を行っていますか。



## 10-1 「行っている」場合のデレッキ操作の目的は。(複数回答可)



## 【設問 35】再燃焼炉について



## 再燃焼炉の有無



### 【設問 36】排ガス処理装置について

1 火葬炉と排ガス処理装置の関係は

- 各炉が単独に火葬できる 321=57.8%
- 各炉が単独に火葬できない 148=26.6%
- 分からぬ 53=9.5%
- 回答なし 34=6.1%

3 排ガスの排気方式は。(複数回答可)

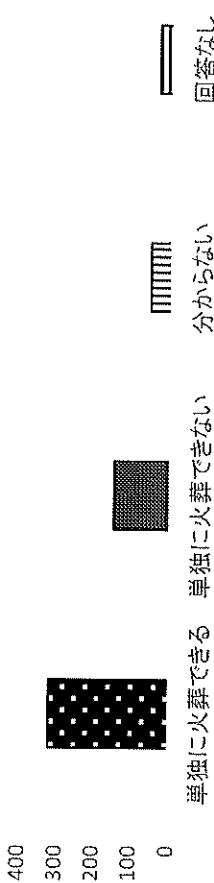
- 強制排気方式 444=79.9%
- 自然排気方式 75=13.5%
- その他 10=1.8%

4 排ガス冷却装置はありますか。

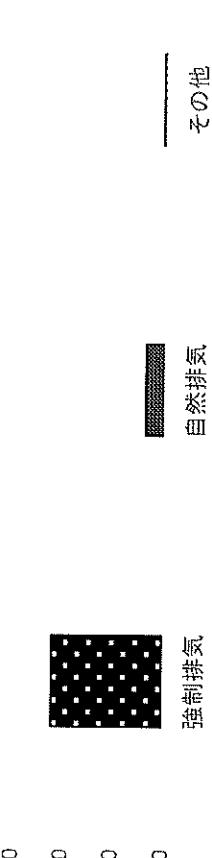
- 有り 357=64.2%
- 無し 172=30.9%
- 回答なし 27=4.9%

### 資料 9-1

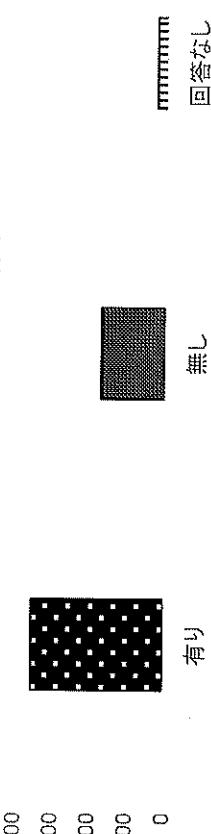
火葬炉と排ガス処理装置の関係は



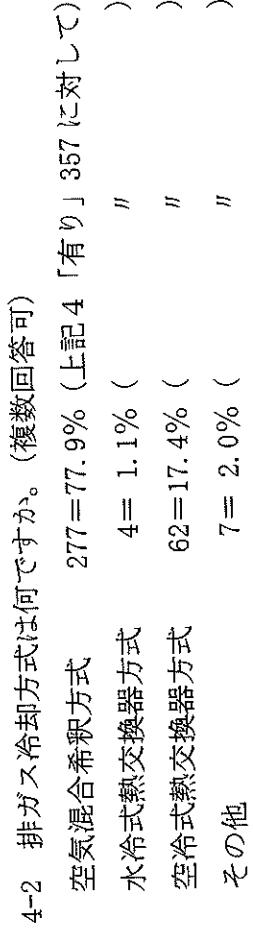
排ガスの排気方式は



排ガス冷却装置の有無



回答なし 27

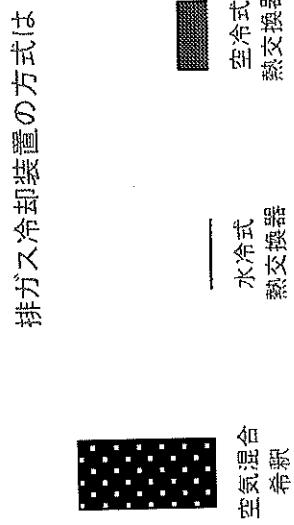


5 集じん装置はありますか。  
有り 362 = 65.1%  
無し 172 = 30.9%  
回答なし 22 = 4.0%

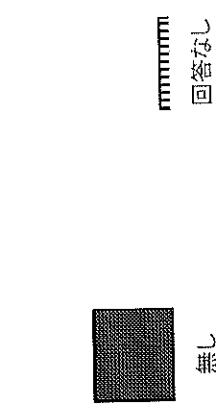


5-1 「有り」の場合の集じん装置の型式は。（複数回答可）

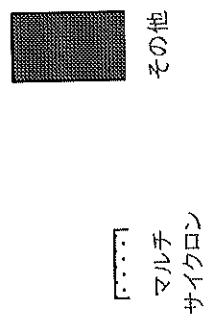
バグフィルタ 156 = 43.1% (上記 5 「有り」 362 に対して)  
電気集じん器 43 = 11.9% ( )  
マルチサイクロン 20 = 5.5% ( )  
その他 152 = 42.0% ( )



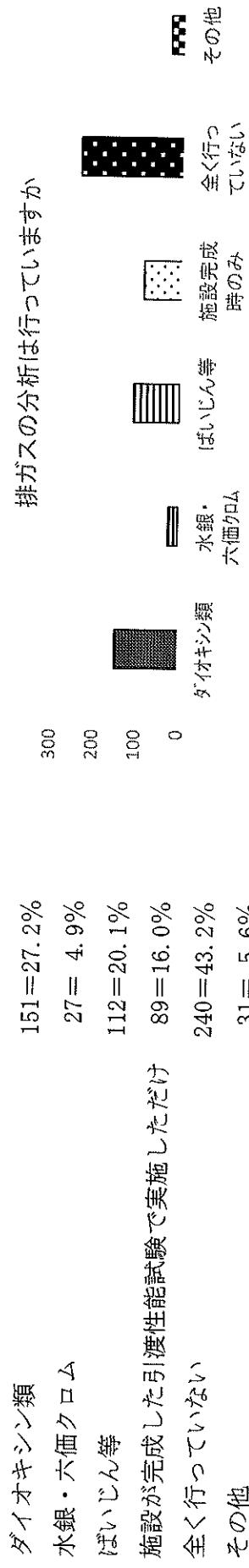
集じん装置の有無



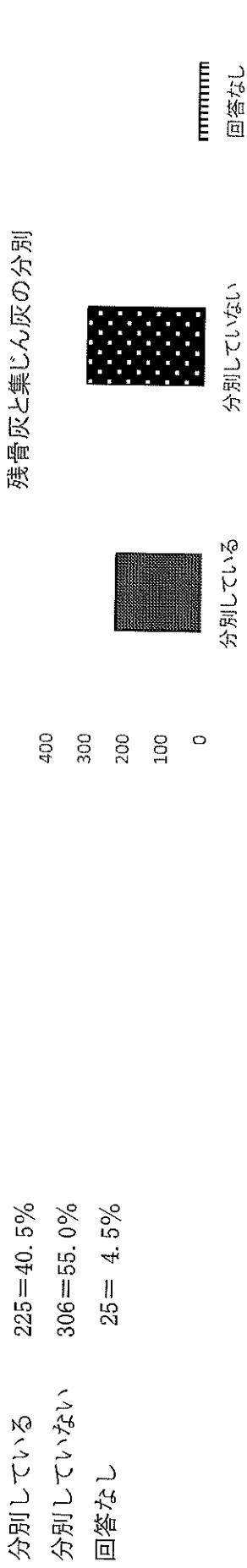
集じん装置の型式は



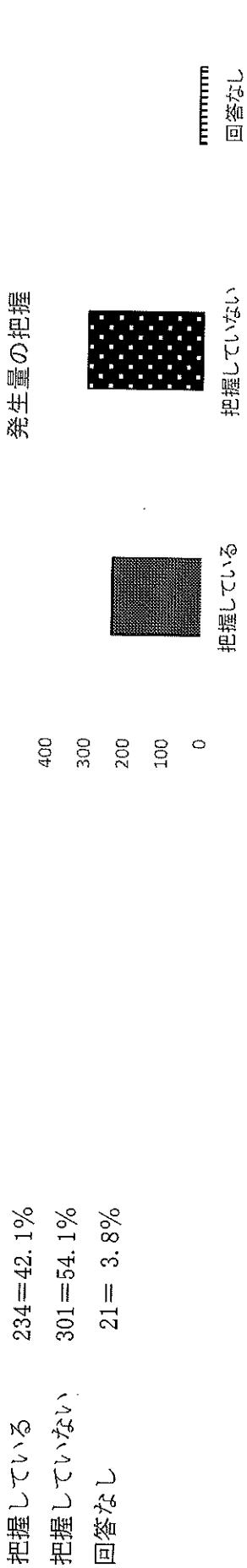
**【設問 38】排ガスの分析は行っていますか。（複数回答可）**



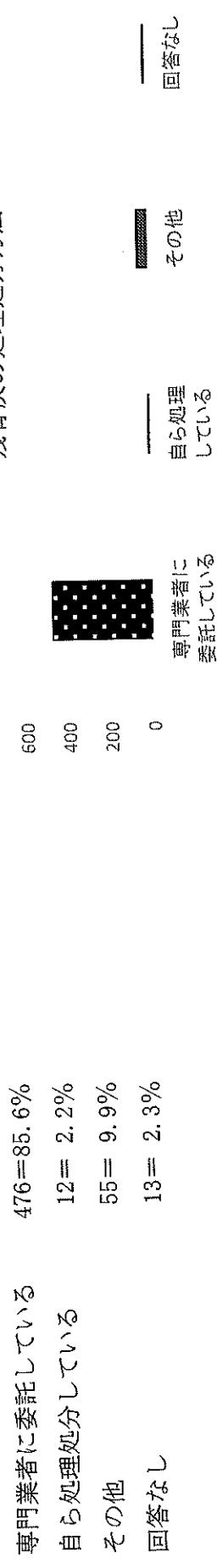
**【設問 39】残骨灰と集じん灰は分別していますか。**



**【設問 40】残骨灰、集じん灰の発生量を把握していますか。**

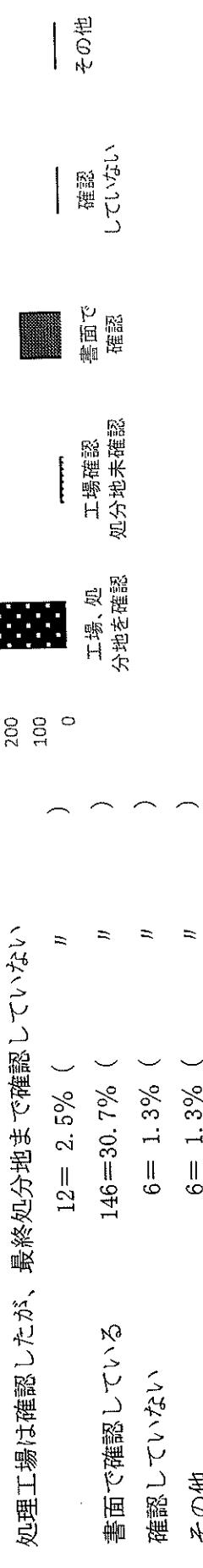


**【設問 41】残骨灰はどうに処理処分していますか。**



1 「専門業者に委託している」場合、処理処分状況の確認は。  
処理工場、最終処分地まで確認している 349=73.3%

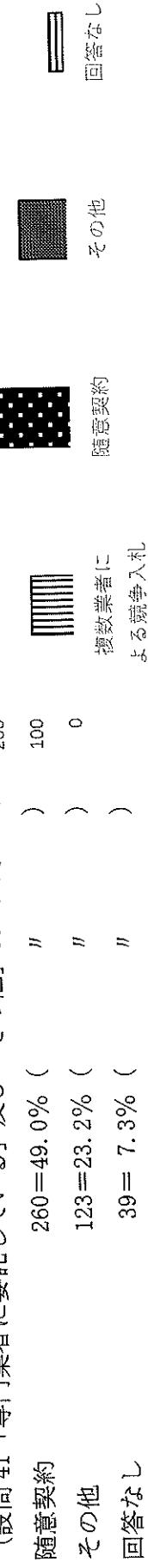
(設問 41 「専門業者に委託している」476 に対して)



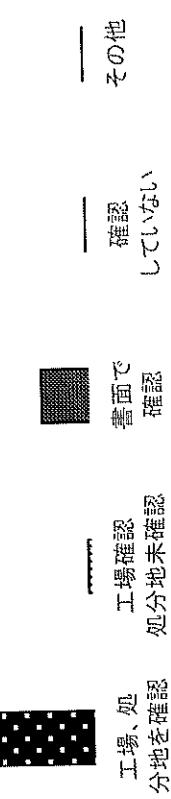
2 専門業者の選考方法は何ですか。

複数業者による競争入札 109=20.5%

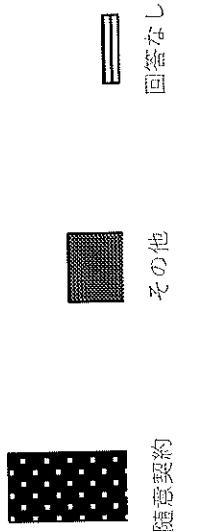
(設問 41 「専門業者に委託している」及び「その他」531 に対して)



**専門業者に委託の場合の処理処分状況の確認**



**専門業者の選考方法**



2-1 委託費用は有償ですか、無償ですか。

有償（処理費用を支払っている） 260=53.8%

（設問 41「専門業者に委託している」及び「その他」531に対して）

無償（処理費用を支払っていない） 224=46.2% ( )

回答なし 47= 8.8% ( ) 0



3 含有する有価物についてはどうにしていますか。

有価物相当額を返納させている 26= 4.9%

（設問 41「専門業者に委託している」及び「その他」531に対して）

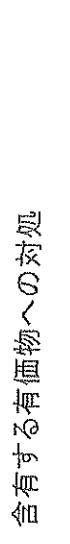
委託費に含まれると考え、返納させていない

280=52.7% ( )

含まる有価物相当額が分からぬので、返納させられない  
113=21.3% ( )

その他 60=11.3% ( )

回答なし 52= 9.8% ( )



【設問 43】集じん灰はどのように処理処分していますか。

専門業者に委託している 372=66.9%

自ら処理処分している 14= 2.5%

その他 68=12.2%

回答なし 102=18.3%



委託費用は有償か無償か、

回答なし

無償

回答なし

含有する有価物への対処

回答なし

有償

回答なし

返納させられない

その他

回答なし

返納させられない

その他

回答なし

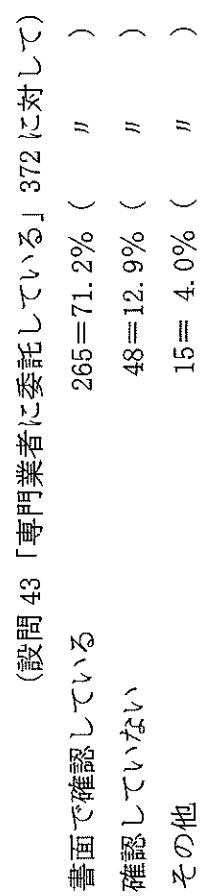
返納させられない

その他

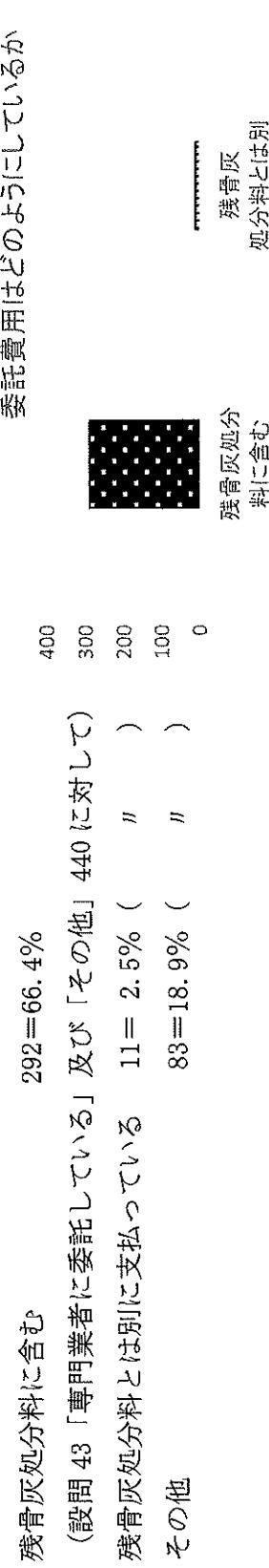
回答なし

資料 9-1

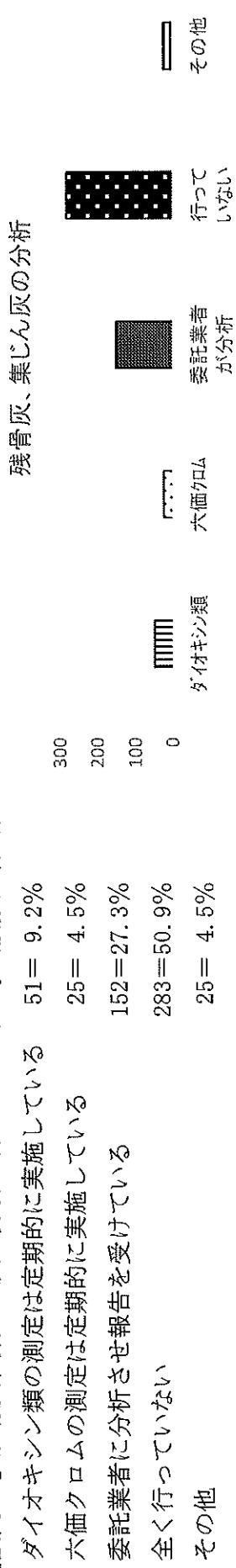
1 「専門業者に委託している」場合、処理処分状況の確認は。  
処理工場まで確認している 67=18.0%



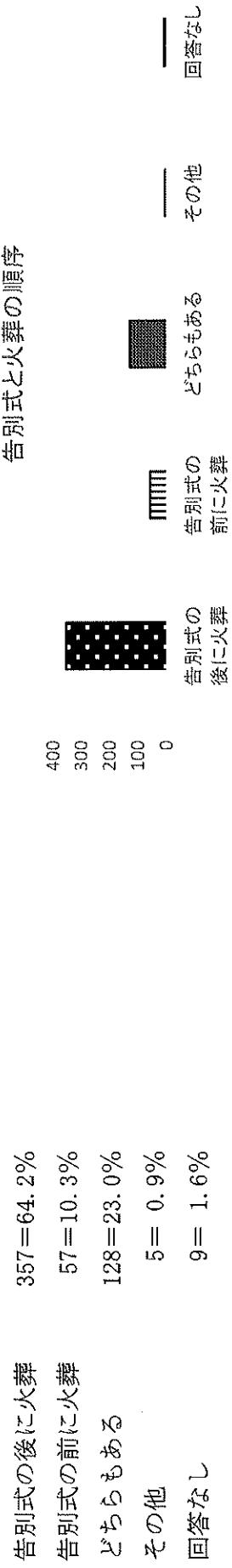
2 委託費用はどうなっていますか。



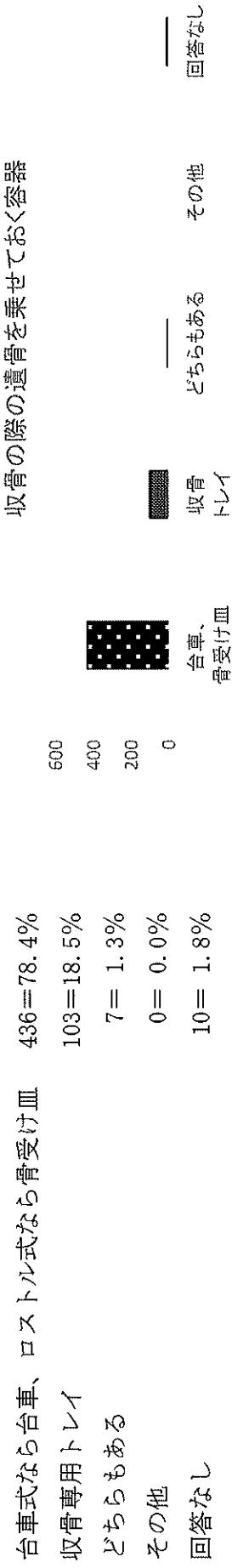
【設問 45】残骨灰、集じん灰の分析は行っていますか。(複数回答可)



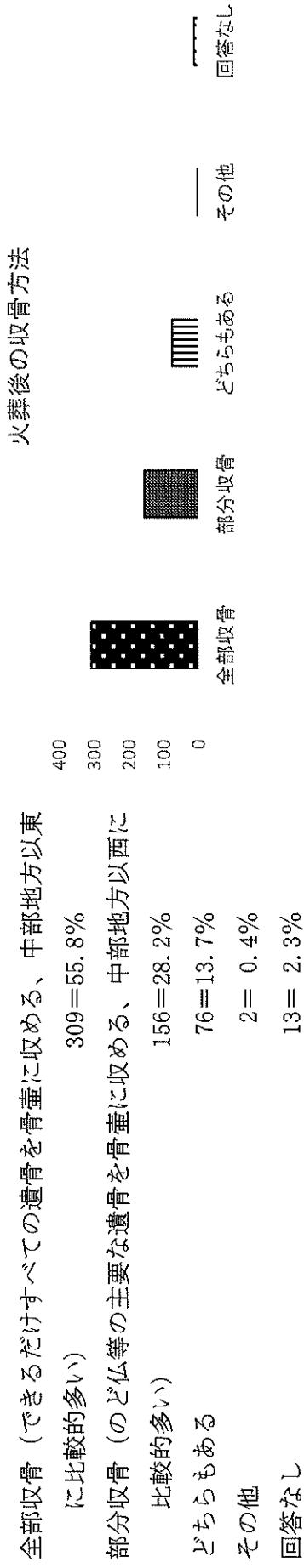
## 【設問 46】葬儀の流れの中で、告別式と火葬の順序はどのようにですか。



## 【設問 47】火葬後に収骨する際に、遺骨を乗せておく容器は何ですか。



## 【設問 48】火葬後の収骨方法に大きく 2 通りの方法はどちらですか。



**【設問 60】** 災害時対応指針（事業継続計画等）は策定していますか。

災害時対応指針（事業継続計画等）を策定している 170=30.6%

特に指針として策定していない 334=60.1%

その他 20=3.6%

回答なし 32=5.7%



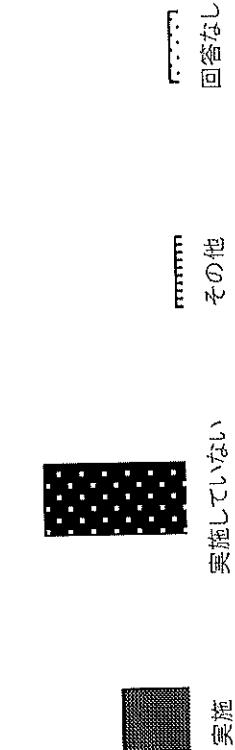
**【設問 61】** 職員の災害時に備えた定期的な訓練を実施していますか。

定期的な訓練を実施している 165=29.7%

特に定期的な訓練は実施していない 347=62.4%

その他 19=3.4%

回答なし 25=4.5%



**【設問 62】** 火葬場の運営管理形態は次のどれに該当しますか。

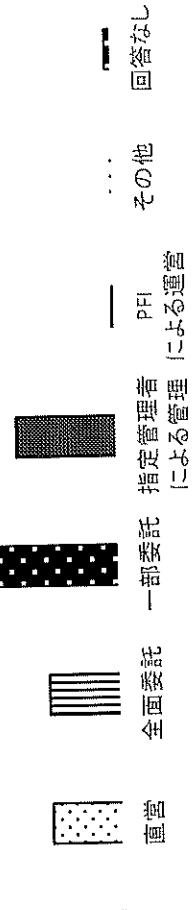
直営 103=18.5% その他 4=0.7%

全面委託 105=18.9% 回答なし 9=1.6%

一部委託 181=32.6%

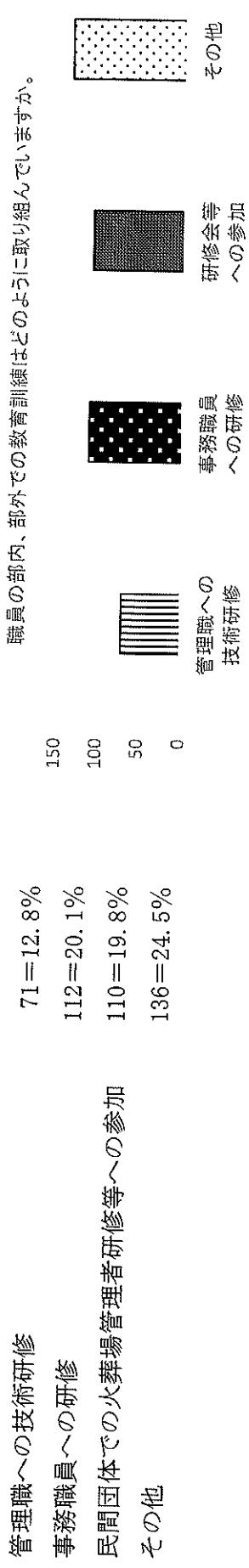
指定管理者による管理 150=27.0%

PFIによる運営 4=0.7%

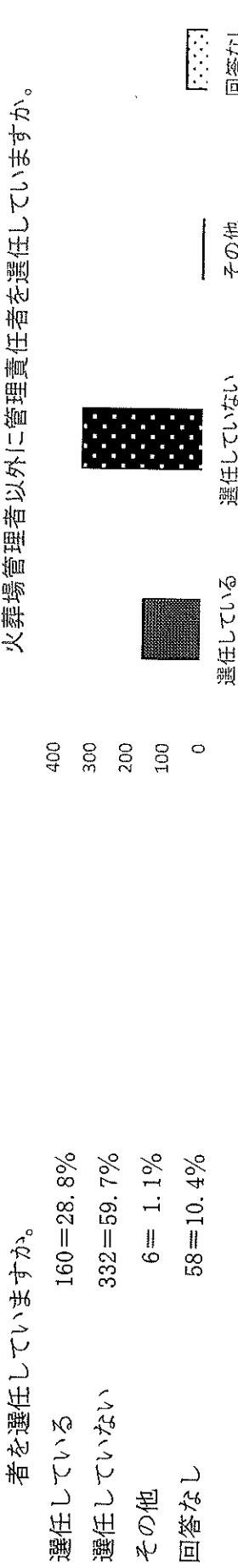


資料 9-1

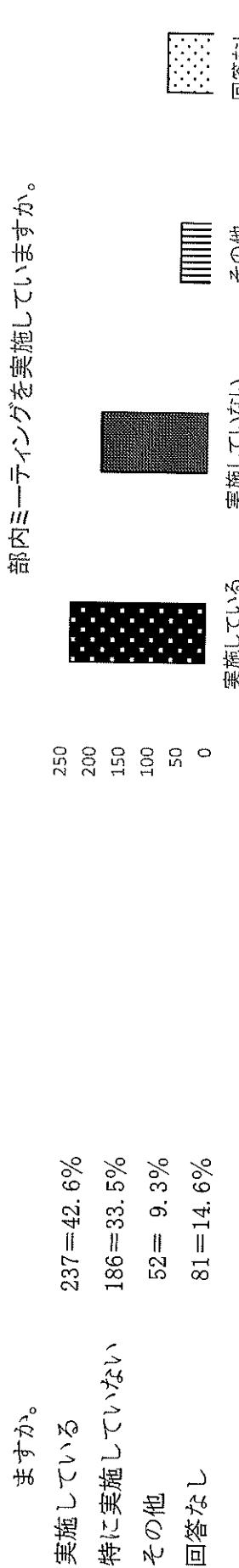
【設問 66】職員の部内、部外での教育訓練は。（複数回答可）



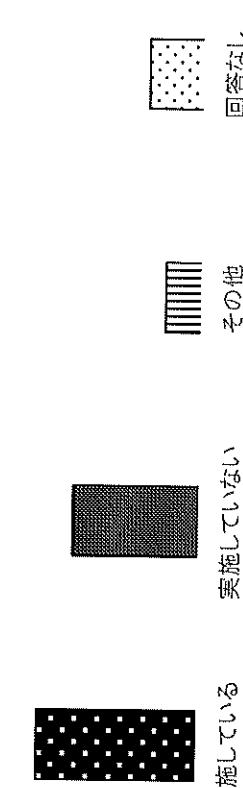
【設問 67】火葬場の管理監督体制として火葬場管理者以外に管理責任者を選任していますか。



【設問 69】管理監督体制の一環として部内ミーティングを実施していますか。



【設問 67】火葬場管理者以外に管理責任者を選任していますか。



【設問 69】管理監督体制の一環として部内ミーティングを実施していますか。

回答なし

## 【設問 70】イメージ向上を目指した活動、取組事例等は（複数回答可）

|                         |           |
|-------------------------|-----------|
| アンケート、意見箱等の設置           | 171=30.8% |
| 広報誌等を利用して各種啓蒙活動の実施      | 26= 4.7%  |
| 葬祭業者との定期的ミーティング、情報交換の実施 | 105=18.9% |
| 地域自治会との定期的意見交換会の開催      | 37= 6.7%  |
| ホームページでの利用方法等を適切に開示している | 166=29.9% |
| 特に実施していない               | 259=46.6% |
| その他                     | 20= 3.6%  |

## 【設問 71】火葬従事者の職場環境の改善、地位の向上を図ることを目的として取り組む活動や実践事例等は（複数回答可）

|                            |           |
|----------------------------|-----------|
| 委託事業者から適切な賃金が支払われている等の実態調査 | 500       |
| 職場環境向上に向けての現地調査や業者への指導等    | 25= 4.5%  |
| 特に実施していない                  | 79=14.2%  |
| その他                        | 388=69.8% |
|                            | 23= 4.1%  |

## 【設問 72】排気筒が低い場合、排ガスの拡散効果が期待できないと言われていることに対してどう思いますか。

|                        |           |
|------------------------|-----------|
| 排ガス処理装置があり問題ない         | 151=27.2% |
| 排ガス量が少ないので問題ない         | 27= 4.9%  |
| 基準値が低いので問題としていない       | 13= 2.3%  |
| 基準が無いので問題としていない        | 50= 9.0%  |
| 排気筒は大防法と同様に高くするよう指導すべき | 20= 3.6%  |
| 分からない                  | 238=42.8% |
| その他                    | 14= 2.5%  |
| 回答なし                   | 43= 7.7%  |

## 【設問 70】火葬場のイメージ向上を目指した活動、取組事例等がありますか。

|                         |           |
|-------------------------|-----------|
| アンケート等の実施               | 300       |
| 葬祭業者との定期的ミーティング、情報交換の実施 | 200       |
| 地域自治会との定期的意見交換会の開催      | 105=18.9% |
| ホームページでの利用方法等を適切に開示している | 100       |
| 特に実施していない               | 0         |
| その他                     | 0         |

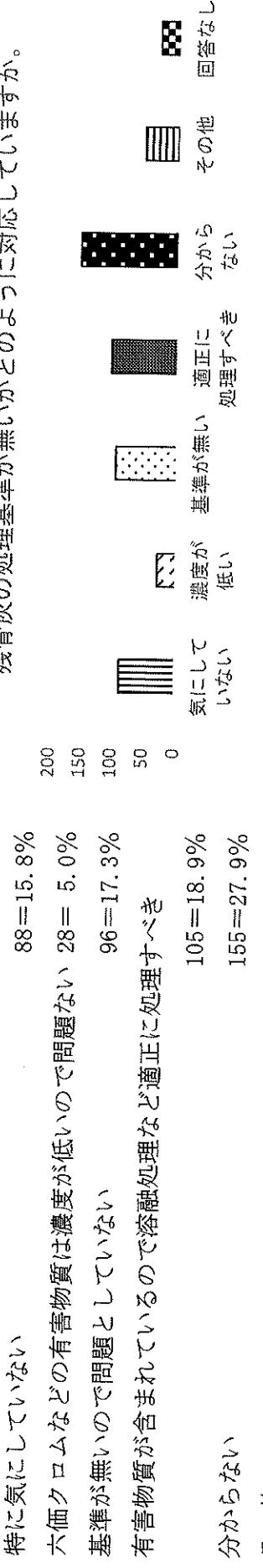
## 【設問 71】火葬従事者の職場環境の改善等を目的とした取組や事例

|                   |     |
|-------------------|-----|
| アンケート等の実施         | 300 |
| 葬祭業者との定期的意見交換会の開催 | 200 |
| 地域自治会との取組等の利用     | 100 |
| ホームページ等の実施        | 0   |
| その他               | 0   |

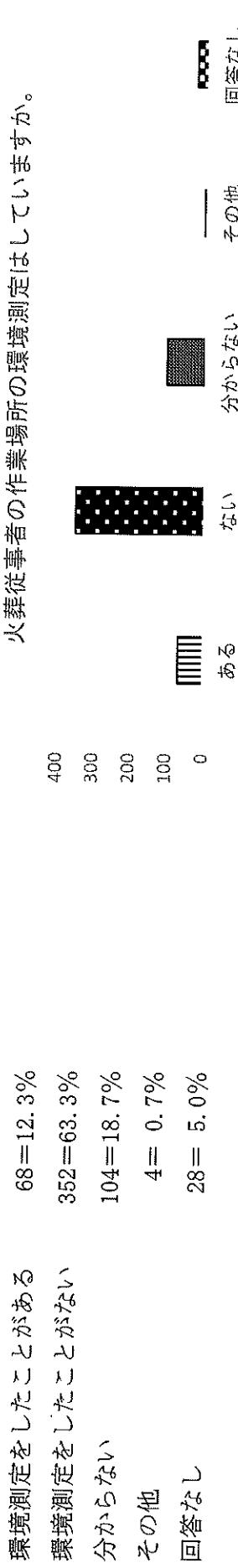
## 【設問 72】排気筒が低い場合、排ガスの拡散効果が期待できないと言われていることに対してどう思うか。

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 基準が無い場合、排ガスの拡散効果が期待できない | 300 |
| 基準が低い場合、排ガスの拡散効果が期待できない | 200 |
| 基準がある場合、排ガスの拡散効果が期待できない | 100 |
| その他                     | 0   |
| 回答なし                    | 0   |

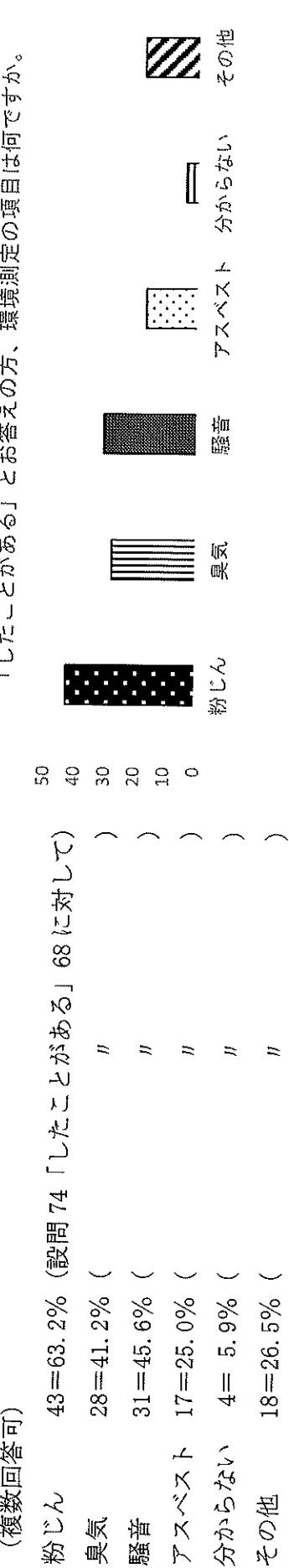
【設問 73】残骨灰の処理基準が無いが、どのように対応していますか。



【設問 74】火葬従事者の作業場所の環境測定はしていますか。

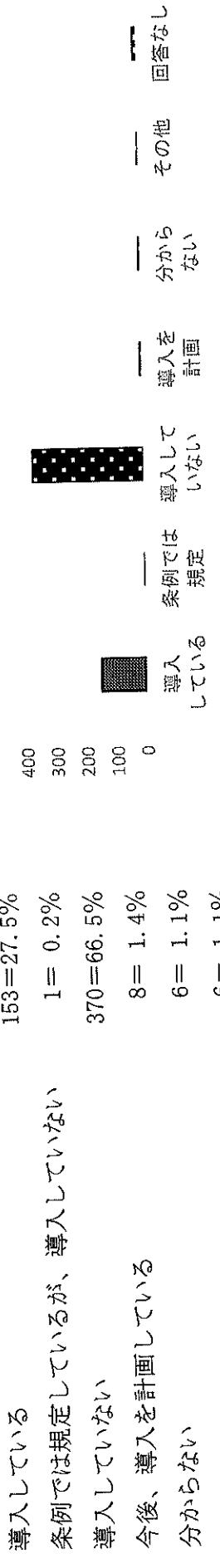


1 「したことがある」とお答えの方、環境測定の項目は何ですか。  
(複数回答可)



【設問 75】あなたの火葬場では指定管理者制度を導入していますか。

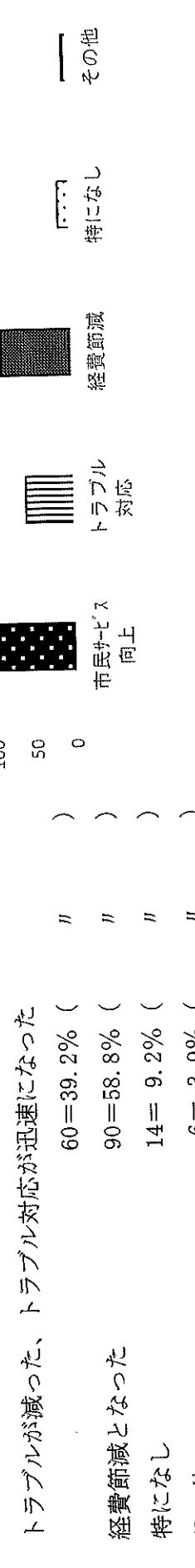
あなたの火葬場では指定管理者制度を導入していますか。



1 導入してよかったですと思われる点は何ですか。(複数回答可)

市民サービスが向上した 108 = 70.6%

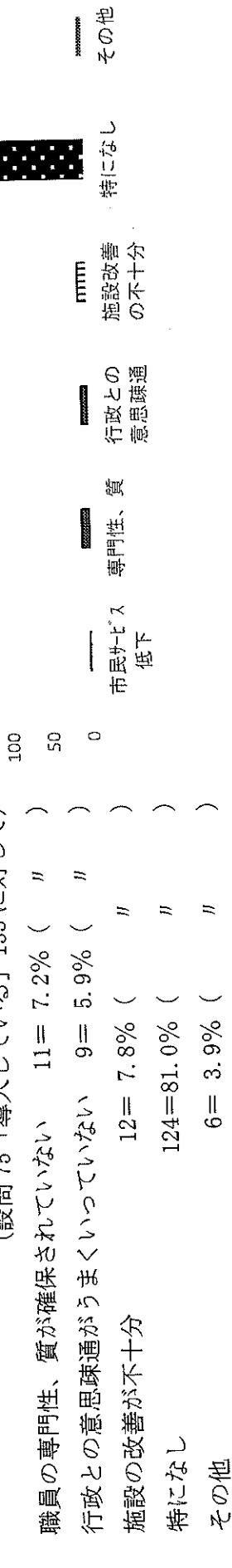
(設問 75 「導入している」 153 に対して)



2 導入した後、何か問題となつた点はありますか。(複数回答可)

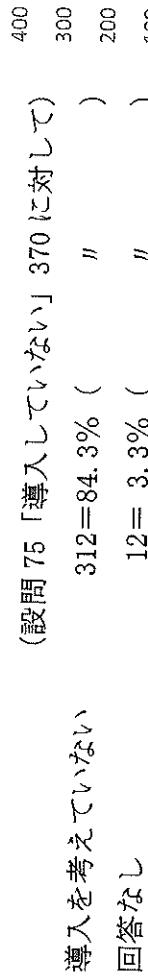
市民サービスが低下した 3 = 2.0%

(設問 75 「導入している」 153 に対して)

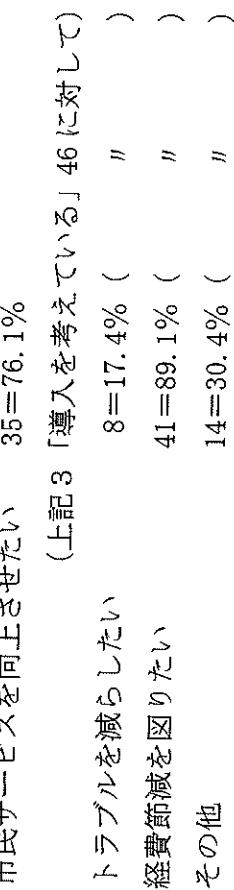


3 「導入していない」とお答えの方、今後導入を考えていますか。  
導入を考えている  
 $46 = 12.4\%$

「導入していない」とお答えの方、今後導入を考えていますか。

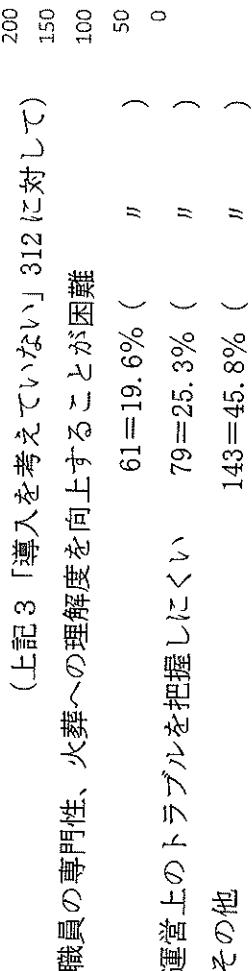


「一等車を含めいい」と答えた方、専入により期待することは何ですか。



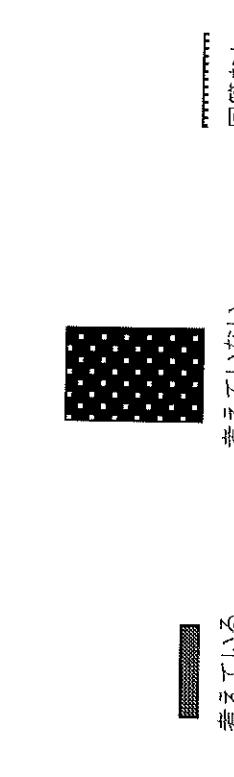
「導入を考えていない」とお答えの方、その理由は何ですか。

市民サービスの状況を的確に把握できない

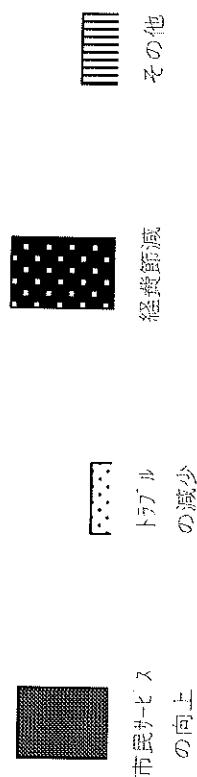


資料 9-1

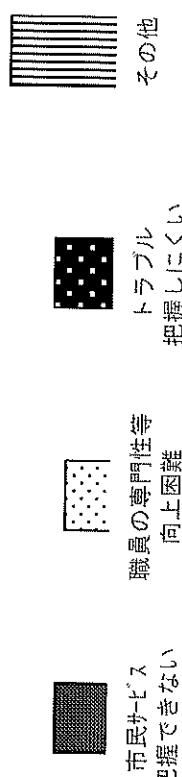
「導入していない」とお答えの方、今後導入を考えていますか。



導入を考えているとお答えの方、導入により期待することは何ですか。



導入を考えていないとお答えの方、その理由は何ですか。



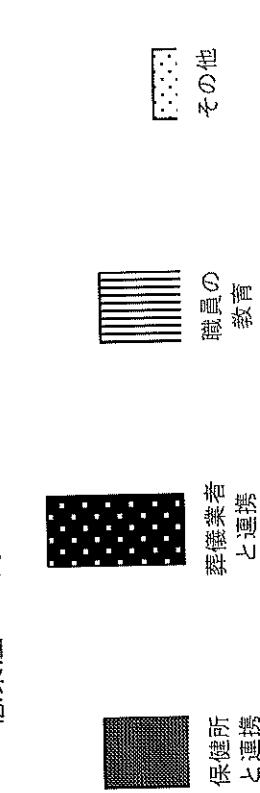
**【設問 76】**ペースメーカー装着遺体については、どのように対応していますか。

ペースメーカー装着遺体については、どのように対応していますか。

ますか。(複数回答可)

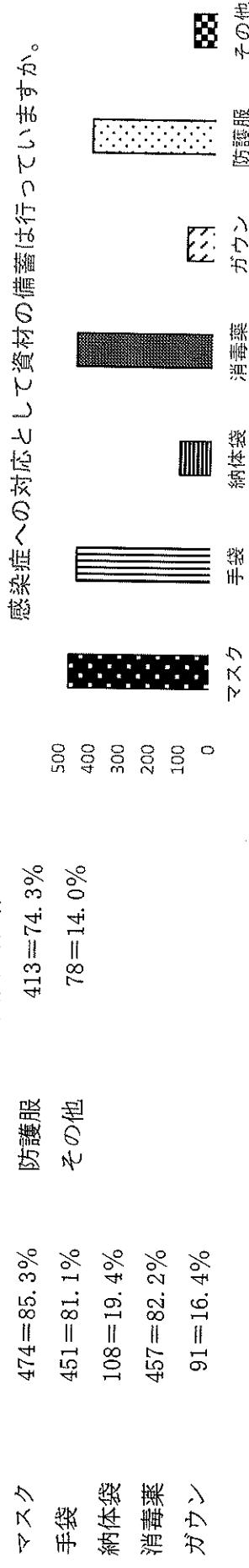
- | 選択肢  | 割合        | 説明 |
|--|-----------|----|
| (1)事前にペースメーカーの取り外しをお願いしている                             | 178=32.0% |    |
| (2)葬祭業者に届け出をお願いしている                                    | 338=60.8% |    |
| (3)遺族に届け出をお願いしている                                      | 199=35.8% |    |
| (4)ペースメーカー装着の届け出の有無にかかわらず、一定時間が経過するまで点検口を開かないようにしている   | 150=27.0% |    |
| (5)ペースメーカー装着の届け出の有無にかかわらず、一定時間が経過するまでデレック操作をしないようにしている | 87=15.6%  |    |
| (6)ペースメーカー学会に、火葬する場合の適切な処置を明記するよう要請している                | 3= 0.5%   |    |
| (7)その他   | 36= 6.5%  |    |
- 【設問 77】**感染症についてお聞きします。感染症への対応はどのようにしていますか。(複数回答可)
- | 選択肢                  | 割合        | 説明 |
|----------------------|-----------|----|
| 保健所と連携し対応している        | 227=40.8% |    |
| 葬儀業者と連携し対応している       | 367=66.0% |    |
| 感染症対応について職員の教育を行っている | 217=39.0% |    |
| その他                  | 65=11.7%  |    |

感染症への対応はどのようにしていますか。



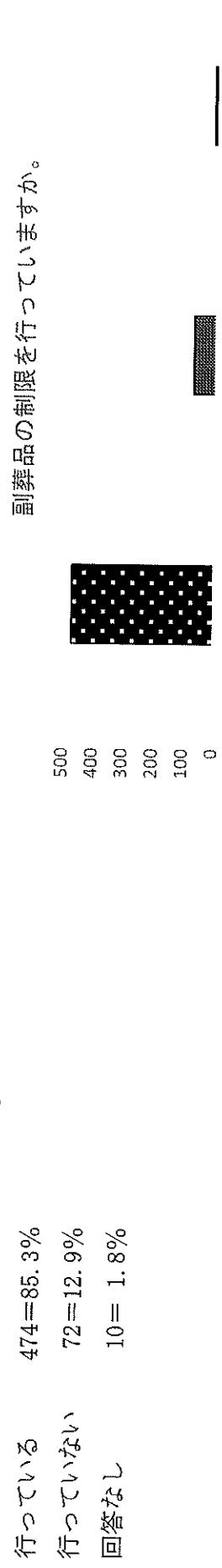
資料 9-1

**【設問 78】 感染症への対応として資材の備蓄は（複数回答可）**



感染症への対応として資材の備蓄は行っていますか。

**【設問 79】副葬品の制限を行っていますか。**

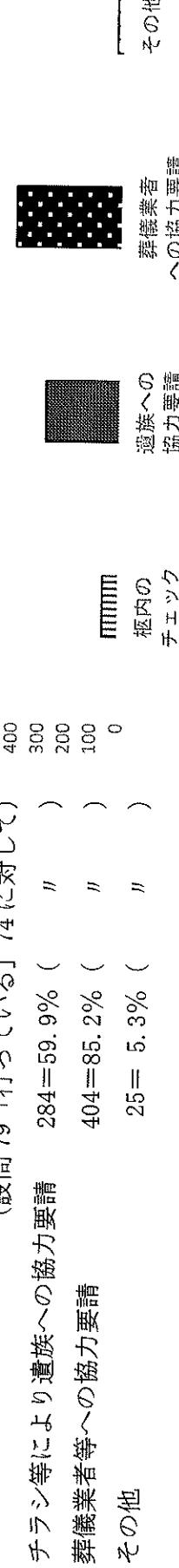


副葬品の制限を行っていますか。

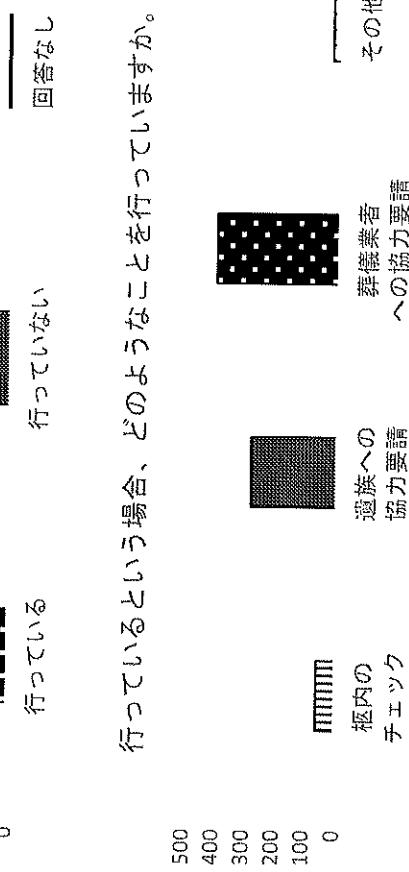
- 「行っている」という場合、どのようなこと（複数回答可）

1 枠内のチェック

(設問 79「行っている」74に対する)



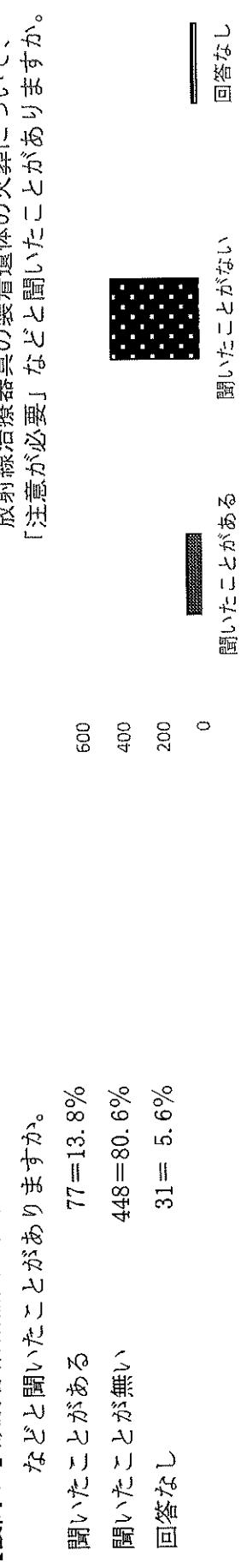
行っているという場合、どのようなことを行っていますか。



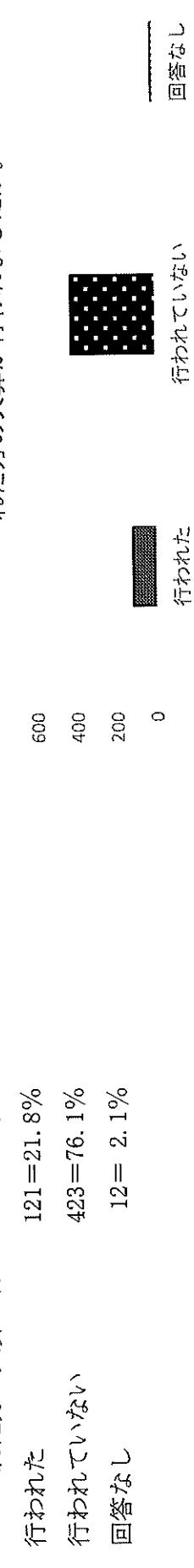
副葬品の制限を行っていない

回答なし

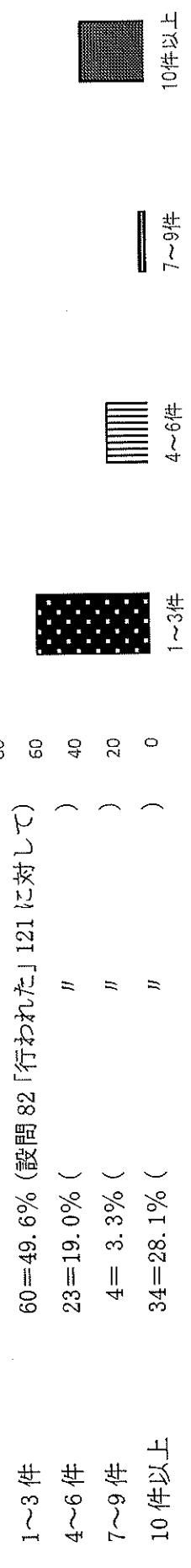
## 【設問 80】放射線治療器具の装着遺体の火葬について、「注意が必要」などと聞いたことがありますか。



## 【設問 82】あなたの火葬場で、新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方の火葬が行われましたか。



## 1 「行わされた」とお答えの方、どのくらいの方の火葬がありましたか。



2 火葬に当たって、安全、安心のため、どのような対策を取られましたか。（複数回答可）

- (1)密にならないよう、ご参列者の方を制限していただいた  
106=87.6%（設問 82「行わわれた」121に対して）
- (2)お具合の悪い方は、参列をご遠慮いただいた  
94=77.7%（〃）
- (3)マスクの着用、手指の消毒をお願いした  
112=92.6%（〃）
- (4)体温を測らせていただいた  
17=14.0%（〃）
- (5)ご遺体に触れないよう、納体袋に収めさせていただき、管理を徹底した  
115=95.0%（〃）
- (6)通常の方と新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方のルートを分離して、交錯しないようにした  
73=60.3%（〃）
- (7)その他  
54=44.6%（〃）

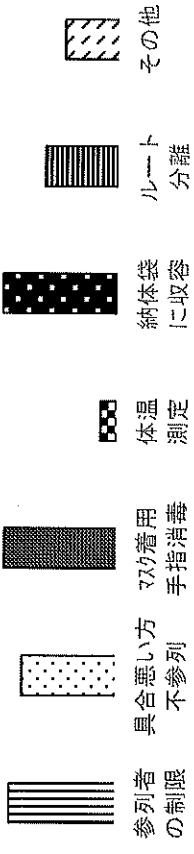
【設問 83】職員の安全、安心のため、どのように対応されましたか。（複数回答可）

- (1)体調の悪い職員には、休んでいただいた  
240=43.2%
- (2)毎日体温を測るよう指導した  
284=51.1%
- (3)マスク着用、消毒用アルコールでの手指の消毒をお願いした  
0  
491=88.3%
- (4)体調に気を付けるよう指導した  
407=73.2%
- (5)その他  
40=7.2%

## 資料 9-1

火葬に当たって、安全、安心のため、どのような対策を取られましたか。

火葬に当たって、安全、安心のため、どのような対策を取られましたか。



(1)密にならないよう、ご参列者の方を制限していただいた

106=87.6%（設問 82「行わわれた」121に対して）

(2)お具合の悪い方は、参列をご遠慮いただいた  
94=77.7%（〃）

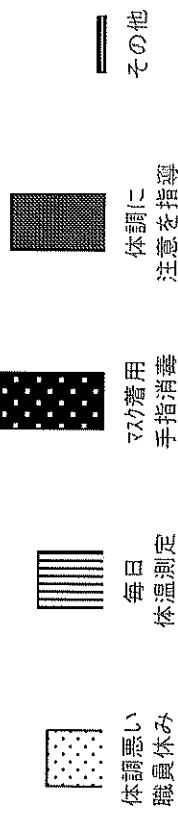
(3)マスクの着用、手指の消毒をお願いした  
112=92.6%（〃）

(4)体温を測らせていただいた  
17=14.0%（〃）

(5)ご遺体に触れないよう、納体袋に収めさせていただき、管理を徹底した  
115=95.0%（〃）

(6)通常の方と新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方のルートを分離して、交錯しないようにした  
73=60.3%（〃）

(7)その他  
54=44.6%（〃）



職員の安全、安心のため、どのように対応されましたか。

(1)体調の悪い職員には、休んでいただいた

240=43.2%

(2)毎日体温を測るよう指導した

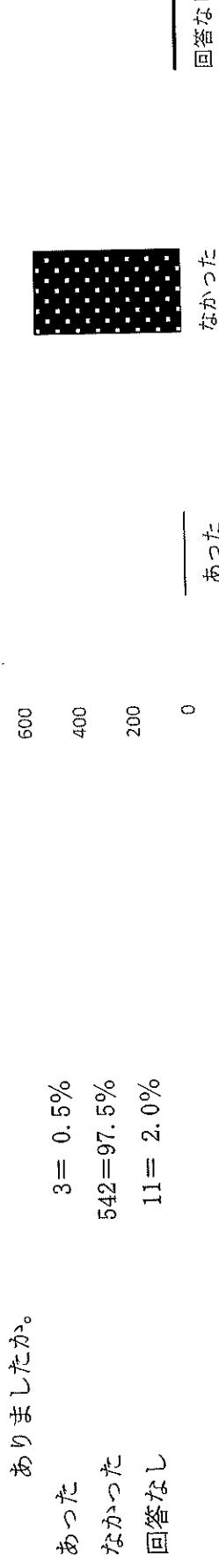
284=51.1%

(3)マスク着用、消毒用アルコールでの手指の消毒をお願いした  
0  
491=88.3%

(4)体調に気を付けるよう指導した  
407=73.2%

(5)その他  
40=7.2%

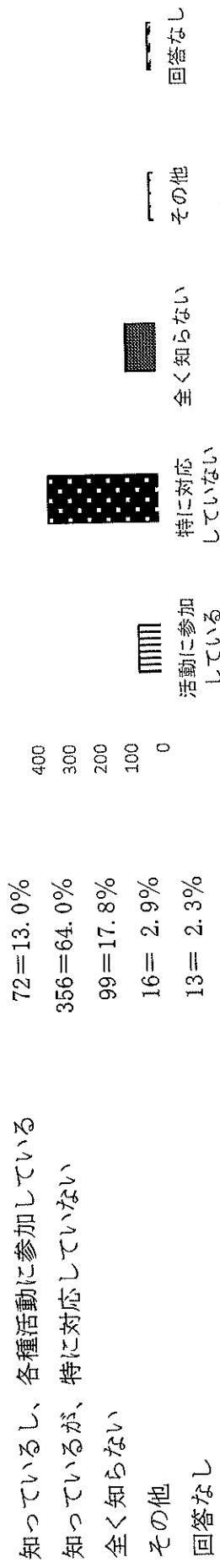
**【設問 84】職員や利用者の中で、新型コロナウイルスに感染した方がいましたか。**



1 関係者の中で感染者が発生した際は、どのような方策を取りましたか。

- 事業を一時休業して、消毒を徹底した 1=33.3%
- 職員を一定期間休業させた 2=66.7%
- その他 1=33.3%

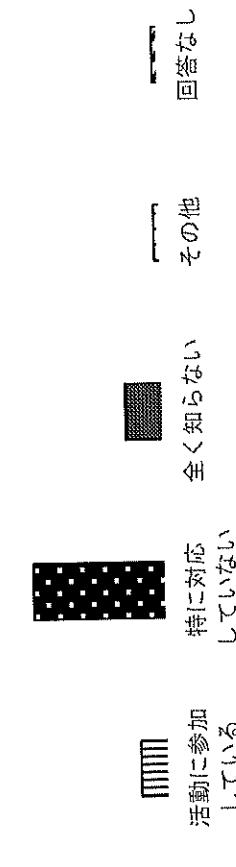
**【設問 85】特定非営利活動法人日本環境斎苑協会はご存知ですか。**



**【その他の回答内容】**

当該職員及び濃厚接触者は2週間の自宅待機。当該職員と同じ日の出勤していた他の職員も3日間自宅待機させた。その間は指定管理者の葬祭場業務経験者を従事させ、事業を継続した。

特定非営利活動法人日本環境斎苑協会ことはご存知ですか。



**【設問 86】**日本環境斎苑協会では、火葬行政担当職員等に対する表彰を行っていますが、ご存知ですか。

よく知っていますが、対象職員がいれば推薦したい 134=24.1%

今まで知らなかつたが、対象職員がいれば推薦したいので、詳細を知りたい 28=5.0%

あまり必要性を感じない 328=59.0%

その他 39=7.0%

回答なし 27=4.9%

日本環境斎苑協会の表彰をご存知ですか。



**【設問 87】**日本環境斎苑協会が発行する書籍について

1 火葬場の建設・維持管理マニュアル

購入し、必要な時に読んでいる 126=22.7%

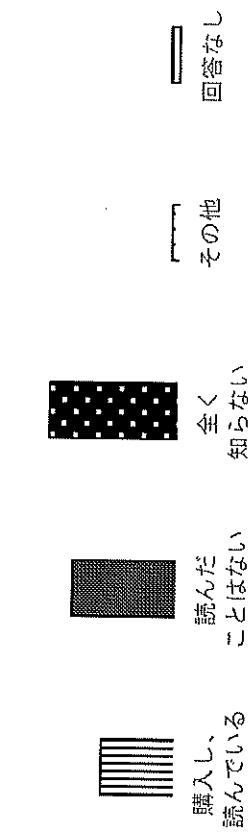
知っているが、読んだことはない 179=32.2%

全く知らない 220=39.6%

その他 13=2.3%

回答なし 18=3.2%

火葬場の建設・維持管理マニュアル



2 火葬概論

購入し、必要な時に読んでいる 81=14.6%

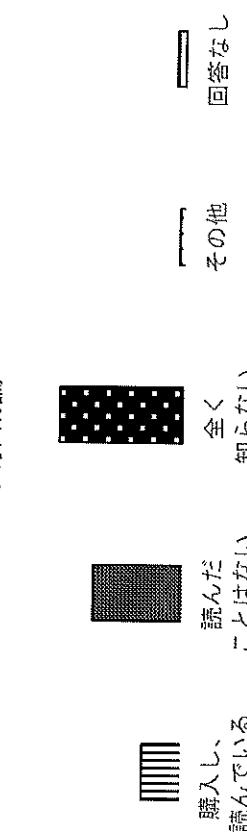
知っているが、読んだことはない 185=33.3%

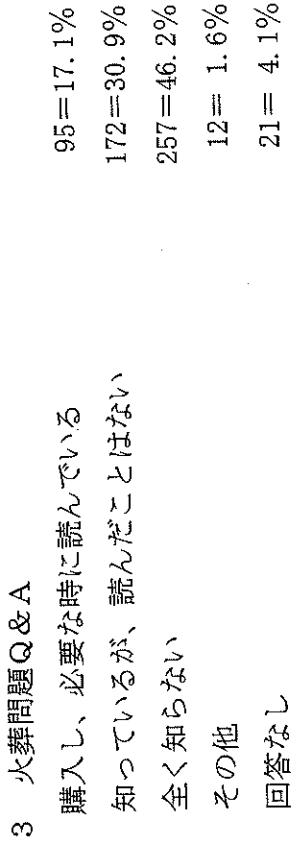
全く知らない 257=46.2%

その他 12=2.1%

回答なし 21=3.8%

火葬概論



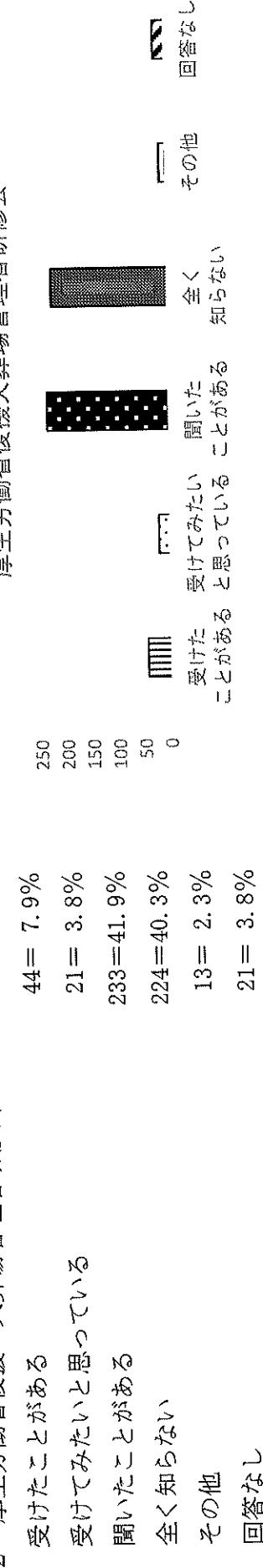


【設問 88】日本環境斎苑協会が開催する研修会等について

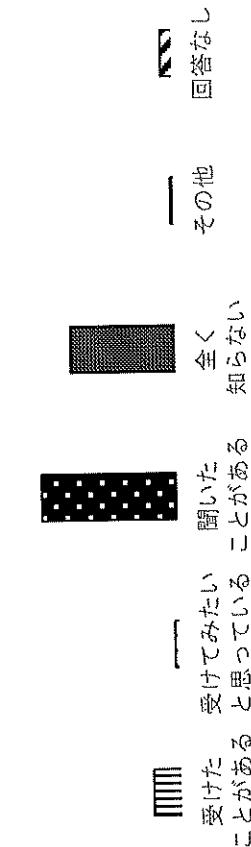
1 火葬技術管理士通信教育（1級、2級）



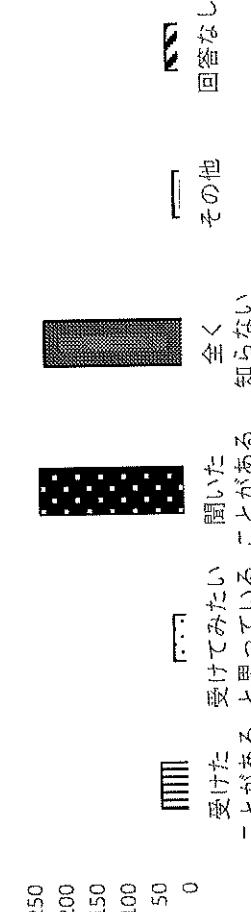
2 厚生労働省後援 火葬場管理者研修会



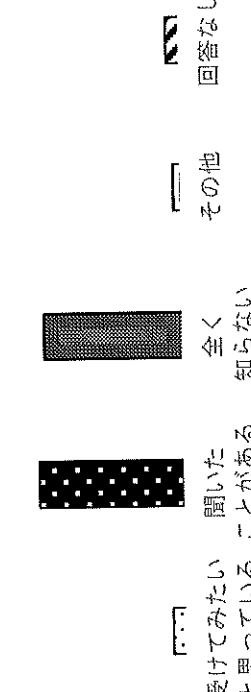
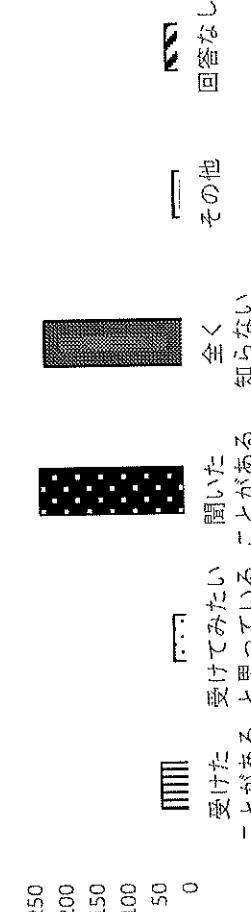
火葬問題Q & A



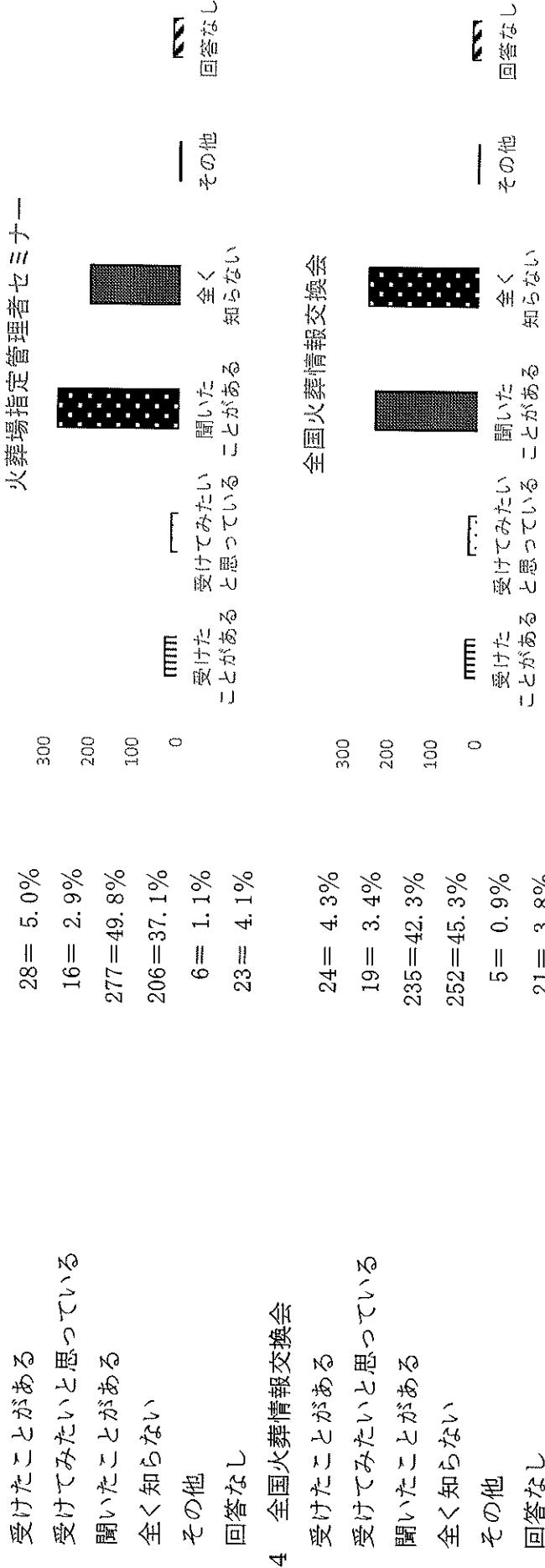
火葬技術管理士通信教育（1級、2級）



厚生労働省後援火葬場管理者研修会



### 3 火葬場指定管理者セミナー



資料 9-1

## 厚生労働科学研究

「令和 2 年度・墓地埋葬をめぐる現状と課題の調査研究  
 (全国火葬場の施設状況並びに防災対策に関する調査)」調査票  
 (全国火葬場アンケート調査)

## 【アンケート調査の趣旨】

特定非営利活動法人日本環境斎苑協会は、火葬場に関し、地方自治体、火葬炉メーカ、学識経験者等で構成する N P O 法人で、全国を対象に様々な活動を行っております。

その中でも主要な業務は、地方自治体の皆様方が火葬場の設置・管理の際にご参考としていただくためのマニュアルを学識経験者の方々のご参画をいただき、編纂していることです。

今般、当協会では令和 2 年度厚生労働科学研究「墓地埋葬をめぐる現状と課題の調査研究」を実施することとなりました。

この中で、火葬場の大規模災害時における対応の在り方、災害時対応を含めた火葬場整備に係る基準等の見直しなどを検討するとともに、火葬作業従事者に係る労働安全の問題、火葬場が直面する諸問題について研究し、何らかの解決に向けた筋道を見つけることを目的としております。

アンケートの結果は、「火葬場の建設・維持管理マニュアル」を改訂し、関係各位の日頃の活動に寄与できればと思います。

なお、まとめたものは、編纂してデータ集として別途公表いたします。

つきましては、お忙しいところ誠に申し訳ありませんが、ぜひご協力をいただきたくお願い申し上げます。

## 【調査票記入上のご注意】

a 本調査票の調査基準日は令和 2 年 10 月 1 日です。

本調査票のご返送の締切日は令和 2 年 11 月 15 日ですので、よろしくお願いします。

b 本調査は、稼動可能な火葬場（最近火葬実績がなくてもよい、炉、排気筒（煙突）、建物の三要素を備えた火葬場）で、市町村、一部事務組合、公益・宗教法人、企業、国立療養所等が経営管理する火葬場ごとにご記入下さい。

自治会（集落）の共有火葬場は、原則として本調査の対象外ですが、実態が把握でき稼働可能な火葬場については、ご記入下さい。

## c 回答方法

## ◆ 記入式設問の回答方法

設問中のアンダーライン上に、直接、該当する事項・数値をご記入（Excel の場合はご入力）下さい。

## ◆ 選択式設問の回答方法

選択肢の左側の○（一つを選択しご回答下さい）または□（複数回答可ですので、該当する項目すべてにご回答下さい）に「レ」（Excel の場合は、カーソルを○または□に合わせてマウスの左キーを押して下さい）をご記入下さい。

d 火葬場が複数の場合には、施設数分のアンケート用紙を同封しましたので、個々の火葬場について調査票をご提出ください。万が一、調査票が不足している場合は、ご面倒でもコピーしていただき、設問 7 以降について、それぞれの火葬場ごとにご記入下さい。

e 参考となる資料等がございましたら、電子メールに添付ファイルとしてお送りいただくか、本調査票に同封した返信用封筒を使って郵送してください。

## 目 次

|  |    |
|--|----|
| 【アンケート調査の趣旨】 .....                             | 1  |
| 【調査票記入上のご注意】 .....                             | 1  |
| 第1 調査票記入者について .....                            | 3  |
| 第2 行政区域内の埋火葬 .....                             | 3  |
| 第3 火葬場の概要、構成、機能 .....                          | 5  |
| 第4 火葬場の火葬炉設備（人体炉についてのみお答え下さい。） .....           | 12 |
| 第5 残骨灰、集じん灰等の処理 .....                          | 18 |
| 第6 風習、慣習等について .....                            | 20 |
| 第7 火葬場の整備費 .....                               | 21 |
| 第8 火葬場の収入、支出【令和元年度（平成31年4月から）実績でご記入下さい。】 ..... | 22 |
| 第9 火葬手数料、施設利用料 .....                           | 22 |
| 第10 大規模災害時の火葬炉の運転 .....                        | 24 |
| 第11 火葬場の運営管理、職員数、休日等 .....                     | 25 |
| 第12 公害対策・労働安全関連 .....                          | 28 |
| 第13 指定管理者制度について .....                          | 29 |
| 第14 最近の諸問題への対応について .....                       | 30 |
| 第15 コロナウイルスに関連してお尋ねします。 .....                  | 32 |
| 第16 最後に .....                                  | 33 |
| 提出先・問合せ先、提出方法 .....                            | 36 |

## 第1 調査票記入者について

- 1 住 所 \_\_\_\_\_
- 2 所 属 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_
- 3 電話(内線) \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ ( )、FAX \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_
- 4 E-mail \_\_\_\_\_

## 第2 行政区域内の埋火葬

【設問1】行政区域内人口（令和2年3月31日または4月1日現在）

\_\_\_\_\_人

【設問2】令和元年度（平成31年4月から）埋火葬実績

（一部事務組合等の場合は構成市町村の合計でお答え下さい。）

- 1 死亡者数 \_\_\_\_\_人
- 2 火葬数 \_\_\_\_\_人
- 3 埋葬数 \_\_\_\_\_人

【設問3】行政区域内の火葬場数

\_\_\_\_\_箇所

【設問4】都道府県で広域火葬計画の策定を行っていますか。

- 策定している
- 策定していない

【設問5】災害時を想定して各種資材の協定はどのようにしていますか。（複数回答可）

- 葬儀資材について協力し合っている
- 火葬燃料について協力し合っている

□ 梱について協力し合っている

□ その他（ ）

【設問 6】災害時の人的協力体制についてお答えください。

1 火葬場OBの応援体制

○ 有り

○ 無し

2 火葬炉メーカーの支援体制

○ 有り

○ 無し

3 都道府県内の他の火葬場からの支援体制

○ 有り

○ 無し

4 その他、人的協力体制があればお答えください。

( )

«お願い»設問 3で2箇所以上とご記入の方は、次ページ以降の設問について、それぞれの火葬場ごとにご記入下さい。

### 第3 火葬場の概要、構成、機能

(前ページの設問3で2施設以上とご記入の方は、本ページ以降の設問について、それぞれの火葬場ごとにご記入下さい。)

#### 【設問7】火葬場の名称

\_\_\_\_\_

【設問8】経営（設置、管理、運営）主体はどれですか。

- 市町村 ⇒ （設問10へお進み下さい）
- 一部事務組合等
- 企業 ⇒ （設問10へお進み下さい）
- 公益・宗教法人 ⇒ （設問10へお進み下さい）
- 国・その他（ ） ⇒ （設問10へお進み下さい）

#### 【設問9】一部事務組合等の構成をお答えください。

1 構成市町村数 \_\_\_\_\_ 市、 \_\_\_\_\_ 町、 \_\_\_\_\_ 村

2 市町村名 \_\_\_\_\_

※パンフレットや利用案内等の資料がございましたら、本アンケートと併せてお送り下さい。

#### 【設問10】火葬場の所在地

〒 \_\_\_\_\_ 都道府県名 \_\_\_\_\_

市区町村～番地 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

ご担当者氏名 \_\_\_\_\_ 、フリガナ \_\_\_\_\_

#### 【設問11】火葬炉数

- 1 人体炉 \_\_\_\_\_ 基（うち大型炉 \_\_\_\_\_ 基）
- 2 汚物（胞衣）炉 \_\_\_\_\_ 基
- 3 動物炉 \_\_\_\_\_ 基
- 4 増設スペース \_\_\_\_\_ 基分

#### 【設問12】現在の火葬場の建物の竣工年月

昭和     平成     令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月

【設問 13】現在の火葬場の建設は建替えでしたか、新設でしたか。

- 建替え
- 既存施設の統廃合建替え
- 新設 ⇒ (設問 16 へお進み下さい)

【設問 14】建替え・既存施設の統廃合建替えの場合の建設場所についてお答えください。

- 既存敷地内での建替え
- 隣接地での建替え
- 近接地での建替え
- 移転しての建替え
- その他 ( \_\_\_\_\_ )

【設問 15】建替え、既存施設解体後の跡地利用についてお答えください。

- 駐車場として利用
- 緑地・公園として利用
- その他公共施設として利用 ( \_\_\_\_\_ )
- 解体せずに現況のまま存置
- 更地にして遊休地として将来計画に備える
- 民間に売却
- その他 ( \_\_\_\_\_ )

【設問 16】現在の建物は、設問 12 の竣工以降に増築・改築しましたか。

- 増築・改築した
- していない ⇒ (設問 18 へお進み下さい)

【設問 17】増築・改築はいつですか。(増築、改築のいずれかに印を付けて、実施年、建物名をご記入下さい)

- 1回目  増築 :  昭和  平成 \_\_\_\_\_ 年(建物名 \_\_\_\_\_ )
- 改築 :  昭和  平成 \_\_\_\_\_ 年(建物名 \_\_\_\_\_ )
- 2回目  増築 :  昭和  平成 \_\_\_\_\_ 年(建物名 \_\_\_\_\_ )
- 改築 :  昭和  平成 \_\_\_\_\_ 年(建物名 \_\_\_\_\_ )

- 3回目  増築 :  昭和  平成 \_\_\_\_\_年(建物名 \_\_\_\_\_)  
 改築 :  昭和  平成 \_\_\_\_\_年(建物名 \_\_\_\_\_)

※ 4回目以降は別紙にご記入の上、本アンケートと併せてお送り下さい。

【設問 18】現在の火葬炉は、設問 12 の竣工以降に増設、更新しましたか。

- 増設・更新した  
 していない ⇒ (設問 21 へお進み下さい)

【設問 19】火葬炉の基数の変化

竣工時(設問 12 の年月) \_\_\_\_\_基 → 現在(令和 2 年 3 月) \_\_\_\_\_基

【設問 20】火葬炉の増設・更新はいつですか。(増設、更新のいずれかに印を付けて、実施年、基数をご記入下さい)

- 1回目  増設 :  昭和  平成 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_基  
 更新 :  昭和  平成 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_基
- 2回目  増設 :  昭和  平成 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_基  
 更新 :  昭和  平成 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_基
- 3回目  増設 :  昭和  平成 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_基  
 更新 :  昭和  平成 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_基

※ 4回目以降は別紙にご記入の上、本アンケートと併せてお送り下さい。

【設問 21】都市計画決定はしましたか。

- 決定済  
 決定していない

【設問 22】敷地面積、建築面積等

- 1 敷地面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
- 2 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> (地上 \_\_\_\_\_ 階、地下 \_\_\_\_\_ 階)
- 3 延床面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
- 4 駐車場面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> (大型車 \_\_\_\_\_ 台、乗用車 \_\_\_\_\_ 台)
- 5 庭園等面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
- 6 その他面積(主な用途は何ですか。 \_\_\_\_\_) \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

## 【設問 23】建物の構造は次のどれですか。

- 鉄筋コンクリート造
- 鉄骨コンクリート造
- 鉄骨鉄筋コンクリート造
- 鉄骨造
- 簡易耐火構造
- 木造
- その他 ( \_\_\_\_\_ )

## 【設問 24】建物内の施設は次のどれに該当しますか。

- 火葬だけの施設
- 火葬と待合が行える施設
- 火葬と待合と葬儀が行える施設

## 【設問 25】主な施設の有無、面積等

(該当する施設、部屋等がなければ空欄にして、次にお進み下さい。)

## 1 火葬部門

1-1 炉室（火葬炉が設置された部屋）は \_\_\_\_\_ 階 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>1-2 機械室（排ガス処理装置等が設置された部屋）は \_\_\_\_\_ 階 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

1-3 告別室（遺体と最後のお別れをする部屋）はありますか。

- 有り \_\_\_\_\_ 室、 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
- 無し

1-4 収骨室（火葬後、焼骨を骨壺等に納める部屋）はありますか。

- 有り \_\_\_\_\_ 室、 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
- 無し

## 2 待合部門

2-1 待合室（火葬中に遺族等が待つ部屋）はありますか。

- 有り
- 無し ⇒ (3へお進み下さい)

2-2 有りの場合、和室、洋室どちらですか。(複数回答可)

和室 \_\_\_\_\_ 室、 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

洋室 \_\_\_\_\_ 室、 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

### 3 式場部門

3-1 式場（葬儀を行う部屋）は有りますか

有り \_\_\_\_\_ 室、1室当たり \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> ( \_\_\_\_\_ 席)

\_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> ( \_\_\_\_\_ 席)

\_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> ( \_\_\_\_\_ 席)

無し

### 【設問 26】火葬場の休場日（条例等に定められた公休日）

1 令和元年度（平成 31 年 4 月から）実績で休場日は何日でしたか。\_\_\_\_\_ 日

2 休場日の内訳をお答え下さい。（複数回答可）

休場日の規定が無い

年末

年始

友引日

日曜日

祝祭日

お盆

その他（\_\_\_\_\_）

2-1 年始の休場日はどの日ですか。（複数回答可）

1月 1 日

1月 2 日

1月 3 日

2-2 友引日の休場日はどの日ですか。

すべての友引日

友引日の一部

2-3 日曜日の休場日はどの日ですか。

すべての日曜日

日曜日の一部

2-4 祝祭日の休場日はどの日ですか。

すべての祝祭日

祝祭日の一部

2-5 お盆の休場日はどの日ですか。(複数回答可)

8月13日

8月14日

8月15日

8月16日

その他 ( \_\_\_\_\_ )

【設問 27】火葬場の周辺環境は次のどれでどうか。(複数回答可)

墓地

山林

農地

住宅

工場

その他 ( \_\_\_\_\_ )

【設問 28】火葬場から最も近い住宅までの距離は次のどれに該当しますか。

50m未満

50~100m未満

100~200m未満

200~300m未満

300~400m未満

500m以上

【設問 29】現在の火葬場に対して周辺住民からの苦情は有りますか。

- 有り
- 無し ⇒ (設問 30 へお進み下さい)

1 「有り」の場合、苦情の原因は何だと思いますか。(複数回答可)

- 悪臭
- 煙
- 騒音
- 交通公害
- 施設が古い
- 靈柩車の走行
- その他 (\_\_\_\_\_)

【設問 30】現在の火葬場に対して、建替え、部分改修の必要性はありますか。

- 必要が有る
- 必要無い ⇒ (設問 31 へお進み下さい)

1 「必要が有る」というのは、建替えですか、部分改修ですか。

- 建替え
- 部分改修

2 「建替え」または「部分改修」の理由は何ですか。(複数回答可)

- 施設の老朽化
- 能力不足
- 故障が多く、修理費がかさむ
- その他 (\_\_\_\_\_)

【設問 31】自治体（一部事務組合等を含む）の火葬場として過不足はありますか。

- 不足している
- 不足していない ⇒ (設問 32 へお進み下さい)

1 「不足している」のはどのような理由ですか。(複数回答可)

- 死亡者数の増加

- 施設が老朽化している
- 機能が劣化している
- 2 「不足」の場合の対応はどのようにしていますか。（複数回答可）
- 増設を検討している
- 新施設を検討している
- 稼働日を増やす
- その他（\_\_\_\_\_）

#### 第4 火葬場の火葬炉設備（人体炉についてのみお答え下さい。）

【設問32】令和元年度（平成31年4月から）の火葬件数、稼働日数等をお答え下さい。

1 火葬件数\_\_\_\_\_件（小人、死産児を含む。）

内訳は、管内件数\_\_\_\_\_件

管外件数\_\_\_\_\_件

2 年間稼働日数\_\_\_\_\_日

年間稼働可能時間数\_\_\_\_\_時間

稼働率\_\_\_\_\_%

3 1日当たりの最大受入件数\_\_\_\_\_件

4 火葬炉1基1日当たり最大体数\_\_\_\_\_体/基・日

5 時間帯割合（年度平均）

9～11時\_\_\_\_\_%

11～13時\_\_\_\_\_%

13～15時\_\_\_\_\_%

15～17時\_\_\_\_\_%

その他（\_\_\_\_\_）\_\_\_\_\_%

【設問33】保冷庫（ご遺体を火葬する前に冷やして保管する装置）についてお聞きします。

1 保冷庫は有りますか。

有り

無し ⇒ （設問34へお進み下さい）

- 2 火葬までの待機時間は、最大\_\_\_\_\_時間 または\_\_\_\_\_日間
- 3 保冷庫の数は、ご遺体\_\_\_\_\_体分

【設問 34】主燃焼炉についてお聞きします。

1 火葬 1 体当たりの平均燃焼時間は何分程度ですか。\_\_\_\_\_分程度

2 前室（冷却室）は有りますか。（複数回答可）

- 有り\_\_\_\_\_基  
 無し\_\_\_\_\_基 ⇒ (3へお進み下さい)

2-1 平均的な冷却時間は何分程度ですか。\_\_\_\_\_分程度

2-2 目安とする冷却温度は何°C程度ですか。夏期\_\_\_\_\_°C、冬期\_\_\_\_\_°C

3 主燃焼炉の型式は何ですか。（複数回答可）

- 台車式\_\_\_\_\_基  
 ロストル式\_\_\_\_\_基 ⇒ (5へお進み下さい)  
 その他\_\_\_\_\_基 ⇒ (6へお進み下さい)

4 台車式の場合、炉内台車の上面耐火材は分割式ですか。（複数回答可）

- 分割式である  
 分割式ではない  
 両方ある

4-1 上面耐火材の種類は何ですか。

- キャスタブル耐火物  
 一般耐火レンガ  
 中性耐火レンガ  
 その他 (\_\_\_\_\_)

4-2 枢支持台の材質は何ですか。 ⇒ 回答後は 6へお進み下さい。

- ステンレス製  
 鉄製  
 耐火レンガ  
 カーボランダム製

その他 ( \_\_\_\_\_ )

5 ロストル式の場合、ロストルの材質は何ですか。

ステンレス製

鉄製

その他 ( \_\_\_\_\_ )

6 主燃焼炉の使用燃料は何ですか。

灯油

重油

都市ガス

プロパンガス

その他 ( \_\_\_\_\_ )

6-1 主燃焼炉と再燃焼炉の燃料は同じですか。

同じ ⇒ (7へお進み下さい)

違う

6-2 再燃焼炉の燃料は何ですか。 ( \_\_\_\_\_ )

7 火葬 1 体当たりの平均燃料使用量（主燃・再燃の合計）はどの程度ですか。

7-1 灯油又は重油の場合 \_\_\_\_\_ ℥

7-2 都市ガス又はプロパンガスの場合 \_\_\_\_\_ m<sup>3</sup>

8 主燃焼炉の温度計は設置されていますか。

設置してある

設置していない ⇒ (9へお進み下さい)

8-1 設置してある場合、温度範囲はどの程度ですか。

\_\_\_\_\_ °C ~ \_\_\_\_\_ °C (バーナ着火直後を除く)

9 火葬 1 体あたりの平均排ガス量はどの程度ですか。 \_\_\_\_\_ m<sup>3</sup> N

10 火葬中のデレッキ操作を行っていますか。

行っている

行っていない ⇒ (設問 35 へお進み下さい)

10-1 行っている場合、デレッキ操作の目的は何ですか。（複数回答可）

- 副葬品の除去
- 遺体の燃焼促進
- その他（\_\_\_\_\_）

【設問 35】再燃焼炉についてお聞きします。

1 再燃焼炉は有りますか。（複数回答可）

- 有り \_\_\_\_\_基
- 無し \_\_\_\_\_基 ⇒ (設問 36 へお進み下さい)

1-1 再燃焼炉が有る場合、その型式は何ですか。（複数回答可）

- 直上型再燃焼炉（主燃焼炉と再燃焼炉が 1 対 1）\_\_\_\_\_基  
⇒ (2 へお進み下さい)

- 分離型再燃焼炉（主燃焼炉の後段に再燃焼炉を増設した事例が多く、複数の主燃焼炉に 1 基の再燃焼炉が対応）\_\_\_\_\_基

1-2 分離型の場合、主燃焼炉 \_\_\_\_\_ 基に対して再燃焼炉 1 基（主：再の基数比）

2 再燃焼炉の温度計は設置されていますか。

- 設置してある
- 設置していない ⇒ (3 へお進み下さい)

2-1 設置してある場合、温度範囲はどの程度ですか。

\_\_\_\_\_ °C ~ \_\_\_\_\_ °C (バーナ着火直後を除く)

3 再燃焼バーナは設置されていますか。

- 設置してある
- 設置していない ⇒ (設問 36 へお進み下さい)

3-1 再燃焼バーナの点火はいつですか。

- 主燃焼炉点火前 \_\_\_\_\_ 分
- 主燃焼炉点火後 \_\_\_\_\_ 分
- 主燃焼炉点火と同時

3-2 再燃焼バーナの消火はいつですか。

- 主燃焼炉点火後 \_\_\_\_\_ 分

- 主燃焼炉消火前\_\_\_\_\_分
- 主燃焼炉消火後\_\_\_\_\_分
- 主燃焼炉消火と同時

【設問 36】排ガス処理装置についてお聞きします。

(再燃焼炉出口以降の装置であり、残骨灰真空移送装置関連設備ではありません。)

1 火葬炉と排ガス処理装置の関係はどれですか。

- 各炉が単独に火葬できる
- 各炉が単独に火葬できない (1つの排ガス処理装置を複数の火葬炉で共有)
- 分からない

2 大規模災害時(非常時)を前提として、同時に運転できるのは何炉までですか。(非常時だから、告別室、待合室、収骨室等の室数やスペースの問題は考慮しないで)

\_\_\_\_\_炉まで

3 排ガスの排気方式は何ですか。(複数回答可)

- 強制排気方式\_\_\_\_\_基
- 自然排気方式\_\_\_\_\_基
- その他 (\_\_\_\_\_) \_\_\_\_\_基

4 排ガス冷却装置は有りますか。

- 有り
- 無し ⇒ (5へお進み下さい)

4-1 有りの場合、排ガス冷却装置1基につき再燃焼炉\_\_\_\_\_基が対応している。

4-2 排ガス冷却装置の方式は何ですか。(複数回答可)

- 空気混合希釈方式\_\_\_\_\_基
- 水冷式熱交換器方式\_\_\_\_\_基
- 空冷式熱交換器方式\_\_\_\_\_基
- その他 (\_\_\_\_\_) \_\_\_\_\_基

5 集じん装置は有りますか。

- 有り
- 無し ⇒ (設問 37 へお進み下さい)

5-1 有りの場合、その型式は何ですか。（複数回答可）

- バグフィルタ \_\_\_\_\_ 基
- 電気集じん器 \_\_\_\_\_ 基
- マルチサイクロン \_\_\_\_\_ 基
- その他（\_\_\_\_\_） \_\_\_\_\_ 基

5-2 集じん装置における排ガス温度は何°Cで管理していますか。 \_\_\_\_\_ °C

5-3 その温度測定箇所はどこですか。集じん装置の前ですか、後ですか。

- 前
- 後

5-4 集じん装置の清掃頻度はどの程度ですか。

\_\_\_\_\_ 回/年、又は 1 回/（\_\_\_\_\_）年

5-5 集じん装置の清掃は誰が行いますか。

- 専門業者
- 火葬場管理職員
- その他（\_\_\_\_\_）

6 集じん装置の後に高度排ガス処理装置が有りますか。

- 有り
- 無し ⇒ (設問 37 へお進み下さい)

6-1 「有り」の場合、その方式は何ですか。（複数回答可）

- 触媒（ダクト内に設置されているものも含みます）
- 活性炭吸着
- 湿式洗浄
- その他（\_\_\_\_\_）

【設問 37】排気筒（煙突）についてお聞きします。

数量 \_\_\_\_\_ 本、GL（地上）からの高さ \_\_\_\_\_ m

【設問 38】排ガスの測定は行っていますか。（複数回答可）

- ダイオキシン類の測定は定期的に実施している。頻度は 1 回/（\_\_\_\_\_）

- 水銀・六価クロムの測定は定期的に実施している。頻度は 1 回/(\_\_\_\_\_)
- ばいじん等の測定は定期的に実施している。頻度は 1 回/(\_\_\_\_\_)
- 施設が完成した引渡性能試験で実施しただけ
- 全く行っていない
- その他 (\_\_\_\_\_)

## 第5 残骨灰、集じん灰等の処理

残骨灰：火葬後に、台車上あるいはロストル式の骨受け皿に残った骨灰で、収骨する骨以外の骨灰を示します。

集じん灰：火葬の排ガスに含まれるばいじん等が集じん装置で捕捉され、あるいは煙道に残留し、清掃によって排出される灰を示します。

【設問 39】残骨灰と集じん灰を分別していますか。

- 分別している
- 分別していない

【設問 40】残骨灰、集じん灰の発生量を把握していますか。

- 把握している
- 把握していない ⇒ (設問 41 へお進み下さい)

1 把握している場合、それぞれの発生量をお答え下さい。

残骨灰 \_\_\_\_\_ kg/年、集じん灰 \_\_\_\_\_ kg/年

【設問 41】残骨灰はどのように処理処分していますか。

- 専門業者に委託している
- 自ら処理処分している ⇒ (設問 42 へお進み下さい)
- その他 (\_\_\_\_\_)

1 「専門業者に委託している」場合、処理処分状況の確認はしていますか。

- 処理工場、最終処分地まで確認している
- 処理工場は確認したが、最終処分地まで確認していない
- 書面で確認している
- 確認していない

その他 ( \_\_\_\_\_ )

2 専門業者の選考方法は何ですか。

複数業者による競争入札

隨意契約

その他 ( \_\_\_\_\_ )

2-1 委託費用は有償ですか、無償ですか。

有償 (処理費用を支払っている)

無償 (処理費用を支払っていない) ⇒ (3へお進み下さい)

2-2 有償の場合の金額はどのようにですか。

入札の最低価格を設定している。

1 円

その他 ( \_\_\_\_\_ )

3 含有する有価物についてはどのようにしていますか。⇒ 回答後は設問 43 へお進み下さい。

有価物相当額を返納させている

委託費に含まれると考え、返納させていない

含まれる有価物相当額が分からないので、返納させられない

その他 ( \_\_\_\_\_ )

【設問 42】「残骨灰を自ら処理している」場合、処理方法は何ですか。

安定化処理 (薬剤、セメントによる不溶化処理等)

高温処理 (加熱脱塩素化、溶融処理等を含む)

そのまま埋立

その他 ( \_\_\_\_\_ )

【設問 43】集じん灰はどのように処理処分していますか。

専門業者に委託している

自ら処理処分している ⇒ (設問 44 へお進み下さい)

その他 ( \_\_\_\_\_ )

1 「専門業者に委託している」場合、処理処分状況の確認はしていますか。

- 処理工場まで確認している
- 書面で確認している
- 確認していない
- その他 ( \_\_\_\_\_ )

2 委託費用はどのようにしていますか。 ⇒ 回答後は設問 45 へお進み下さい。

- 残骨灰処分料に含む
- 残骨灰処分料とは別に支払っている
- その他 ( \_\_\_\_\_ )

【設問 44】「集じん灰を自ら処理している」場合、処理方法は何ですか。

- 安定化処理 (薬剤、セメントによる不溶化処理等)
- 高温処理 (加熱脱塩素化、溶融処理等を含む)
- そのまま埋立
- その他 ( \_\_\_\_\_ )

【設問 45】残骨灰、集じん灰の分析は行っていますか。(複数回答可)

- ダイオキシン類の測定は定期的に実施している。頻度は 1 回/ ( \_\_\_\_\_ )
- 六価クロムの測定は定期的に実施している。頻度は 1 回/ ( \_\_\_\_\_ )
- 委託業者に分析させ報告を受けている
- 全く行っていない
- その他 ( \_\_\_\_\_ )

## 第 6 風習、慣習等について

【設問 46】葬儀の流れの中で、告別式と火葬の順序はどのようですか。

- 告別式の後に火葬
- 告別式の前に火葬
- どちらもある
- その他 ( \_\_\_\_\_ )

【設問 47】火葬後に収骨する際に、遺骨を乗せておく容器は何ですか。

- 台車式なら台車、ロストル式なら骨受け皿
- 収骨専用トレイ
- どちらもある
- その他 ( \_\_\_\_\_ )

【設問 48】火葬後の収骨方法に大きく 2 通りの方法がありますが、どちらですか。

- 全部収骨 (できるだけすべての遺骨を骨壺に収める、中部地方以東に比較的多い)
- 部分収骨 (のど仏等の主要な遺骨を骨壺に収める、中部地方以西に比較的多い)
- どちらもある
- その他 ( \_\_\_\_\_ )

## 第 7 火葬場の整備費

(平成 20 年以降に新設、増改築を行った火葬場のみご記入ください。該当する整備が無い場合は設問 50 にお進み下さい。)

【設問 49】整備工事の内容はどれに該当しますか。

- 新設
- 増築
- 改築
- 火葬炉の入替
- その他 ( \_\_\_\_\_ )

1 その工事の概算工事費をお聞かせ下さい。

1-1 総工事費 \_\_\_\_\_ 千円

1-2 その主な内訳 1-2-1 用地費 \_\_\_\_\_ 千円

1-2-2 建物工事費 \_\_\_\_\_ 千円

1-2-3 火葬炉関連工事費 \_\_\_\_\_ 千円

2 財源についてお聞かせ下さい。

2-1 起債 \_\_\_\_\_ 千円

2-2 一般財源 \_\_\_\_\_ 千円

2-3 ( ) 補助金 千円

2-4 その他 ( ) 千円

## 第8 火葬場の収入、支出【令和元年度（平成31年4月から）実績でご記入下さい。】

【設問50】年間の火葬手数料、施設使用料等の収入額合計はいくらですか。

                        千円【設問51】年間の支出額合計はいくらですか。                        千円

【設問52】設問51の支出額の内訳をお聞かせ下さい。

1 火葬業務用人件費（又は委託料）                        千円2 火葬業務用燃料費                        千円3 火葬炉関連設備修理費                        千円4 火葬炉の保守点検費                        千円5 1～4を除いた管理費                        千円6 公債費                        千円7 その他                        千円

## 第9 火葬手数料、施設利用料

(汚物、身体の一部、動物、施設利用料等、いくつかの料金設定がある場合は、最も頻度の高い料金をご記入下さい。)

【設問53】管内利用者の火葬手数料は有料ですか、無料ですか。

 有料 無料 ⇒ (設問54へお進み下さい)1 有料の場合、大人                        円（                        歳以上）小人                        円死産児                        円（妊娠85日以上の胎児を含む）汚物                        円（妊娠85日未満の胎児を含む）身体の一部                        円動物                        円

【設問 54】管外利用者の火葬手数料は有料ですか、無料ですか。

- 有料
- 無料 ⇒ (設問 55 へお進み下さい)

1 有料の場合、大人\_\_\_\_\_円 (\_\_\_\_\_歳以上)

小人\_\_\_\_\_円

死産児\_\_\_\_\_円 (妊娠 85 日以上の胎児を含む)

汚物\_\_\_\_\_円 (妊娠 85 日未満の胎児を含む)

身体の一部\_\_\_\_\_円

動物\_\_\_\_\_円

【設問 55】施設利用料 (該当する施設がなければ空欄にして、次にお進み下さい。)

1 待合室

- 有料
- 無料 ⇒ (2 へお進み下さい)

1-1 有料の場合 (最も使用頻度の高い料金をご記入下さい。)

管内利用者\_\_\_\_\_円

管外利用者\_\_\_\_\_円

2 霊安室、保冷庫、保管料等

- 有料
- 無料 ⇒ (3 へお進み下さい)

2-1 有料の場合 (最も使用頻度の高い料金をご記入下さい。)

管内利用者\_\_\_\_\_円

管外利用者\_\_\_\_\_円

3 葬儀式場

- 有料
- 無料 ⇒ (4 へお進み下さい)

3-1 有料の場合 (最も使用頻度の高い料金をご記入下さい。)

管内利用者\_\_\_\_\_円

管外利用者\_\_\_\_\_円

4 その他 (\_\_\_\_\_)

- 有料
- 無料又は該当するものが無し ⇒ (設問 56 へお進み下さい)

4-1 有料の場合 (最も使用頻度の高い料金をご記入下さい。)

管内利用者\_\_\_\_\_円

管外利用者\_\_\_\_\_円

【設問 56】火葬料金について原価計算を行っていますか。

- 原価計算を行っている
- 原価計算を行っていない ⇒ (設問 58 へお進み下さい)
- 分からない ⇒ (設問 58 へお進み下さい)

【設問 57】原価計算を行った場合、火葬料金はどの程度となりますか。

管内大人 \_\_\_\_\_円

【設問 58】火葬料金見直しの考えはありますか。

- 火葬料金の見直しを考えている
- 火葬料金の見直しを考えていない ⇒ (設問 60 へお進み下さい)
- 分からない ⇒ (設問 60 へお進み下さい)

【設問 59】火葬料金見直しの時期はいつ頃と考えていますか。

- 火葬場（火葬炉）新築（更新）の後
- できるだけ早急に
- 現在検討しており、数年後に
- 分からない
- その他 (\_\_\_\_\_)

## 第 10 大規模災害時の火葬炉の運転

【設問 60】災害時対応指針（事業継続計画等）は策定していますか。

- 災害時対応指針（事業継続計画等）を策定している

- 特に指針として策定していない
- その他 (\_\_\_\_\_)

【設問 61】職員の災害時に備えた定期的な訓練を実施していますか。

- 定期的な訓練を実施している
- 特に定期的な訓練は実施していない
- その他 (\_\_\_\_\_)

## 第 11 火葬場の運営管理、職員数、休日等

【設問 62】火葬場の運営管理形態は次のどれに該当しますか。

- 直営
- 全面委託
- 一部委託
- 指定管理者による管理
- PFIによる運営
- その他 (\_\_\_\_\_)

【設問 63】火葬場の職員数、種別（直営、委託、嘱託）

1 総数 \_\_\_\_\_人

その内訳 1-1 直営 \_\_\_\_\_人

1-2 委託 \_\_\_\_\_人

1-3 嘱託 \_\_\_\_\_人

2 火葬業務 \_\_\_\_\_人

その内訳 2-1 直営 \_\_\_\_\_人

2-2 委託 \_\_\_\_\_人

2-3 嘱託 \_\_\_\_\_人

3 管理業務 \_\_\_\_\_人

その内訳 3-1 直営 \_\_\_\_\_人

3-2 委託 \_\_\_\_\_人

3-3 嘱託 \_\_\_\_\_人

4 サービス（湯茶等）\_\_\_\_\_人

その内訳 4-1 直営\_\_\_\_\_人

4-2 委託\_\_\_\_\_人

4-3 嘱託\_\_\_\_\_人

5 その他 施設借用者が従業員\_\_\_\_\_人を置き\_\_\_\_\_を営業している。

【設問 64】現在の職員体制で、火葬作業ができる職員数は何人ですか。

\_\_\_\_\_人

【設問 65】職員の休日（火葬場の休場日とは別に、職員の休日についてお聞きします。）

1 令和元年度の年間休日数（最大取得可能数）\_\_\_\_\_日

2 国民の休日（国民の祝日に関する法律（祝日法）第3条第3項で定められた休日の通称）以外の特別な休日を設定していますか。

特別な休日を設定している

特別な休日を設定していない ⇒ (3へお進み下さい)

2-1 特別な休日の内容をお答えください。

(\_\_\_\_\_)

3 「4週8休制度」は導入されていますか。

導入している

導入していない

その他 (\_\_\_\_\_)

4 休日は次のどれに該当しますか。（複数回答可）

火葬場の休場日

火葬の無い日

日曜・祝祭日

年末・年始

お盆

友引日

その他 (\_\_\_\_\_)

【設問 66】職員の部内、部外での教育訓練はどのように取り組んでいますか。（複数回答可）

- 管理職への技術研修
- 事務職員への研修
- 民間団体での火葬場管理者研修等への参加
- その他（\_\_\_\_\_）

【設問 67】火葬場の管理監督体制として火葬場管理者以外に管理責任者を選任していますか。

- 選任している
- 選任していない ⇒ (設問 69 へお進み下さい)
- その他（\_\_\_\_\_）  
⇒ (設問 69 へお進み下さい)

【設問 68】管理責任者を選任している場合、その肩書をお答えください。

---

【設問 69】管理監督体制の一環として部内ミーティングを実施していますか。

- 実施している
- 特に実施していない
- その他（\_\_\_\_\_）

【設問 70】火葬場利用者の方々に火葬場のイメージ向上を目指した活動、取組事例等がありますか。（複数回答可）

- アンケート、意見箱等の設置
- 広報誌等を利用して各種啓蒙活動の実施
- 葬祭業者との定期的ミーティング、情報交換の実施
- 地域自治会との定期的意見交換会の開催
- ホームページでの利用方法等を適切に開示している
- 特に実施していない
- その他（\_\_\_\_\_）

【設問 71】火葬従事者の職場環境の改善、地位の向上を図ることを目的として取り組む活動や実践事例等がありますか。（複数回答可）

- 委託事業者から適切な賃金が支払われている等の実態調査

- 職場環境向上に向けての現地調査や業者への指導等
- 特に実施していない
- その他 ( \_\_\_\_\_ )

## 第12 公害対策・労働安全関連

【設問 72】排気筒が低い場合、排ガスの拡散効果が期待できないと言われていることに対してどう思いますか。

- 排ガス処理装置があり問題ない
- 排ガス量が少ないので問題ない
- 基準値が低いので問題ない
- 基準が無いので問題としていない
- 排気筒は大気汚染防止法と同様に高くするよう指導すべき
- 分からない
- その他 ( \_\_\_\_\_ )

【設問 73】残骨灰の処理基準が無いが、どのように対応していますか。

- 特に気にしていない
- 六価クロムなどの有害物質は濃度が低いので問題ない
- 基準が無いので問題としていない
- 有害物質が含まれているので溶融処理など適正に処理すべき
- 分からない
- その他 ( \_\_\_\_\_ )

【設問 74】火葬従事者の作業場所の環境測定はしていますか。

- 環境測定をしたことがある
- 環境測定をしたことがない ⇒ (設問 75 へお進み下さい)
- 分からない ⇒ (設問 75 へお進み下さい)
- その他 ( \_\_\_\_\_ )  
⇒ (設問 75 へお進み下さい)

1 「したことがある」とお答えの方、環境測定の項目は何ですか。(複数回答可)

- 粉じん
- 臭気
- 騒音
- アスベスト
- 分からない
- その他 (\_\_\_\_\_)

2 環境測定はどのような頻度で行っていますか。(複数回答可)

- 作業場所の粉じん 頻度は\_\_\_\_\_に1回
- 作業場所の湿度 頻度は\_\_\_\_\_に1回
- 作業場所の騒音 頻度は\_\_\_\_\_に1回

### 第13 指定管理者制度について

【設問75】あなたの火葬場では指定管理者制度を導入していますか。

- 導入している
- 条例では規定しているが、導入していない ⇒ (3へお進み下さい)
- 導入していない ⇒ (3へお進み下さい)
- 今後、導入を計画している ⇒ (4へお進み下さい)
- 分からない ⇒ (設問76へお進み下さい)
- その他 (\_\_\_\_\_  
⇒ (設問76へお進み下さい))

1 導入してよかったですと思われる点は何ですか。(複数回答可)

- 市民サービスが向上した
- トラブルが減った、トラブル対応が迅速になった
- 経費節減となった
- 特になし
- その他 (\_\_\_\_\_)

2 導入した後、何か問題となった点はありますか。(複数回答可)

⇒ (ご回答後は設問 76 へお進み下さい)

- 市民サービスが低下した
- 職員の専門性、質が確保されていない
- 行政との意思疎通がうまくいっていない
- 施設の改善が不十分
- 特になし
- その他 (\_\_\_\_\_)

3 「導入していない」とお答えの方、今後導入を考えていますか。

- 導入を考えている
- 導入を考えていない ⇒ (5へお進み下さい)

4 「導入を考えている」とお答えの方、導入により期待することは何ですか。(複数回答可)

⇒ (ご回答後は設問 76 へお進み下さい)

- 市民サービスを向上させたい
- トラブルを減らしたい
- 経費節減を図りたい
- その他 (\_\_\_\_\_)

5 「導入を考えていない」とお答えの方、その理由は何ですか。(複数回答可)

- 市民サービスの状況を的確に把握できない
- 職員の専門性、火葬への理解度を向上することが困難
- 運営上のトラブルを把握しにくい
- その他 (\_\_\_\_\_)

#### 第 14 最近の諸問題への対応について

【設問 76】ペースメーカー装着遺体については、どのように対応していますか。(複数回答可)

- 事前にペースメーカーの取り外しをお願いしている
- 葬祭業者に届け出をお願いしている
- 遺族に届け出をお願いしている

- ペースメーカ装着の届け出の有無にかかわらず、一定時間が経過するまで点検口を開かないようにしている。その一定時間とは\_\_\_\_\_分
- ペースメーカ装着の届け出の有無にかかわらず、一定時間が経過するまでデレッキ操作をしないようにしている。その一定時間とは\_\_\_\_\_分
- ペースメーカ学会に、火葬する場合の適切な処置を明記するよう要請している
- その他（\_\_\_\_\_）

【設問 77】感染症についてお聞きします。感染症への対応はどのようにしていますか。（複数回答可）

- 保健所と連携し対応している
- 葬儀業者と連携し対応している
- 感染症対応について職員の教育を行っている
- その他（\_\_\_\_\_）

【設問 78】感染症への対応として資材の備蓄は行っていますか。（複数回答可）

- マスク
- 手袋
- 納体袋
- 消毒薬
- ガウン
- 防護服
- その他（\_\_\_\_\_）

【設問 79】副葬品の制限を行っていますか。

- 行っている
- 行っていない ⇒ (設問 80 へお進み下さい)

1 「行っている」という場合、どのようなことを行っていますか。（複数回答可）

- 枠内のチェック
- チラシ等により遺族への協力要請
- 葬儀業者等への協力要請
- その他（\_\_\_\_\_）

※ 副葬品のパンフレットや協力要請の資料がございましたら、本アンケートと併せてお送り下さい。

【設問 80】放射線治療器具の装着遺体の火葬について、「注意が必要」などと聞いたことがありますか。

- 聞いたことがある
- 聞いたことが無い

【設問 81】その他、今困っている問題があればご記入ください。

---

---

---

## 第 15 新型コロナウイルス感染症に関連してお尋ねします。

【設問 82】あなたの火葬場で、新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方の火葬が行われましたか。

- 行われた
- 行われていない ⇒ (設問 83 へお進み下さい)

1 「行われた」とお答えの方、どのくらいの方の火葬がありましたか。

- 1~3 件
- 4~6 件
- 7~9 件
- 10 件以上

2 火葬に当たって、安全、安心のため、どのような対策を取られましたか。(複数回答可)

- 密にならないよう、ご参列者の方を制限していただいた
- お具合の悪い方は、参列をご遠慮いただいた
- マスクの着用をお願いした
- 手指の消毒をお願いした
- 体温を測らせていただいた
- ご遺体に触れないよう、納体袋に収めていただき、管理を徹底した

- 通常の方と新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方のルートを分離して、交錯しないようにした
- その他（\_\_\_\_\_）

【設問 83】職員の安全、安心のため、どのように対応されましたか。（複数回答可）

- 体調の悪い職員には、休んでいただいた
- 毎日体温を測るよう指導した
- マスク着用、消毒用アルコールでの手指の消毒をお願いした
- 体調に気を付けるよう指導した
- その他（\_\_\_\_\_）

【設問 84】職員や利用者の中で、新型コロナウイルスに感染した方がいましたか。

- あった
- なかった ⇒ （設問 85 へお進み下さい）
- 1 関係者の中で感染者が発生した際は、どのような方策を取りましたか。

- 事業を一時休業して、消毒を徹底した
- 職員を一定期間休業させた
- その他（\_\_\_\_\_）

## 第 16 最後に

【設問 85】特定非営利活動法人日本環境斎苑協会のことはご存知ですか。

- 知っているし、各種活動に参加している
- 知っているが、特に対応していない
- 全く知らない
- その他（\_\_\_\_\_）

【設問 86】特定非営利活動法人日本環境斎苑協会では、毎年、火葬行政担当職員、火葬従事職員等に対する表彰を行っておりますが、ご存知ですか。

- よく知っており、対象職員がいれば推薦したい
- 今まで知らなかったが、対象職員がいれば推薦したいので、詳細を知りたい
- あまり必要性を感じない

- その他 ( \_\_\_\_\_ )

【設問 87】特定非営利活動法人日本環境斎苑協会が発行する以下の書籍をご存知ですか。

1 火葬場の建設・維持管理マニュアル

- 購入し、必要な時に読んでいる
- 知っているが、読んだことはない
- 全く知らない
- その他 ( \_\_\_\_\_ )

※ 「火葬場の建設・維持管理マニュアル」は、2018年（平成30年）8月に改訂新版が発行されており、価格は9,000円+消費税+送料となっています。

2 火葬概論

- 購入し、必要な時に読んでいる
- 知っているが、読んだことはない
- 全く知らない
- その他 ( \_\_\_\_\_ )

※ 「火葬概論」は、2017年（平成29年）8月に改訂新版が発行されており、価格は4,300円+消費税+送料となっています。

3 火葬問題Q&A

- 購入し、必要な時に読んでいる
- 知っているが、読んだことはない
- 全く知らない
- その他 ( \_\_\_\_\_ )

※ 「火葬問題Q&A」は、2017年（平成29年）8月に改訂新版が発行されており、価格は4,500円+消費税+送料となっています。

【設問 88】特定非営利活動法人日本環境斎苑協会が開催する以下の研修会等をご存知ですか。

1 火葬技術管理士通信教育（1級、2級）

- 受けたことがある
- 受けてみたいと思っている
- 聞いたことがある

全く知らない

その他 ( \_\_\_\_\_ )

※ 近々、「総括火葬技術管理士コース」(仮称) を開始する予定です。

2 厚生労働省後援 火葬場管理者研修会

受けたことがある

受けてみたいと思っている

聞いたことがある

全く知らない

その他 ( \_\_\_\_\_ )

3 火葬場指定管理者セミナー

受けたことがある

受けてみたいと思っている

聞いたことがある

全く知らない

その他 ( \_\_\_\_\_ )

4 全国火葬情報交換会

受けたことがある

受けてみたいと思っている

聞いたことがある

全く知らない

その他 ( \_\_\_\_\_ )

【設問 89】日本環境斎苑協会に今後より一層期待する役割・事業などについて、ご意見等をご記入下さい。

本調査票の他にご提出いただいた書類

- 施設パンフレット
- 利用案内
- 副葬品のパンフレットまたは協力要請
- その他 ( \_\_\_\_\_ )

アンケートへのご協力をありがとうございました。

#### 提出先・問合せ先

特定非営利活動法人日本環境斎苑協会 科研費担当

〒210-0828 神奈川県川崎市川崎区四谷上町 10-6

TEL 044-270-0123、FAX 044-270-0766

電子メール：[saien2@j-sec.jp](mailto:saien2@j-sec.jp)

#### 提出方法

##### ① 電子メールによる提出

[アンケート調査票]：当協会ホームページ（アドレス <http://www.j-sec.jp>）から用紙（Excel 2007）をダウンロードして下さい。

[データ送信]：設問に沿って回答をご記入いただき、データを上記電子メールアドレスに送信して下さい。なお、火葬場が複数の場合は、火葬場ごとにファイル名を変えてご提出ください。

[ファイル名の付け方]：ファイル名は、自治体名＋施設名として下さい。

[保存ファイル形式]：Excel 2003 以降

##### ② 郵送による提出

本調査票にご記入の上、同封の封筒でご返送下さい。

なお、火葬場が複数の場合、施設数分の調査票を同封していますので、個々の火葬場分の状況をご記入いただき、それぞれをご提出ください。万が一、調査票が不足している場合は、ご面倒でもコピーしていただき、全施設分をご提出いただきますようお願い申し上げます。

## 第10 火葬場関係地方自治体ヒアリング結果の概要

今回の厚生労働科学研究の一環として、全国の火葬場の実態に関するアンケート調査を行うとともに、関東、中部の2地方自治体に出向き、火葬場の実態を把握するため、地方自治体の担当官から、ヒアリングを行わせていただいた。その概要は以下の通り。

### 1 日時

- A市 令和3年2月9日(火)13:15~14:30
- B市 同 17日(水)13:30~15:30  
の2回、それぞれ、おおむね 2時間程度

### 2 結果の概要

#### (A市)

- 冒頭に、今回厚生労働科学研究の概要及び日本環境斎苑協会の概要を説明し、協力方を要請した。
- A市担当者から市営斎場の概要に関し説明があった。  
同市の火葬件数(死体)は、令和元年 6,189件、平成30年 6,220件、  
29年 5,981件、28年 5,701件 であり、年々増加している。  
管内件数 5,899件のほか、管外件数も 290件ある。  
火葬までの待機時間は、最大で10日前後、保冷庫は4体分ある。年間稼働率は74.5%である。  
同市では、令和24年まで増加傾向にあり、その後横ばいに推移すると予測しており、現在、新たな候補地を決めて、斎場建設の検討を行っている。  
現在の施設は、平成4年に設置。28年を経過しており、老朽化が進んでいる。改修の検討を始めている。  
新斎場については炉数は8。施設としては、式場の機能を併設して検討している。現市営斎場については空調が老朽化しており、大きな改修に合わせて改善を検討している。  
現市営斎場は、住宅地にあり、住民の要望もある。要望は、植栽の伐採、交通渋滞の緩和などである。
- ヒアリングの後で、質疑に移り、以下質疑の概要とアンケート調査の回答状況を踏まえて、以下の内容を整理した。
  - ・災害時の対応については、県で広域火葬計画を策定しており、市から災害時の必要な報告を県に行うとともに、県と協力する体制になっている。市としても災害時の対応に関し、マニュアルを作成している。

- ・火葬作業の時間は、条例で9時から17時までとなっているが、「市長が必要と認めるとき」という規定があるので、災害時には、時間延長をする可能性がある。当市では、友引でも一部の日は、稼働している。
- 市では、災害時に備え、災害時の対応指針(事業継続計画)の策定しており、市営斎場では災害時のための定期的な訓練も実施している。
- ・残骨灰と集じん灰は、委託業者により分別して処理しており、見積り合せによる随意契約をしている。
- 残骨灰・集じん灰の最終処理については、適切な処理を行い環境汚染等の防止に努めている。処分状況の確認は、書面で行っている。
- 作業従事場所の環境測定は、行ったことがない。
- ・ペースメーカーについては、葬祭業者からその装着の有無について連絡をいただいている。
- ・新型コロナで亡くなられた方への対応については、アンケート作成時には、4～6件の対応があった。納体袋に収めていただきその安全管理を徹底している。
- 新型コロナで亡くなられた方の火葬は、最終の火葬枠である15時(1枠)で対応している。納体袋はいきわたっている。健康福祉局から病院に配つているようだ。これまでの対応件数は、トータルで30件程度。
- ・火葬場整備は、国からの補助金制度がなく、地方自治体としては負担が大きい。補助制度が作られるべきだと考える。

## (B市)

- 今回厚生労働科学研究の概要及び日本環境斎苑協会の概要を説明し、協力方を要請した。
- B市の担当者からの市斎苑の概要に関し説明があった。

同市の火葬件数は、平成29年5,026件(市内4,398件)、平成30年5,066件(市内4,448件)令和元年5,088件(市内4,459件)管外件数はそれぞれ628件、618件、629件となっている。火葬件数のピークが想定される令和21年及び22年で火葬件数はトータルで6,184件と予測している。

現有の施設で1日当たり30件を火葬することとしており、令和22年まで現有斎苑で、火葬を行い、それ以降に改築を考えることとしている。

保冷庫は4体分あるが、生活保護者の対応があり、引きとり手を探すため、数か月待機する場合もある。

年間稼働率は58.77%である。

現在の施設は、平成4年12月に供用開始。28年を経過しており、老朽化している。部分改修の必要がある。炉が古い基準となっており、整備が必要

である。

排ガス処理は、かなり古いもので、集じん装置を設置していない。

炉数は、15基。式場の機能あり。非常用発電装置を来年更新する予定であるが、建物内には設置できないので外に出して設置する予定である。

現在の火葬場は、住宅地にあり、住民の苦情もあり、苦情内容は、ばい煙、交通公害などである。

地元とは年2回協議会を開いて話し合いをしている。

その話し合いの中で道路の改築、地元の方たちが使いやすい部屋の設置など、地元還元策を講じている。

斎苑が市役所の分室的な役割を果たしており、直営で行っている。

また、地元の水路の浚渫などの要望を市役所担当部局に伝えることなど、地域の清掃活動にも参加している。

- その後、質疑に移り、以下その概要とアンケート調査の回答状況を踏まえて、以下の内容を整理した。

- ・災害時の対応については、県で広域計画を策定しており、市から災害時の必要な報告を行うとともに、協力する体制になっている。

市では、災害時対応指針（事業継続計画等）を策定している。

火葬の受入時間は、条例施行規則で9時から15時30分までとなっているが、災害時には、3回転で時間延長をすることになることも想定している。当市では、避難訓練は実施しているが、災害訓練としては行っていない。

- ・残骨灰と集じん灰は、分別していない、残骨灰等の処理は、競争入札で事業者にゆだねており、委託費用は有償で行っている。有価物相当額を返納させている。

処分状況の確認は、処理工場、及び最終処分場まで確認を行っている。残骨灰、集じん灰の分析は、行っていない。

斎苑周辺の環境測定は臭気と騒音、振動について、行っている。

- ・ペースメーカについては、葬祭業者及びご遺族にお願いし、届出をいただいている。

- ・コロナ対応については、アンケート作成時には、4～6件の対応があったが、現在は、29件になっている。

納体袋に収めていただきその管理を徹底した、入口を別にしており特別なルートを設定したなどの対応を行っている。最終枠で実施している。納体袋はいきわたっている。コロナの場合は友引日でも受け入れを可としている。ご遺族は、できるだけ少なくしていただいている。柩入場時は、職員は防護服を着ているが火葬の時は脱いでいる。

火葬業務は直営及び嘱託職員で行っており、定期的に人事異動があり、1月

2日に職員が感染したが、前いた職員が応援に来て火葬を行ったので支障はなかつた。

- ・火葬場は、補助金制度がなく、地方自治体としては負担が大きい。補助制度が作られるべきだ。

以 上

## 第2章 散骨に関するガイドラインの提案

### 1 墓埋法と散骨

わが国ではほぼ全数の遺体が火葬に付される。よってここでは火葬が行われた後の焼骨についてのみ論じる。

火葬及びその後の焼骨の扱いは、墓地、埋葬等に関する法律（以下「墓埋法」という。）に定めるところにより行われなければならない。すなわち「火葬は、火葬場以外の施設でこれを行つてはなら」ず（4条2項）、「焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域に、これを行つてはならない」（同条1項）とされている。

いわゆる散骨は、墓埋法に基づく火葬の後、その焼骨を粉碎し、墓埋法が規定する埋蔵、収蔵以外の方法で処分する行為である（納骨堂にあっては2条6項により埋蔵ではなく、収蔵という。）。

ここで焼骨の処理に関する墓埋法2条の構造を見てみよう。まず7項で「火葬場」は都道府県知事（市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）の許可施設とする。次に4および5項で焼骨を埋蔵する施設である墳墓が設けられる区域である「墓地」を都道府県知事の許可対象とする。また6項で他人の委託を受けて焼骨を収蔵する施設である「納骨堂」もまた都道府県知事の許可対象である。

墓埋法に違背する行為は違法であり、処罰の対象にもなる（20条以下）。では墓埋法に明記されていない行為であれば、まったくの無制限なのか。これが散骨をめぐる議論のすべてである。

そこで墓埋法の性格であるが、「この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする」（1条）とされていることから、法の趣旨を考慮した解釈と運用が必要になる。

例えば地表に焼骨を散じた後、その上に落ち葉をかけるなどといった簡易な方法で焼骨を覆う行為について、行政解釈は埋蔵に該当するとしているから許可が必要となる（平成16年10月22日健衛発第1022001号）。さすれば焼骨を地上にむき出しのままにするという（散骨）行為は、法1条の趣旨を考慮すれば、なおいっそう無制限に行ってよいとは言い難い。行政解釈で、ご遺族が故人の遺志を尊重し、公衆衛生その他の公共の福祉に問題が生じないように節度をもってご遺骨を自然に撒くことが、墓地埋葬法において直接禁止されるものではない（平成26年6月3日健衛発第0603第1号）とするのは、この文脈から導かれる。

当研究班が実施した国民意識調査によてもいわゆる散骨が一定数実施され、また実施を希望する者も少數ながら存在する。さらに今般の会葬の小規模化が散骨等の意向増加につながる可能性も考えられる。こうした現状を踏まえれば、墓埋法の関連領域において散骨をどう考えるかについておおよその整理をしなければなるまい。

これに関しては「これから墓地等の在り方を考える懇談会報告書（平成10年6月厚生省生活衛生局、座長浦川道太郎）」がある。そこでは「墓地埋葬法が想定していない葬法として、焼骨を粉末状にして、墓地又は墓地以外の場所に焼骨を散布する散骨を行う人々が現れた。墓地埋葬法は、本来、伝統的な葬法である埋葬・火葬の取締法規であり、葬法の在り方自体を直接的に規制するものではない。また、刑法の遺骨遺棄罪は社会的な習俗、倫理に関するものであり、相当の節度をもって行なう場合は、散骨を処罰の対象とすることはできないと解されている。」としつつも、「しかし、一方で散骨の方法によっては紛争が生じる可能性がある、…意識調査の結果でも街中、水源地、公園などでは散骨を行うべきではないという意見が8割から9割を占めている。…したがって、散骨については、その実施を希望する者が適切な方法によって行なうことは認められようが、その方法については公認された社会的な取り決めが設けられることが望ましい。」とし、散骨に対する規制の在り方については「国として、散骨の定義、散骨が許容される区域等を定める基準、行為規制の態様、制裁の程度など条例の基準を示すことが考えられよう。」としている。

当研究班もこれと問題意識を共有する。そして先の報告書から20年を経て、少なからぬ地方公共団体において、地方自治に拠った散骨に関する条例制定などがなされている。それら条例等の制定がなされるきっかけとなった背景には、直接・間接の程度の差こそあれ、散骨をめぐるトラブルが契機であったことが当研究班の地方自治体アンケートで明らかになっており、国として、社会的取り決めを定めるべき時期に来ていると考える。

## 2 散骨に関するガイドラインの提案

墓埋法の目的規定は「墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われること」であり、法文上の規制対象は「墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等」に限定されている。これは「これから墓地等の在り方を考える懇談会報告書」が指摘するように、同法制定時に行われていた葬法を対象にしたからに過ぎない。散骨はその後に見られるようになった葬法であり、法の目的を達成するために所要の法改正を行うべきとの議論が聞かれるところである。事実、墓地設置及管理規則（大正6年）では、墓地のみへの言及に留まっていたが、関東大震災を契機に「納骨堂」という焼骨を扱う新しい方式が現われ、これに対して、納骨堂取締規則（大正13年）を制定する、というように、適時、法令の見直しがされてきた経緯がある。

もっとも、葬法では地域差が大きく、それを踏まえ、墓埋法の実施権限は地方自治体の判断事項とされている。それゆえ「現時点での墓埋法に新たに散骨に関する全国統一的な規制事項を定めるには、まだ準備が整っていない」とも言える。

今回行った民意識調査では、「散骨についてなんらかのルールを示すべきである」との考えが9割を超える。これは今回の調査のみから導き出された一過性のものではなく、前述した20年前の「これから墓地等の在り方を考える懇談会報告書」においても、「(み

だりに) 散骨を行なうべきではないという意見が 9 割を占めている」とある。これは焼骨を地中に埋める行為が規制されるのであれば、焼骨を碎いて海洋または地表に撒いて処分する行為にも何らかのルールが必要との意識の表れであろう。

そこで当研究班では、関係者の共通認識となるべき散骨の定義を定め、地方公共団体に向けて散骨への対応に当たり参考となる事項を、また散骨を行う事業者に向けて散骨を行うに当たり考慮すべき事項をガイドラインとして示すことにした。

### 3 散骨の定義

散骨についての考え方を整理するためには、まず散骨の定義が必要であるが、現状では統一的な定義は存在しない。また合葬墓、樹木葬のように現行墓埋法にその用語はないものの解釈上受け入れられ、各地方自治体で適切に規制が実施されているものもある。ここでは、「墓埋法に基づき適法に火葬された後、その焼骨を粉状に碎き、墓埋法が想定する埋蔵又は収蔵以外の方法で、陸地又は水面に散布し、又は投下する行為」と定義することにする。

散骨の場所は陸地の場合と水面の場合があり、水面の場合、海洋と内水に分かれる。このうち湖沼河川といった内水については、生活用水として利用されていることが一般的であるため避けるべきであろう。また海面の場合、陸地から散骨行為が視認されない距離が置かれているようであるが、この場合においても関係者への配慮が特に重要なことはいうまでもない。

### 4 地方公共団体における散骨への対応

#### (1) 既存の規制の類型

これまで 14 (複数制定の地方公共団体があるので実数では 12) の地方公共団体が規制の基準を明文化している。このほか明文化されていない行政指導等による散骨規制があると考えられるが、今回の研究を通してその実態は把握されていない。

明文化された規制を類型化すれば次のような。

第 1 類型 「何人も」により、個々の散骨も規制しようとするもの。ただし、墓地内の散骨は認めている。罰則あり。

第 2 類型 「散骨場」の概念で、事業者の規制を行おうとするもの。これに加えて、個人の散骨を届出制にするもの。散骨場の場所制限あり。散骨場の経営者に関し、欠格事由あり。罰則ありと罰則なしに分かれる。岩見沢市、秩父市ほか。

第 3 類型 もっぱら散骨場の規制を行おうとするもの。罰則ありと罰則なしに分かれる。

第 4 類型 要綱という形で、行政内部の規範を定めるもの。

第 5 類型 ガイドライン又は指針という形で、海洋散骨に関して行政側の考え方を示そうとするもの。

## (2) 地方公共団体向けガイドライン

墓埋法において散骨の定義や、所要の規制条項が定められていない現状においては、何らかの規制を行う場合、各地方公共団体が散骨をどのように規制するかを自主的に判断することになる。その場合、先行地方公共団体の事例も踏まえ、条例、要綱、指針等を定めることが考えられる。

その場合、散骨を基本的に認めない考え方から、要件を定めて適合するものを認めていくものまで対応は地方公共団体の判断事項になる（健発 0830 第 1 号「地域の自主性及び自立性を高めるための改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行について」および地方自治法 252 条の 17 の 2（条例による事務処理の特例）など）。

いずれにしても広く住民や利害関係者の意見を聞くことが重要であろう。規制の条例等を定める場合、こうした意見聴取の手続きを定めることが望ましい。

### （散骨の定義）

規制内容としては、まず散骨行為を定義することになる。散骨の前提行為は粉骨であるが、焼骨を碎く行為を規制対象とするか、それとも散骨に付随する行為として特段の定めをしないか。また粉状の大きさを定めるかも同様である。

関連事項としては、当該地方公共団体が運営する火葬場での業務に粉骨依頼を受け入れるかの判断がある。

### （散骨の方法）

散骨方法としては、陸地や水面を吹きぬける風に向けて文字どおり粉骨を投げかけるものから、粉骨を自然溶融性の袋や容器に納めて水中に沈めるものもある。したがって散骨として認定する形態を指定する必要があるといえる。しかしながら、焼骨が様々な取り扱い方をされている、あるいはなされることを想定するならば、前述したように「墓埋法に基づき適法に火葬された後、その焼骨を粉状に碎き、墓埋法が想定する埋蔵又は収蔵以外の方法で、陸地又は水面に散布し、又は投下する行為」などと定義し具体的、個別の運用、適用などについては、各々の地方公共団体における実情などを反映させるというあり方も考えられよう。

### （散骨の場所）

散骨の場所であるが、既存の許可墓地内での散骨については、当該地方公共団体における墓地の許可の一環として対応することになろう。墓地外に新たに散骨場を設定する場合には、これを許可制にするか届出制にするか、またこうした規制に反している場合の罰則の有無などが判断事項になる。また散骨場は概念上、陸地と水面があり、そのいずれ（または両方）を対象とするのかを明確にする必要があろう。

散骨場の設定においては、陸地、水面の一定領域を指定する方式（ポジティブチェック）と陸地、水面の一定区域を除外指定してそれ以外の領域を広く散骨可能域とする方式（ネガティブチェック）が考えられる。

### （散骨場の経営者の義務）

墓埋法は墓地、納骨堂、火葬場を経営しようとする者に対して、許可申請のほか各種

の報告義務等を課している（10条以下）<sup>1</sup>。散骨場の経営者に対してどのような義務を課すかを決める必要がある。特に散骨においては粉状の焼骨が埋蔵または収蔵されて残ることはない。このため散骨場の管理者に散布の場所を記録、保管させる必要性がある。

（水面での散骨の規制の対象）

水面での散骨（以下「海洋散骨」という。）では、公共水面が対象であること、散骨の場所への往復には船舶を利用することになるなどの特色あることから、個人から散骨を委託された者、船舶の所有・運航者など多数が関与することになる。このためだれを散骨事業者とみなすのかを明確にする必要があろう。

（その他）

墓埋法4条1項に準じ散骨場以外の区域において散骨行為を原則禁止し、散骨行為を行う場合に届出等の義務を課すか否かの判断も必要であろう。

## 5 散骨事業者が考慮すべき事項

### （1）散骨事業者の責務

散骨は墓埋法制定時には存在しなかった葬法であるがゆえに、同法に規制条項が設けられていない。しかしある程度の実施例が見られ、また希望者も存在することから、適法な葬法として認知する必要があることは、繰々述べてきたとおりである。諸外国での散骨においても、当研究班での調査の限りでは、差異はあるものの何らかの形で散骨への規制を行っている。

わが国における散骨の多くの場合、その実施、履行を標榜する事業者や団体を介して行われている。

このため節度を保った散骨が行われるためには、散骨に関わる事業者の意識が重要である。その必要性は海洋散骨において特に高いと考えられるのであるが、海洋散骨に関しては事業者の団体が組織され、それぞれ加入事業者への指導や散骨に携わる職員への研修、資格付与などを行っているようである。

### （2）散骨事業者向けガイドライン

散骨の規制をどのように考えるかは基本的に地方公共団体の判断事項というのが、当研究班の立ち位置である。よって散骨事業者は、散骨を行なおうとする陸地または水面に関わる地方公共団体の規制方針を事前に把握し、その意向を受け入れなければな

<sup>1</sup> 詳細は「地域における墓地埋葬行政をめぐる課題と地域と調和した対応に関する研究」（平成25年度 厚生労働科学研究費補助金厚生労働科学特別研究事業）「1.地方公共団体の墓地行政等に関する情報収集と分析」や、「各地方公共団体における墓地経営に関する情報共有のあり方に関する研究」（平成29年度 厚生労働科学研究費補助金健康安全・危機管理対策総合研究事業）「3-2 墓地等の経営許可等に関する条例の調査・検討」を参照のこと。

らない。また許可制や届出制など、条例等の規制が施行された場合はそれに服することになる。しかしながら、散骨の規制を行っている地方公共団体が少数にとどまっている状況を踏まえ、当研究班では、別添のとおり、散骨事業者自らが散骨を行うに当たり考慮すべき事項をガイドラインとして取りまとめた。散骨を適切に行うための取組みの一助としていただきたい。

特に供養すべき遺骨の安置先がなくなること、天候不順による日程の変更など散骨に伴う特殊な事情がある。このため利用者との契約内容は、利用者に一方的に不利でなく、合理的なものであることが求められる。散骨が確実に行われたことを証する散骨証明書の作成、交付は必須事項であろう。

今後、国レベルにおいても、散骨に関わる事業者およびその団体との協議の場を設け、散骨への適切な規制の在り方について検討されることが望まれる。

(別添)

## 散骨に関するガイドライン（散骨事業者向け）

### 1 目的

本ガイドラインは、散骨が関係者の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生等の見地から適切に行われることを目的とする。

### 2 定義

本ガイドラインにおける用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 散骨 墓埋法に基づき適法に火葬された後、その焼骨を粉状に砕き、墓埋法が想定する埋蔵又は収蔵以外の方法で、陸地又は水面に散布し、又は投下する行為
- (2) 散骨事業者 業として散骨を行う者
- (3) 散骨関係団体 散骨事業者を会員とする団体

### 3 散骨事業者に関する事項

#### (1) 法令等の遵守

散骨事業者は、散骨を行うに当たっては、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）、刑法（明治 40 年法律第 45 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）、民法（明治 29 年法律第 89 号）等の関係法令、地方公共団体の条例、ガイドライン等を遵守すること。

#### (2) 散骨を行う場所

散骨は、次のような場所で行うこと。

- ① 陸上の場合 あらかじめ特定した区域（河川及び湖沼を除く。）
- ② 海洋の場合 海岸から一定の距離以上離れた海域（地理条件、利用状況等の実情を踏まえ適切な距離を設定する。）

#### (3) 焼骨の形状

焼骨は、その形状を認知できないよう粉状に砕くこと。

#### (4) 関係者への配慮

散骨事業者は、散骨を行うに当たっては、地域住民、周辺の土地所有者、漁業者等の関係者の利益、宗教感情等を害することのないよう、十分に配慮すること。

#### (5) 自然環境への配慮

散骨事業者は、散骨を行うに当たっては、プラスチック、ビニール等を原材料とする副葬品等を投下するなど、自然環境に悪影響を及ぼすような行為は行わないこと。

#### (6) 利用者との契約等

##### ① 約款の整備

散骨事業者は、あらかじめ散骨に関する契約内容を明記した約款を整備し、公表するとともに、利用者の求めがある場合には、約款を提示すること。

## ② 利用者の契約内容の選択

散骨事業者は、約款に定める方法により、利用者の契約内容に関する選択に応じること。

## ③ 契約の締結

### ・ 契約内容の説明

散骨事業者は、契約の締結に当たっては、必要な教育訓練を受けた職員にあらかじめ適切な説明を行わせ、利用者の十分な理解を得ること。

### ・ 契約の方法

散骨に係る契約の方法は、文書によること。

### ・ 費用に関する明細書

散骨事業者は、契約の締結に当たっては、費用に関する明細書を契約書に添付すること。

## ④ 契約の解約

散骨事業者は、約款に定めるところにより、利用者の解約の申し出に応じること。

## ⑤ 散骨証明書の作成、交付

散骨事業者は、散骨を行った後、散骨を行ったことを証する散骨証明書を作成し、利用者に交付すること。

## (7) 安全の確保

散骨事業者は、散骨を行うに当たっては、次のような措置を講ずるなど、参列者の安全に十分に配慮すること。

### ① 陸上の場合 歩道、安全柵等、必要な施設の設置等

### ② 海洋の場合 必要な教育訓練を受けた従事者及び補助者の配置、ライフジャケット等の安全装具の確保等

## (8) 散骨の実施状況の公表

散骨事業者は、自らの散骨の実施状況（散骨の件数、散骨の場所等）を年度ごとに取りまとめ、自社のホームページ等で公表すること。

公表あるいは事業の紹介、PRにおいては、亡くなった人を含め、個人情報の取り扱いには十分に配慮すること。

## 4 散骨関係団体に関する事項

### (1) 散骨関係団体の役割

散骨関係団体は、会員事業者やその職員に対する研修会の開催等、散骨が適切に行われるための取組みに努めること。

### (2) 散骨の実施状況の公表

散骨関係団体は、会員の散骨の実施状況（散骨の件数、散骨の場所等）を年度ごとに取りまとめ、自団体のホームページ等で公表すること。また地方公共団体の求めがあれば提出すること。

## 第3章 火葬場の建設・維持管理に関するマニュアル見直しに

### あたって留意すべき事項

#### 1 趣旨

今回のアンケート調査は、前回平成24年に行った同様のアンケート調査から8年を経過しているが、現時点における火葬場を取り巻く諸問題を反映していると考えられるので、この内容を参考として、マニュアルを最新のものとすることが望まれる。その主なポイントは以下のとおりである。

#### 2 留意すべき事項

- (1) 火葬場のほとんどは、市町村が実施主体となっており、住民全員にかかわる公共施設として、大事な役割を果たしていることに変わりはない。しかし、火葬場の運営形態を見ると、直営は、18.5%にとどまっており、一部委託を含め委託が51.5%、指定管理が29.7%と合わせて81.2%が何らかの形で民間的運営を行っていることがわかる。従って、公的施設としての位置づけを保ちながら、いかに民間的な運営を行っていくかが課題となっていると考えられる。その際、指定管理者制度が必ずしも急速に増加する傾向にあるわけではないことにかんがみ、指定管理者制度の問題点を把握しつつ、適切な活用していく仕組みを検討する必要がある。
- (2) 火葬場の施設規模を見ると、前回調査に比較すると、炉の平均基數は、3.7基から4.5基に拡大しており、6基以上で見ると、前回が15.0%であるのが、22.3%となっており、大規模化の傾向が続いていることがわかる。  
火葬場は、数多くの炉を持ち、公害防止施設などしっかりした設備を持ち、専門的な運営と適切な管理が必要となってきていることが分かる。その傾向は、今後も強まると考えられるので、火葬場運営管理に関する専門家の養成、確保が課題となっている。
- (3) 火葬場の建設年を見ると、基準年となる1983年以前の施設が前回調査の37.3%から28.4%に減少しており、建て替えが進んできたことがわかるが、なお、基準年以前の施設が3割近くを占めており、引き続き建て替えを進めることが求められていることに変わりがない。
- (4) 火葬場の建て替えなどについては、「必要あり」が48.6%と5割近くを占めており、その理由も「施設の老朽化」が99%を超えており。また、火葬場の能力不足については、「不足している」が12.6%とまだ多くはないが、その理由は、施設の老朽化と死亡者数の増加が半々となっており、今後、両方の理由から建て替えへのニーズが高まっていくことが想定される。今後の建て替えにあたっての基本的考え方

を整理し、地方自治体への指針を提供することが求められていると考えられる。

- (5) 火葬場の設備内容としては、ほとんどの施設で再燃料炉ができているが、集じん装置が3割の施設でまだなく、まだまだ改善が望まれる。また、排ガスの測定も、ほとんど測定していない施設がほぼ半数を占めるなど、管理者の理解が十分でないことがうかがわれる。地域への理解を深めるとともに、適切な労働環境を維持改善する見地から、管理者の理解の徹底を求める必要がある。
- (6) また、公害対策・労働安全対策に関しても、排ガスの拡散効果に関し、「わからない」との回答が4割を占めるなど、設置者、管理者の理解が十分でないことをうかがわせる。残骨灰の適正処理についても、「わからない」が3割を占めており、理解が行き届いていないことが懸念される。また、作業環境の測定も6割が「したことがない」と答えており、今後の意識啓発が求められる。また、残骨灰と集じん灰の分別についても、半数以上が「分別していない」と答えており、残骨灰、集じん灰の分析についても、「全く行っていない」が半数を占めており、マニュアルの記載内容の充実、各種研修などを通じ、引き続き、理解と徹底を求めていく必要がある。
- (7) 大災害時の対応については、各種資材に関する協定締結がある程度進んでいるが、未だ「協定を締結していない」が3割近くを占めており、引き続き理解の醸成に努める必要がある。災害時の人的協力体制については、火葬炉メーカーの支援を中心に都道府県内施設からの支援が進んでいるが、「事業継続計画等」の策定、「災害時に備えた定期訓練」の実施は、進んでいない。この点も管理者の理解をさらに深める必要がある。
- (8) 最近の諸問題への対応については、ペースメーカーについては、葬儀業者との連携などを含め対応が進んでおり、感染症への対応も同様である。副葬品の制限についても努力されていることがうかがわれる。引き続き適切な対応を求めていく必要がある。  
新型コロナ対応については、行われた火葬件数で10件以上の施設が約3割を占めており、このアンケート調査報告後にもその数が増えていることが想定される。火葬場は、ひとたび感染が拡大すれば、その社会的使命を果たすことができなくなる恐れがある施設であることにかんがみ、国においても、ガイドラインを示しており、様々な支援をおこなっていただいている。特に、納体袋については、安全安心のため欠かせないことから国においてもその確保に努めているところである。幸い、納体袋の収容は、95.0%が行われており、今後ともこの傾向が維持改善されることが望まれる。改めて、コロナ問題に対する対応についても、国のガイドラインなどを踏まえ、マニュアルの内容を拡充する必要がある。
- (9) 火葬場のイメージ向上の方策については、いろいろ工夫して行われていることが推測されるが、未だ、「実施していない」が約7割となっており、今後の努力が期待され、マニュアルにおいても対応の在り方を検討する必要がある。
- (10) 日本環境斎苑協会の事業については、今回初めてアンケート調査に加えたが、まだ

まだその内容が認知されていない状況が明らかになっている。それぞれの地方自治体が各地の地方自治体の対応について知見を共有すること、大規模化し、専門化しつつある火葬場の運営に関する専門家の養成に関し、理解を広めていただくこと、火葬場の運営に苦労しておられる方々の表彰制度等協会の事業をもっと広く知っていただき、ご参加をいただくための努力が必要なことが示されている。

また、アンケート調査の結果によると、設置管理にかかるマニュアル、研修事業、火葬技術管理士養成制度についても理解が進んでいないことが明らかとなっており、協会事業をもっと知っていただき、多くのご参加をいただく努力が求められる。

## 4 これから墓地等の在り方を考える懇談会報告書

(平成10年6月)  
(厚生省生活衛生局)

## はじめに

今年は、墓地、埋葬等に関する法律（以下「墓地埋葬法」という。）が戦後もない昭和23年に制定されてから50年となる。今日、我が国は戦後の混乱期、高度経済成長期を経て、世界的主要国としての地位を築いた。このような経済の発展は、同時に、社会構造や家族の形態を大きく変貌させ、人々の生活様式や生活意識をも著しく変化させるものであった。墓地については、都市化の進展、核家族化の進行、高齢人口の増加、火葬率の上昇等の社会的要因や家意識の軽薄化、葬送の自由の主張等の国民意識の変化の影響を受けている。

墓地は優れて人々の生活の営み即ち文化を反映するものであり、墓地行政は土地の習俗や人々の宗教的感情を尊重しつつ、社会情勢に即して展開されなければならない。

50年の月日の経過は墓地行政の見直しを要求し、また、今後予想される少子高齢化の進行は、来るべき社会に適合した墓地等の在り方を求めていく。本懇談会はこのようないくつかの認識の下に、墓地を利用する者の視点に立って、これからの墓地等の在り方にについて検討を行い、現段階における見解を以下のようにまとめた。

## 第1 墓地を巡る現在の状況

## 1 総説

今日の墓地埋葬等を取り巻く社会環境は、墓地埋葬法の制定当時に比べて、大きく変貌を遂げている。

第一は火葬率の上昇である。昭和25年当時に於いて5割強にすぎなかった火葬率が平成8年には約99%弱にまで上昇した。しかし、火葬率の上昇は火葬場の増加にはつながらず、逆に昭和35年には約24,000か所の火葬場が平成7

年には約8,500か所に減少している。つまり、火葬が増加する一方で火葬場の統廃合が進み、その近代化・整備が行われてきた。法制定当時においては、土葬や火葬場に対する公衆衛生の確保が重要な任務であった。しかし、公衆衛生の確保の重要性に変化はないものの、土葬の減少や火葬場の近代化・整備が進行した今日においては、公衆衛生の観点からの規制だけではなく、生活環境に配慮した墓地や火葬場の量的整備や質的な水準の向上等について、地方自治体が基本的な住民サービスの行政として積極的に取り組むことが求められている。

第二は、高度経済成長の下での急激な人口移動による都市の過密化・農村の過疎化と核家族化の進行、更には少子化の進展という社会環境の変化である。大都市では急激な人口の増加及び世帯数の増加によって墓地の需要が増大し、墓地需要に対する対応がこれまでの墓地行政の重要な課題となってきた。現在でも、地域的な偏差があるものの、墓地不足の状況は解決されていない。

また、急激な人口移動によって生じてくるのは、「墓地不足」だけではない。人口移動によって祭祀承継者のいない墳墓が増加し、その墳墓の改革問題（いわゆる「無縁墳墓」）も社会問題となってきた。

元来、死者の祭祀は私的な問題であり、国民の宗教的感情を尊重する意味からも承継者のいない墳墓の改革については慎重な手続が課せられている（墓地率法施行規則第3条）。しかし、産業者のいない墳墓の增加が墓地の管理及び経営を圧迫する要因になり、他方では改革公告を2種以上の日刊新聞に3回以上公告することを義務づけた改革手続の不合理性が指摘されるようになってきた（注1）。

また、近年の子どもの減少、更に昭和49年以降の人口置換水準を下回る合計特殊出生率の低下、少子化の進行とともに、墓地承継者の不在がより深刻になってきた。つまり、墓地承継者の不在は、都市化や過疎化という人口移動の要因だけなく、家族構造の変化に根ざした問題として広く認識されるようになってきた。

このような段階における承継者のいない墳墓の改革問題は、墓地経営の觀点からだけではなく、国民の宗教的平穡を確保するため、そこに葬られている人あるいはそこに葬られるであろう墓地使用者の利益を守るという觀点からも、その対応について考える必要があるだろう。具体的には、墓地使用的有期限化や多様な墓地の在り方にについての検討が求められる。

さらに、現在の人口構造から見ても、これから死亡者の数が増大し、祭祀承継者を確保することができない人々が増大するであろう。そうであるとすれば、行旅病人及旅死之人取扱法（明治32年）、生活保護法（昭和25年）、老人福祉法（昭和38年）等の規定による対応だけではなく、今後、これらの人々の必要に応じてより多様な葬送のサービスを提供するシステムの整備が必要である。

第三は、葬送に関する国民意識の変化である。高度経済成長期の墓地需要の増加の背景には死者のための墓地の確保のためだけではなく、将来「私が入るための墓地の確保であったといわれている。「私」の死後を子孫に全面的に委ねるのではなく、自らが「死後の住処（すみか）」を求めている傾向は以前から顕著に見られる現象であった。この傾向が今日ではより積極的に展開し、「私」の死後を私の意思によって決定したいという考え方（「葬送の自由」）が自己決定権の具体的表現として主張されるようになつた。そのため表現形態は多様であるが、散骨という葬送の選択もその一つである。伝統的な慣習からの解放や価値観の多様化を背景とした「葬送の自由」の要求は尊重されるべきものであろう。しかし、葬送に関して法律が想定していない状況も生まれてきたからには、新しい時代の葬送に適合するような法の体系の整備が求められる。

## 2 墓地需要の増大

### （都市化の進展）

戦後ににおける経済成長は、産業化の進展の成果であり、産業化は労働力として多くの人々を地域社会から離脱させ、都市の住人とした。

我が国の人口は、高度経済成長以降、都市圏への人口の集中が進んだが、

今後も都市圏の人口の増大が見込まれている（注2）。新たに都市住民となつた人々の多くは、そこを故郷とするようになり、自らの墓と死者を弔うための墓を求めるため、墓地需要は大きく伸びることとなった。例えば、東京都の都立墓園の応募状況を見てみると、壁型墓地などを増設し、納骨堂を新設した後の平成5年度以降は4倍程度の公募倍率であるが、それ以前は10倍を大きく超える倍率であった（注3）。

このため、意識調査（注4）においても、人口流入が顕著な都市部を中心に基盤地の不足を指摘する数値が高い。すなわち、12大都市においては、4割強の人が墓地は不足していると認識しており、4人に1人が実際に自分自身が利用できる墓を持つていないと考えている。

（高齢人口の増加）  
また、今後、高齢者数の絶対的増大が見込まれるが、このことは、死亡者数の増大を意味するものであり、墓地需要増大の要因として位置づけられる。死亡者数の推移は、平成8年に約90万人であったものが、最大時平成48年（約175万人）に達するまで増加し続ける見込みである（注5）。

### （供給の停滞）

以上のようないくつかの要因から、墓地需要は増大しているが、墓地は一般にいわゆる「迷惑施設」として受け止められることなどから、人の居住する地域の近隣では新たな立地が困難な場合が多く、供給も滞りがちになる傾向がある。

### 3 承継者のいない墓の増加

#### （家族像の変化）

都市化の過程で、人口が流出し、過疎化した地域においては、世帯数が減少し、あるいは跡継ぎ世帯が流出し、一部の地域においては墓地の無縁化が進んでいる。

また、核家族世帯数は、昭和50年に1,930万世帯であったものが、平成8年には2,580万世帯に増加するなど、核家族化の進展と家族規模の縮小がみられ、墓を守ることが期待される子どもの数が減少している。少子化的進行はこの傾向に拍車をかけるものとなっている。

さらに、夫婦のみの世帯及び単独世帯の数は、それぞれ昭和60年に520万世帯、790万世帯であったものが、平成7年には750万世帯、1,120万世帯に増加するなど世帯に子どもがいる人よりも、これらの人も墓を求める場合が多いものと予想すれば、承継者のいない墓が増えいくことが見込まれる。

人々の意識においても、いわゆる家意識の後退とともに、「先祖の祭祀を祭ることとは子孫の義務である」と考えることが若年層ほど徐々にではあるが希薄化する傾向にある（注6）。

これらのこととは、将来において無縁化する墓の増加を示しており、承継者のいない墓の取扱いは今後の墓地問題の一つの焦点となるう。

なお、現在においても、無縁墳墓については、その改善が求められている。  
4 事業型墓地の増加  
（墓地事業の展開）  
都市人口の増大とともに、都市に定住する人々が墓を購入するようになると、宗派を問わず一般公衆が利用可能な事業型墓地が出現するようになつた。

1ha以上の大規模墓地は、全国で、昭和60年に約900か所（厚生省：全国主要墓地経営実態調査）であったものが、平成9年には約1,400か所（（社）全日本墓園協会：大規模墓地経営実態調査）に及んでいる。

事業型墓地の経営主体は地方自治体以外は公益法人又は宗教法人に限定する行政方針（注7）が示されている。これは、墓地の永続性と非営利性の確保を図るためにあるが、この趣旨を達成するためには、墓地事業を営む公益法人あるいは宗教法人においても妥定的な財政運営が必要である。

また、墓地の利用者は自分の死後ににおいても適切な管理を望んでいるのであるから、墓地の経営、管理の方法について、利用者の期待権保護のための適切な対策が講ぜなければならない。

さらに、墓地の経営者は、このような墓地の利用者の意思や期待に誠実に

こたえるよう、高い職業倫理が求められている。

### 5 散骨の出現

#### (法の態度)

墓地埋葬法が想定していない葬法として、焼骨を粉末状にして、墓地又は墓地以外の場所で散骨を行う人々が現れた。

墓地埋葬法は、本来、伝統的な葬法である埋葬・火葬の取締法規であり、葬法の在り方自体を直接的に規制するものではない。また、刑法の遺骨遺棄罪は社会的な習俗、倫理に関するものであり、相当の節度をもつて行う場合は、散骨を処罰の対象とすることはできないと解されている。

現在、死後に自然に帰るという志向等を背景に、「自然葬」と称して散骨を行う市民団体が結成され、その普及活動も行われ、葬儀会社の中には事業として散骨を行う例も現れてきている。

時の経過とともに新しい葬法である散骨を容認する人々も増加の傾向にある。散骨を葬法として容認する人の割合は、平成2年の調査では2割強であったが(注8)、本年(平成10年)の調査では7割を超えた(注9)。散骨についての理解が進んでいることが伺える。

しかし、一方で散骨の方法によっては紛争が生じる可能性がある。平成6年には、東京都所有の水源林の区域に散骨を容認しないことを求める要請書を提出している。

意識調査の結果でも街中、水源地、公園などでは散骨を行はべきではないという意見が8割から9割を占めている(注10)。

したがって、散骨については、その実施を希望する者が適切な方法によつて行うこととは認められようが、その方法については公認された社会的な取決めが設けられることが望ましい。

#### (営利企業)

墓地の経営については、永続性と非営利性の確保の観点から、株式会社などの営利企業が経営主体となることは適当ではないといふ国の行政方針が提示されている。

墓地埋葬法の墓地の経営許可権限は団体委任事務として都道府県等の権限であるが、各都道府県等においても国の行政方針を概ね尊重して行政運営がなされている。

この点、多様なサービスを提供するといふ観点から、また、規制緩和の観点から、営利企業に墓地経営を認めてよいのではないかという議論がある。

この問題については、墓地に対する国民の意識を踏まえて考えるべきであろう。多くの人が自らの死後も長期にわたって墓が守られていくことを望み、そのことは保護に値する価値と考えられる。一方、営利企業は、「解散の自由」があり、かつ、他の事業で失敗すれば倒産の危険もある。また、意識調査においても、営利企業が経営する墓地を利用したくないとする人が6割を超える結果となっている(注11)。したがって、事業の性格から永続性の確保が基本的に求められる墓地の経営については、現状では、行政方針に示されているように、営利企業を墓地の経営主体として認めるることは適当ではないと考えられる。

民間資本を墓地事業に活用する方策としては、公益信託の制度が考えられる。公益信託は公益法人制度に比較して現在あまり活用されていないが、英語では街並み保存などにも利用されている。墓地経営に公益信託を利用することができる、民間資本を活用しつつ、信託による安定した経営管理を確保し、併せて、いわゆる名義貸し防止の副次的効果も期待ができるので、制度活用のための積極的努力を関係者に期待したい。

#### (地方自治体)

墓地の公益性にかんがみると、老人ホームや学校などと同様に地方自治体が基礎的な住民サービスとして積極的な提供を図ることが望ましく、現状を

把握し、将来の需要を見通した行政の計画的な対応が必要である。

#### (宗教法人)

宗教法人が宗教活動の一環として信徒のために墓地経営を行う場合は特に問題はないが、公益事業として宗派を問わない墓地の経営を行う場合、墓企業等が経営の実権を握るいわゆる名義貸しの事例があることが指摘されており。名義貸しが行われた場合は、実質的な経営主体の墓企業等に収入を収奪されるなどの危険があり、経営責任を果たせない事例が生じる可能性が高い。

このようなことを防止するためには、墓地埋葬法上の墓地経営の許可に当たって、都道府県等の行政事務当局において宗教法人所管部局と墓地埋葬法担当部局が密接な連携を保ち、許可申請をする宗教法人が、宗教法人としての活動実績があるか、実質的に墓地経営を行う能力があるか等について精査すべきである。

#### (公益法人)

公益法人が経営する墓地についても的確な財政運営がなされているか十分に監督が行われなければならない。したがって、公益法人設立の認可に当たっての審査が十分に行われることに加えて、墓地埋葬法上の監督と法人監督が密接に連携し、一体となって行われることが望ましい。これらの権限が分離されることになる大臣認可の墓地事業を目的とする公益法人は、原則として今後認めないことが適当であろう。

#### (個人墓地)

個人墓地も、設置をする場合は、都道府県知事等の許可が必要であるが、これを広く認めることとともに、墓地の乱開墳を招き、小規模の墓地が各地に多數散在することとなり、快適な生活環境を求める国民の感情にそぐわないばかりか、公衆衛生の見地からも望ましいとはいえない。また、墓地の存在が土地等の取引価格に大きく影響することなどから、土地取引における紛争の原因ともなりかねない。

したがって、個人墓地の新設については、これまで、既存の墓地を利用で

きないような例外的な場合を除き、原則として墓地埋葬法による許可を行わない行政方針（注12）が採られてきたところであるが、引き続きこのようない用が行われることが適切であると考えられる。また、無許可の個人墓地が設けられないよう地方自治体の適正な行政運営が求められる。

## 2 利用者保護の充実

### (情報の提示・開示)

墓の購入は生涯に一度の体験であることが多い、しかも高額による場合が少なくない。意識調査においても墓地の価格の高騰が墓地問題の一巻の問題であるとして挙げられている（注13）。また、供給側と購入側の情報量の格差も著しい。消費者契約の適正化を求める動きがある中で、墓地の選択に資するような墓地に関する情報を広く提供するシステムの整備が望まれる。事業型墓地にあっては、特定の階層にとどまらない多数の利用者を予定している事業の公共性にかんがみ、墓地使用契約の内容について利用者保護の観点から契約内容の明確化等を図るべきである。例えば、標準的な契約条款を作成することなども望ましいといえよう。特に、墓地の使用に際しての料金体系については、墓地使用の権利を取得するための「(永代) 使用料」と墓地の公用部分を管理するための「(年間) 管理料」が徴収されているが、これらとの料金に対応する権利の内容は統一されないだけではなく、一般に周知されておらず、また、種々の名目で多くの費用を徴収される場合もある。このような料金の内容の明確化と合理的な価格体系の整備が必要であろう。

また、墓地の経営者団体等においては、事業型墓地についての経営情報を積極的に開示するなど利用者の信頼を維持獲得する活動を行うことが望まれる。

### (契約の解除)

墓地使用契約の解除についても、利用者の保護が求められる。墓地使用契約の解除において、既に支払済みの永代使用料の取扱い、解除に至るまでの利用期間についての最低保障など利用者の権利保護に十分な配慮が行われる

必要がある。墓地使用契約の解除によって、墓地管理者が改葬を行うことは認められるが、実行する場合は、利用者との紛争を防ぐ観点から、利用者の改葬承諾書を添付せざるなど厳格な手続によるものとする等制度の整備が必要であるほか、焼骨等を引き取らない場合には、合葬式の共同墓、壁型墓地又は納骨堂を改葬先として用意することが望まれる。

事業型墓地にあっては、転居等により墓を改葬したことにより、墓地使用权が不要になった利用者に対しては、管理者の承認の下に有償での譲渡又は経営者に対する買取り譲請求が可能となるような仕組みの導入についても考える余地があらう。これは、墓地の有効利用の観点からも有益であると考えられる。

#### (墓地の多様化)

利用者の多様な要望にこたえることも必要であらう。人々の墓に対する意識の変化が進みば、合葬式の共同墓、壁型墓地や芝生墓地などの新しい形式の墓地や納骨堂の活用などは、高価な墓石の費用を縮減することができるので、低廉な価格で提供が可能であり、また、大規模な土地開発を伴わないと、都市部において今後発展することが考えられよう。これらの中には、墓地の在り方も多様になるため、それらについても十分に検討する必要がある。

散骨を希望する者が増加すれば、諸外国の例に見られるように、墓地中の一定の区域を散骨場所として提供することも考えられよう。

### 3 経営の安定と管理の合理化

#### (墓地経営の安定)

墓地には永続性が求められ、墓地の経営主体から営利企業を排している理由もある。しかし、その趣旨をより確かにするためにには、日常の経営が適切に行われるような仕組みが必要であると考えられる。  
都道府県知事等が墓地の経営許可を行った場合には、十分な基本財産を有していることを審査するとともに、許可の条件として、将来にわたって安定した経営を行ったりために計画的に永代使用料等を原資とする管理基金を造成

することと、監査法人による財務監査を受検することと、財務諸表を公開することなどの条件を付することが望ましい。  
経営内容についての情報を公開することは、いわゆる名義貸しを防止する効果があると考えられる。

#### (墓地使用契約の有期限化)

事業型墓地にあっては、墓地の使用权について有期限更新制を採用している場合がある。墓地の使用权は無期限であるべきであるという考え方もあるが、更新できるのであれば有期限であってもよいと考える人々も多い。意識調査によれば、東京都区部では6割近い人々が有期限更新制を認容する態度を示している（注14）。承継者を期待できない、自身者が墓地を入手することができないという事例に対応するためにも死者を追悼するのにふさわしい相当期間を保障し、期限経過後は合葬墓に改葬することとすれば利用者の要望に合致するとともに、墓の無縁化を防止し、墓地の管理の合理化にも資するであろう。

#### (管理の合理化)

墓地の管理（経理を含む。）の質の向上を図るためにには、墓地の管理についての指針の策定とその普及が必要である。特に現在の墓地使用者の確認と死亡者を把握しておくための墓籍簿の整備などについては現行法令上も規定が設けられており、こうした記録の管理を確実に行うこと、墓地管理者の研修の充実を図ることが望まれる。

墓地の日常的な管理については、コストの低減に努めるべきであり、必要に応じて管理業務の外部委託等も考えられてよい。管理業務の合理化については、墓地の経営者団体が指導力を発揮する事柄であらう。  
墓地の経営者団体においては、各種共同事業の実施、公益的事業の展開など事業型墓地経営の信頼性の確保、向上に努めることを期待したい。  
なお、業務の外部化については、いわゆる名義貸しの手段とならないよう、明確な委託関係に基づくことが必要である。

#### (無縁墳墓の改革)

無縁墳墓の改革手続は改める必要がある。現行制度は、2紙以上の新聞に3回以上の公告を求めているが、この公告手続が今日では高額の費用がかかりながら実効性が薄いことは、総務省の「あっせん」が指摘するところである。本懇談会は、現行の公告手続に代わる方法として次のような方法を提案する。

- ・官報で公告する。
- (理由) 公然な手続として一般的であり、廉価である。
- ・無縁墳墓として改葬する墳墓に立札を立て、一年間維持する。
- (理由) 最も原則的ではあるが、社会常識に合致すると考えられる。
- ・公的な団体が公告内容を永久保存し、当該団体の事務所で公衆の閲覧に供する。それとともに、当該団体のインターネット上のホームページにて公告する。
- (理由) 墓地経営者の公的団体が自らの責任で公告内容を保存することを望ましく、また、インターネット上の公告は、最も今日的な伝達方法であり、全国から用意にアクセスが可能である。さらに、永久的な記録保存という要請にこたえられる。

#### 4 散骨についての考え方

##### (散骨)

散骨は、墓地埋葬法の立法当時、社会的事実がなかったためにあえて規定したかったものと考えられる。

散骨が公衆衛生上の問題を生じたり、社会通念上国民の宗教的感情を損なうような形で行われるのを防ぐためには、現行法上特に規制の対象にする必要がないというものが現在の行政の考え方であり、これは是認できるものである。しかし、死者の遺志を尊重した散骨が認められるとても、それは無制限のものではない。現行法のままでも、公衆衛生上又は国民の宗教的感情上の問題を生じるような方法で散骨が行われる場合には、墓地埋葬行政として当然規制の対象となる。

他の権利行使と同様に、「散骨の自由」も公共の福祉による制約を受ける

のは当然である。公衆衛生上危険であったり、又は国民の宗教的感情に反するような葬送行為が公共の福祉により制約されるのは、いわゆる「権利の内在的制約」によるものである。

##### (規制の方法)

散骨については、街中や水源地など人々の日常生活に密接な関係のある場所において行うこととは妥当ではないという人々が圧倒的に多数である。散骨を希望する者が適切な方法により散骨を行いう自由を前提にした上で必要な規制を行うことが適切であると考えられる。

規制の方法については、国民の習俗に関する重要な事項に關わるものであるので、議会が制定する法律又は条例によることが必要である。

法律によるべきか条例によるべきかについては、葬送方法には強い地域差があると考えられること、また、墓地埋葬に関する規制権限は地方自治体上、団体委任事務とされている（地方分権推進計画においては、地方自治体の本來的任務である自治事務として整理されている。）ことから、それぞれの地方の実情を踏まえて、地方自治体の条例で定めることが適当であると考えられる。

国としては、散骨の定義、散骨が許容される区域等を定める基準、行為規制の態様、制裁の程度など条例の準則を示すことが考えられよう。

おわりに  
本懇談会においては、墓地埋葬法とその運用について、制定から50年を経過した現在の社会環境と国民の生活意識の変化をもとに見直す作業を行った。

その作業を通して、法制度に関しては墓地埋葬法全体を改正する必要はないものの、いくつかの補正を必要とする部分が生じていることが明らかになった。

その一つは、無縁墳墓の改革手続（墓地埋葬法施行規則第3条）である

が、これは既に述べたよな形に簡易化することが早急に望まれる。また、事業型墓地における墓地契約関係解消に伴う改革手続についても、從来明確でなかつたため、法令上明らかにすることが必要である。

第二に、散骨に関しては、それを望む者が存在し、国民の意識でも肯定的にとらえる者の数が増えてきているが、不適切な方法で行うことによりトラブルが発生しないように、その実施方法等について、法制度として明確な基準を設けることが望ましい。

墓地埋葬法の運用に関しては、墓地の安定供給、墓地使用者の保護、墓地経営の安定化のための施策等に関しては、多くの課題が存在していることが明らかになった。

第一に、墓地の安定供給については、今後も地方自治体の墓地供給への努力が望まれるが、国の行政としては、地方自治体に対して必要な情報提供等の支援を行なはか、民間の事業型墓地を経営する公益法人に対する適切な監督、新たな事業型墓地を供給するための公益信託の開発等を進めることが望まれる。

第二に、墓地使用者の保護と承継者のいない墓地の出現に対応するため、事業型墓地の經營者が現在使用している墓地使用契約の内容の見直しと適正化が必要である。墓地經營者団体等が中心となつて積極的にこの作業を行なうことが望まれる。

第三に、近年になって多く開設された事業型墓地については、その適正な管理と墓地經營の安定化が今後の課題となるが、この面でも、ガイドラインの作成等による協力・支援策が必要である。

以上述べたように、制定後50年を迎えた墓地埋葬法を巡っては法制度と運用の面で多くの解決すべき問題がある。墓地は社会にとって必要な施設であり、人々の最終的な安住の場所でもある。本懇談会の報告書は、国の墓地行政について提言するものであるが、この報告書が実績となって、多くの人がもう一度、墓地について考えていただければ幸いである。

注1：平成8年、総務省が国民の意見を行政にあっせんする制度により、厚

生省に対し、現行の無縫墳墓改葬手続が不合理であるとする意見を「あつせん」した。

注2：四全総合的点検中間報告「人口減少、高齢化の進展と活力ある地域づくり」（国土審議会調査部会地域社会専門委員会、平成5年6月）国土計画・調整局試算

注3：東京都調査

都立墓園の公募状況の推移

|     | 公募数   | 申込数    | 倍率   | うち一般、芝生墓地 | うち新形式墓地 |
|-----|-------|--------|------|-----------|---------|
|     | 公募数   | 申込数    | 倍率   | 公募数       | 倍率      |
| 元年度 | 750   | 14,292 | 19.1 | 750       | 19.1    |
| 2年度 | 750   | 14,463 | 19.3 | 750       | 19.3    |
| 3年度 | 1,000 | 14,652 | 14.7 | 550       | 22.1    |
| 4年度 | 1,350 | 14,249 | 10.6 | 350       | 29.7    |
| 5年度 | 4,250 | 16,528 | 3.9  | 300       | 31.6    |
| 6年度 | 3,350 | 14,145 | 4.2  | 350       | 24.8    |
| 7年度 | 2,700 | 13,360 | 4.9  | 320       | 25.5    |
|     |       |        |      | 2,380     | 2.2     |

(備考) 1 東京都建設局資料より作成。  
2 「新形式墓地」とは墓型墓地と多摩墓園みたま堂の合計であり、墓型墓地は平成8年度より、多摩墓園みたま堂は平成5年度より供給を開始した。  
3 一般墓地及び芝生墓地は、その多くが再販付である。

注4：平成10年、厚生科学研究所「墓地に関する意識調査」（主任研究者：森謙二）

注5：平成9年、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（中位推計）

注6：前掲厚生科学研究所「墓地に関する意識調査」

注7：墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可の取扱について（昭和43年4月5日厚生省環第8058号）

注8：総理府調査「墓地に関する世論調査」  
なお、平成5年東京都調査『都政モニターアンケート「東京都の墓園行政』では、答認する人の割合は62.2%となつている。

また、平成7年東京都調査『都市型墓地に関する意識調査』では、散骨を容認する人の割合は69.1%となっている。

注9：前掲厚生科学研究

注10：前掲厚生科学研究

注12：個人墓地の疑義について（昭和27年10月25日厚生省衛発第1025号）

注13：前掲厚生科学研究  
注14：前掲厚生科学研究

〔附属資料〕 これからの方を考える懇談会委員名簿（◎：座長）

石井 幸一（第1回～第3回）

元東京都建設局公園緑地部園芸課長

機部 力 東京都立大学法学部教授

◎浦川道太郎 早稲田大学法学部教授

大澤 秀行 財団法人墓園普及会専務理事

甲斐 麗子 主婦連合会参与

金光 克己 社団法人全日本墓園協会理事長

木村 漢（第1回～第4回）

前千葉市保健福祉局保健衛生部生活衛生課長

塙晃 戎三 産経新聞社客員論説委員

長江 曜子 聖徳大学短期大学部助教授

橋本 泰子 大正大学人間学部教授（前西南女学院大学教授）

藤井 正雄 大正大学文学部教授

増田 聖三（第5回～第12回）

千葉市保健福祉局保健衛生部生活衛生課長

松浦いづみ（第11回～第12回）

東京都建設局公園緑地部園芸課長

森 謙二 茨城キリスト教大学文学部教授（前シオノン短期大学教授）

森田 紘一（第4回～第10回）

前東京都建設局公園緑地部園芸課長